

令和3年第426回定例会

矢吹町議会会議録

令和3年3月12日 開会

令和3年3月22日 閉会

矢吹町議会

令和3年第426回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	5
町政報告並びに施政方針	5
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案の上程、説明(議案第3号～議案第26号)	24
散会の宣告	29

第 2 号 (3月15日)

議事日程	31
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	31
職務のため出席した者の職氏名	32
開議の宣告	33
一般質問	33
芳賀慎也君	33
高久美秋君	42

富永創造君	52
三村正一君	65
会議時間の延長	84
加藤宏樹君	84
散会の宣告	103

第 3 号 (3月16日)

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	105
職務のため出席した者の職氏名	106
開議の宣告	107
一般質問	107
安井敬博君	107
青山英樹君	122
承認第6号の上程、説明、採決	139
総括質疑	139
議案、陳情の付託	141
散会の宣告	142

第 4 号 (3月22日)

議事日程	143
本日の会議に付した事件	143
出席議員	143
欠席議員	144
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	144
職務のため出席した者の職氏名	144
開議の宣告	145
議事日程の報告	145
議案第3号、第4号、第5号、第9号の委員長報告、質疑、討論、採決	145
議案第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	147
議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号の委員長報告、	

質疑	151
議案第19号に対する修正動議	154
議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号の討論、採決	164
議案第19号の討論、採決	165
議案第12号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号の 委員長報告、質疑、討論、採決	172
日程の追加	176
諮問第1号の上程、説明、採決	176
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
閉会中の継続調査の申出書について	193
閉会の宣告	194
署名議員	195

令和 3 年 3 月 1 2 日（金曜日）

（第 1 号）

令和3年第426回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年3月12日(金曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告並びに施政方針
日程第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算(第8号))
日程第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))
日程第 7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
日程第 8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算(第3号))
日程第 9 議案の上程
議案第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号
第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号
第22号・第23号・第24号・第25号・第26号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	佐藤豊君	まちづくり推進課長	山野辺幸徳君
税務課長	三瓶貴雄君	会計管理者兼総合窓口課長	小針良光君
保健福祉課長	泉川稔君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	佐藤浩彦君
都市整備課長	福田和也君	教育次長兼教育振興課長	阿部正人君
子育て支援課長	国井淳一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第426回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午後 1時30分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 高久美秋君

4番 藤井源喜君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場にご参集の皆様、こんにちは。

早速、報告させていただきます。

第426回矢吹町議会定例会が本日3月12日に招集になりましたので、それに先立ちまして、3月10日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日3月12日から3月22日までとし、会議日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本

日3月12日から3月22日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月12日から3月22日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、添付資料等についてご説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査結果報告書、陳情文書表及び陳情書、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会、福島県町村議会議長会令和2年度第2回定例総会における議案書等の写し並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書はお手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの12月定例会において議決されました発議第9号 国の制度として20人程度学級を展望した少人数学級の実現を要望する意見書につきましては、12月15日付で各関係機関に送付をいたしました。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果について、代表監査委員により報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果報告であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会期については令和2年度11月分を12月25日に、12月分を1月22日に、1月分を2月25日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、令和2年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聴取した後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものとなりました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について、報告をいたします。

初めに、令和2年12月23日に開催されました令和2年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は4件であります。

内容につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合火災予防条例の一部を改正する条例、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和2年度一般会計補正予算及び令和2年度水道用水供給事業会計補正予算であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、令和3年2月19日に開催されました令和3年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は5件であります。

内容につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、令和2年度一般会計補正予算及び令和2年度水道用水供給事業会計補正予算、令和3年度一般会計予算及び水道用水供給事業会計予算であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、2月25日に開催されました福島県町村議会議長会定例総会について報告をいたします。

総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第72回定例総会において、町村議会及び議員に係る自治功労者の各受賞者への表彰伝達が行われ、県下町村議会議長の出席の下、第2回定例総会が開催されました。

提出議案等の内容につきましては、令和元年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、令和2年度一般会計補正予算（第1号）、令和3年度会費分賦収入方法並びに事業計画及び一般会計予算が提出され、それぞれ承認、または原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告並びに施政方針

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

第426回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長はじめ議員の皆様には感謝申し上げます。

初めに、このたびの地震により被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被害箇所等の確認や高齢者の安否確認など、矢吹町消防団はじめ各行政区長、民生委員、建設協力会など多くの皆様、そして団体等にご協力をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第426回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1 ページをご覧ください。

令和3年2月13日午後11時8分、福島県沖を震源として、福島県と宮城県において最大震度6強を観測した地震の発生により、本町では震度5強が観測されました。軽傷者は7名、また、多くの町民の方が家屋等に被害を受けております。本町では、地震発生後、速やかに災害対策本部を設置し、防災無線等により、町民の皆様様の安全確保についてお願いするとともに、翌14日午前1時過ぎには保健福祉センターに避難所を開設いたしました。

なお、避難された方はおりませんでしたので、15日午後1時に避難所を閉鎖いたしました。

また、町内各所において水道の断水や水圧低下が発生したため、役場の駐車場及び矢吹小学校に整備した耐震性の貯水槽、こちらを活用しまして、14日午前7時から午後5時まで給水所を設置し、その後は役場玄関脇の水道を給水所として対応いたしました。

なお、断水の影響により入浴が困難な状況となったということで、あゆり温泉を2月15日から17日まで町民に限り無料で利用可能とし、3日間で延べ420名の利用をいただきました。また、県内でいち早く災害ボランティアセンターを矢吹町社会福祉協議会内に設置しまして、ボランティアを必要とする方と活動できる方のマッチングを行いまして、多くのボランティアの方々にご協力をいただいております。

なお、翌15日には、家屋等に損傷を受けられた方々に対しブルーシートの配布を行い、16日には、災害廃棄物の搬入場所として寺内地内に仮置場を設置いたしました。

次に、教育施設についてであります。幼稚園につきましては園舎屋根の損傷、施設内の電気機器等の一部が破損いたしました。施設の安全性が確認されたため、2月15日より通常事業として再開いたしました。小中学校につきましては、校舎の内外壁の亀裂、駐車場の亀裂、給食室の壁の損傷、体育館の壁板の落下、体育館給排水管の破損、給水ポンプ電磁弁の故障等の被害がありました。矢吹中学校、矢吹、中畑、三神小学校におきましては、学校運営上における一定の安全性が確認されたため、2月15日を短縮授業とし、翌16日からは通常授業として再開いたしました。

なお、善郷小学校につきましては、給水ポンプの電磁弁の故障により学校施設内での水の利用が困難なため、15日は臨時休校、16日は短縮授業としまして、17日から通常授業として再開いたしました。

次に、社会教育施設及び社会体育施設についてでございます。施設の内外壁の亀裂や落下、電気機器等の一部が破損するなどの被害がありまして、複合施設KOKOTTOにつきましては、施設の安全点検を行うため2月14日を臨時休館とし、15日は定休日であったため施設内の点検を十分に行い、安全性が確認されたことから、16日から再開いたしました。

なお、図書館では図書が全て落下いたしましたため、現在も臨時休館としながら復旧作業に鋭意努めております。

次に、集会施設についてであります。34の全ての集会施設について被害調査を実施いたしましたところ、最も被害の大きかった5区の集会所など8施設で被害を確認しておりまして、漏水が3施設、トイレ破損が3施設、壁、サッシ、窓ガラス修繕が2施設であります。

次に、公園施設についてであります。大池公園をはじめ都市公園等の園路に亀裂が入るなどの被害を4か所確認しております。地震発生直後から、指定管理者である地元の行政区等の協力により、迅速に遊具等の安

全確認を行っております。

次に、公共土木施設についてでございます。2月13日から14日にかけて、24時間体制で道路や河川施設等の被災状況の確認のためパトロールを行い、道路の隆起や亀裂、陥没等の状況から車両等の通行が困難な場所には通行止めや片側交互通行等の措置を行いました。その他の危険箇所には、敷砂利やバリケードを設置するなど応急対応、安全対策を行い、道路利用者や町民の安全確保に努めております。3月1日現在ですと、通行止め3か所、片側交互通行1か所、隆起陥没箇所は約50か所であり、応急復旧工事に鋭意取り組んでいるところであります。

なお、被害額が大きい施設等については、公共土木施設災害復旧事業の補助金等を活用しながら復旧を進め、また、小規模な被災箇所につきましても早期復旧に鋭意努めてまいります。

次に、水道施設についてであります。町が管理する水道管からの漏水が29か所発生したため、発見次第、緊急復旧工事を実施いたしました。その他、水道工事指定業者から、個人が管理しているボイラーなどの宅内配管の漏水が多数発生したとの報告を受けております。このような状況から、全町的な漏水及び復旧工事に伴い、町民の皆様には一時的な断水や水圧低下など日常生活にご迷惑をおかけいたしました。復旧工事により現在は、水位、水圧が回復しております。

なお、10年前の東日本大震災により被災し、復旧工事を行った水道管及び近年の水道管の更新工事を実施した箇所については漏水は確認されておらず、震災後の工事の効果が現れておると考えられます。

次に、公共下水道施設及び農業集落排水施設についてであります。強い揺れにより13か所のマンホールでずれや亀裂が生じ、一部のマンホールから地下水の流入が確認されております。町民の皆様の日常生活に今すぐに影響を及ぼすものではありませんが、早期復旧に努めてまいります。また、マンホール周りの舗装が陥没したことにより多少の段差が見られたものの、東日本大震災時のような下水道管の破断やマンホールの隆起等の被災はなく、震災時の復旧やその後の管路更新等による効果が現れております。今後もライフラインの性能向上に努めてまいります。

次に、農地及び農業用施設についてであります。町内の農業用施設が被害を受け、応急対応や安全対策を行ったところであり、被害の内訳としましては、ため池が9件、水路が2件、園芸用施設が6件、合計17件であります。今後、国の補助金等を活用しながら早期復旧に取り組むとともに、小規模な被災箇所につきましても速やかな復旧に努めてまいります。

次に、商工業についてであります。町内の製造業や運送業40社を対象に電話による聞き取り調査をしたところ、約30社の事業所で外壁や天井等の建物被害や、製品や材料等の落下による被害報告がありましたが、操業に大きな影響が出た事業所は確認されませんでした。また、矢吹町商工会が加入事業者を対象に調査したところでは、2月24日現在で、51事業者から店舗や商品等の被害が確認されております。

次に、罹災証明書及び被災届出証明書の申請受付についてであります。罹災証明書及び被災届出証明書の申請受付を2月17日より開始しており、申請に基づき現地調査を2月24日より実施しております。今後も災害対策の対応につきましては、被災者の保護と社会秩序の保全のため、発災後、迅速な対応を図るとともに災害の未然防止、予防対策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、4ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止において、町民の皆様にはマスクの着用、小まめな手洗い・手指消毒など新しい生活様式の徹底と継続に対し、ご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。また、昼夜を問わず、最前線で懸命に対応していただいております医療機関等関係者の皆様をはじめ、感染拡大防止対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えていただいております事業者の皆様に深く敬意と感謝の意を表します。

本町では、これまで4月に1例、10月に3例、今年1月に6例、合わせて10例の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたところであります。

なお、その後、今日のニュース等にも出てきておりますが、このところまた感染者がちょっと気をつけなければならないような状況に入ってきておるのかなと思っておりますが、確認されております。本日現在、合わせて14例ということになっております。今後の事態を注視していきたいというふうに考えております。

町民の皆様には、命と健康を守り安全・安心の確保に向け、3密の回避、会話をする際のマスクの着用、小まめな手洗い・手指消毒など新しい生活様式の徹底と継続を引き続きお願いしまして、さらには、感染された方やそのご家族等に対する差別的偏見や言動を慎んでいただくよう、防災無線やホームページ、広報等を活用し、感染拡大防止対策を呼びかけてきたところであります。

若干、付言いたしますと、今回の新しい陽性の方のご家族の方が、大変やはり差別的偏見等について心配をされて、そのために県とのやり取り、それから関係機関とのやり取りで発表が遅くなったというようなこともございます。大変ご家族の方々はそのような差別的対応、特に小さなお子さんがいらっしゃるところは心配されておりますので、この場を借りて改めてお願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、年末年始に県外居住の学生及び成人式参加予定者が安心して帰省ができ、家族の皆さんも安心して迎えることができるようPCR検査助成事業を実施いたしました。さらに、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化するリスクの高い65歳以上の要介護認定者で、介護サービスを初めて利用する方々に対するPCR検査助成事業を開始いたしました。今後も国や県の動向を踏まえながら、4月より高齢者から開始されます予定の新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向け、町民の皆様が安心・安全に接種ができるように体制整備を図りまして、また、引き続き感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら、緊張感とスピード感を持ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

ここまで、福島県沖地震及び新型コロナウイルス感染症の状況等について報告申し上げます。

矢吹町の発展、地方創生に向け、議員の皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

その他、21項目につきましては、お手元に配付いたしました第426回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして令和3年度の施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第426回矢吹町議会定例会を招集し、令和3年度の予算案をはじめ関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一旦と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思っております。

東日本大震災から10年が経過し、また、令和元年台風第19号災から1年半が経過、そして新たなる脅威として新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るって1年がたとうとしております。また、せんだって2月13日23時08分頃、福島県沖を震源とする震度5強の地震により人的被害、住宅被害、公共施設等でかなりの被害が発生いたしました。

本町では、地震発生後、速やかに矢吹町の災害対策本部を設置し、避難所の開設、水道の復旧、道路等の応急工事及び情報発信等を行い、町民の皆様が1日でも早く日常生活が取り戻せるよう、現在、万全の体制で鋭意取り組んでいるところであります。

ここに改めまして、今回、矢吹町の被害は大変大きいものというふうに私も視察あるいは様々な方々から聞いて考えております。被災された皆様をはじめ、今もなお避難生活を強いられている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、我々町民の命と健康を守るため、日夜ご尽力いただいております医療従事者の方々をはじめとする関係の皆様には敬意と感謝を申し上げます。

平成から令和へと移り変わり、新しい時代を迎えた中、我が国は世界規模のコロナ禍の中にあり、国内の感染者数は3月1日現在で42万人を超えるなど、依然として猛威を振るっている状況にあります。本町においても強い危機感を持ち、感染拡大の防止に努め、ワクチン接種を十分な準備の下、進めていく考えであります。また、住民生活と町内事業者の経済活動の早期安定化についても対策を進め、町民の皆様と一体となってこの難局に立ち向かってまいり所存であります。

さて、本町では、町の最上位計画第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、新たなまちづくりに向けた政策・施策・事務事業を位置づけ、計画的な事業の推進に努めております。令和3年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の2年目として、高齢者の交通手段を確保するための公共交通推進事業、そして雇用の確保・財政基盤、特に自主財源、こちらの財政基盤の強化を図るための企業誘致促進事業、デジタル社会への対応として（仮称）新田園都市構想事業、そして子育てしやすい町を目指すための待機児童解消加速化事業、保護者の負担軽減の支援策として学校給食運営事業の5つを重点プロジェクトとして、確実に進めてまいります。

また、これからのまちづくりにおいて、大切な視点は地域経済の総量、皆様の懐の中の懐具合をより温かく、そして経済の総量、そして、それぞれの皆様方のという意味を含めまして、総量（パイ）を町全体として大きくしていく。町民の皆様の所得を上げる仕組みづくりであります。企業誘致、若者・子育て世代を獲得する自治体間競争が今後ますます激しくなると思われる中、地域経済の総量を大きくして社会情勢の変化を的確に捉え、働く場づくりと自主財源の確保のため、より一層企業誘致等に積極的に取り組んでまいります。

さらに、今後の町政運営に当たっては、将来に希望の持てる活力のある矢吹町を目指しまして、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様の知恵を結集し、町民本位のまちづくりを進めるとともに財政の健全化を図りながら、地域経済の支援となる政策を進め、未来への布石となるウィズコロナ、あるいはその後のアフターコロナ、特にアフターコロナへの取組、これを、デジタル社会への対応について積極的に進めてまいります。

このような考え方の下、令和3年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野である「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「くらし」「人口減少対策」、そして「計画実現のために」におきまして、それぞれに重点事業を定めながら、矢吹町の可能性を最大限に生かす未来を創るため、町民本位のまちづくりを進め、

多くの町民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてご説明を申し上げます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画では、全ての事務事業について実施計画書を策定し、具体的な年次計画や予算の見通しを立て、事業に取り組んでおります。令和3年度は、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第6次矢吹町行財政改革大綱、これを踏まえまして、これまで以上に財政運営の健全化を図り、歳出改革、歳入改革に努め、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実施し、計画、予算、評価を機能的に活用した行政経営システムにより優先順位に基づいた事業展開を図ってまいります。

令和3年度当初予算における7つの分野ごとの主な事務事業は次のとおりであります。

まず、「『人』、住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくります。」この基本目標では、特に現在は最大の脅威、新型コロナウイルス感染症対策ではワクチン接種に最優先で取り組み、地元医療機関等との協力の下、安全・安心な体制とスピーディーで正確な情報発信により計画的に取り組んでまいります。

また、予防医療につきましては、町民の健康を守るため、特定健診や各種検診の受診率向上を図り、疾病の早期発見、早期治療及び重症化予防に努めるとともに、特定健診の結果、再受診が必要な方には家庭訪問を行い、悪化防止と生活習慣の改善となる指導を実施するなど、未受診者対策に取り組んでまいります。

健康増進につきましては、ヘルスステーション運営事業を推進し、科学的根拠に基づいた個々の個別運動プログラムを作成するなど、メタボリックシンドローム、いわゆるメタボ等の生活習慣病の予防を行い、健康増進を図ってまいります。

文化財の保存・活用等としましては、鬼穴古墳の保存・活用に向けた検討や、三十三観音史跡公園にあずまや整備を行うほか、新たに国神城館の草刈り清掃等の維持管理として地元行政区と協定を締結するなど、文化財の維持管理を図ってまいります。その他、歴史民俗資料につきましては資料の電子化を行い、矢吹町複合施設のKOKOTTO、ここでのデジタルミュージアムを推進し、資料の適正な管理と保存によって、学校教育及び生涯学習等で活用・閲覧できる環境を構築してまいります。

スポーツにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながらも、各種市町村対抗大会、中畑清旗争奪ソフトボール大会及び総合型地域スポーツクラブの活動の実現に向け積極的に支援し、スポーツを通じた健康維持増進及び世代を超えた住民間の交流促進を図ってまいります。

移住・定住促進については、地方移住の社会的気運が高まっていることから、新たに空き家バンクをスタートさせ、地域おこし協力隊とも連携しながら、定住・2地域居住の拡大、これに向けた取組を推進するほか、イベント等で移住者向けのパンフレットの配布やホームページ等デジタル媒体による積極的な各種情報を発信するなど、本町への移住、テレワーク移住とかそういったものも含めて移住・定住を促進してまいります。

また、若者の定住を図るため、新たに奨学金の返還額の一部を助成する制度を新設し、奨学金貸与者の負担軽減と若者の本町への定着を図ります。

主な事業は記載のとおりでございます。

次に、「『支えあい』、豊かな自然環境の中で、みんなが支えあい助け合うまちをつくります。」この基本目標では、遺魂し運動につきましては全町クリーン作戦をはじめ、全町民参加型の清掃活動を展開し、行政区、

企業、各種団体等の自主的なクリーン作戦等と連携を図るとともに、資源ごみ回収として自治会の資源回収の環境を整備するなど、「ごみゼロのまち」を目指す取組を進めてまいります。

また、動物に優しいまちづくりを目指すということで、狂犬病予防注射の接種率向上に努めるとともに、犬・猫等の保護や飼い主を探す等の取組をホームページやメール等を通じて行い、関係機関等と連携し、犬・猫の不妊去勢手術等の助成を行います。その他、動物愛護センターと連携しまして、里親を見つけるためネットワーク等を活用し、譲渡会制度について周知を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、新たに開所した特別養護老人ホームとも連携しながら、介護認定者に対する必要なサービスの提供を行います。また、健康寿命の延伸という観点から介護予防に力を入れまして、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、これまでの取組に加え、コロナ禍の中においてお年寄りが外出を避けたり、そういったこと、なかなか活動ができなくなっている状況でございますので、その意味でございますが、このコロナ禍の中において運動機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援等の取組を実施いたします。

その他、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく児童を対象としたサービスにより、障害者の自立に対し総合的な支援を行うとともに、しらかわ地域自立支援協議会などの関係機関と連携を図ってまいります。

また、高齢者福祉サービス事業として、高齢者単独世帯への家庭ごみの訪問収集や配食サービス、訪問理美容事業等の充実を図りまして、地域で安心して自立した生活が、ここが大事かと思いますが、自立した生活ができるように支援を行ってまいります。

さらに、令和3年は役場本庁舎1階に多目的トイレの設置に向けた調査設計に取り組み、車椅子の方やオストメイトが必要な方、高齢者や子供連れなど多目的に利用できるトイレの整備に着手してまいります。

主な事業は記載のとおりでございます。

続きまして、『子ども』です。「『子ども』、未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります。」ということであります。子育て支援事業では、未来の矢吹を担う子供は地域の宝という指針の下、町と地域、保護者が共に力を合わせて子育てをする体制の構築を目指し、矢吹町複合施設内の未来くるステーションを拠点とした子育て世代の活動支援や、ニーズに即した町独自の子育て支援施策に取り組み、若い世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

また、幼稚園・保育園につきましては、民間施設と連携しまして待機児童の解消を図るとともに、子育て世代の負担軽減を図り、園児が安全・安心に過ごせる教育環境の整備を進めてまいります。

小学校につきましては、小学校施設長寿命化個別計画に基づき、計画的な改修・修繕に取り組んでいくほか、将来を見据えた小学校の適正規模・適正配置に向け、調査・検討を進めてまいります。

さらに、給食施設整備事業として、給食センターのインフラ整備に係る費用等について検討を深めてまいります。

なお、情報教育の推進としては、新学習指導要領の実施に伴いまして、タブレット端末の導入によりICT支援員を配置し、プログラミング教育や授業等でのICT機器の利活用を推進するなど、論理的思考力、デジタル社会に対応できる力を身につけるためのICT教育の充実を図ってまいります。

さらに、学校、家庭、地域の適切な役割分担を図り、学校を応援する体制として確立したコミュニティ・スクールにより、地域と連携した教育環境を進めてまいります。

主な事業は記載のとおりでございます。

次に、「『仕事』、働く全ての人がやりがいを持って働き、経済的に自立できるまちをつくります。」というところであります。この基本目標では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売上げが減少している事業者への支援策、これを講じるほか、雇用の維持、拡大に向けた施策を展開してまいります。

商業活性化対策としては、店舗応援キャンペーンを来年度も引き続き行うほか、矢吹町商工会に運営費補助金を交付しまして、事業者の加入を促進することで組織の運営強化を支援してまいります。さらには、中心市街地における空き店舗の改装や賃貸、空き地への店舗進出に関し、それらに係る経費の一部を補助することにより、空き店舗等の遊休資産の利用促進を図ってまいります。

また、地域ブランド化推進事業としては、関係団体との連携により酒米の田植から稲刈りまでを行う開拓のうた事業をはじめとした体験型の付加価値、ブランド化を進め、地場産業の活性化を図ってまいります。

本町の農業支援対策としては、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる新たな農業経営形態の支援を強化し、農地中間管理機構を通じた貸し手、借り手の支援策を講じるとともに、圃場整備の推進や強い農業づくり、安心・安全の農産物づくりを推進いたします。

また、用水の供水が困難な圃場につきましては、耕作放棄地にならないよう畑作物の推奨等を図るとともに、転用が可能な農地については新たな利活用を検討いたします。

農家の所得向上策については、経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化を図るとともに、飼料用米などの新規需要米の作付に対する町独自の上乗せ助成を行います。

さらに、ふくしま森林再生事業につきましては、令和3年度は花の里地内などを対象に間伐材の林業的手法による森林整備と放射性物質の低減を一体的に実施いたします。

主な事業は記載のとおりであります。

次に、「『くらし』、みんなが安心し、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります。」の基本目標では、安全に暮らせる地域づくりとしてLED化による街路灯の適正な維持管理を行うとともに、街路灯の設置要望箇所について計画的に設置を進めてまいります。

防災対策につきましては、昨今、急増する災害等に対応するため、75歳以上の高齢者世帯及び急傾斜地住居対象世帯について防災ラジオを無償配布し、災害時等の情報手段の確保を図るほか、災害発生時に即時に対応できるよう施設や活動資材の整備を行い、安全・安心なまちづくりを推進いたします。

幹線道路網及び町道の主なインフラ整備につきましては、八幡町そして善郷内線、羽鳥の幹線水路ですね、こちら。そして、また神田西線、都市計画道路一本木29号線、舘沢田内線、中畑南4号線、東郷小松線、東郷牡丹平線の道路整備事業等を継続し、幹線道路及び町道の整備促進に努めてまいります。

また、生活道路整備につきましては臨時地方道整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行いまして、生活環境の改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として義務づけされた5年に1度の近接目視点検の結果を踏まえまして、老朽化した橋梁の修繕工事を計画的に行ってまいります。

公園整備につきましては、三十三観音史跡公園園路について、安全対策として園路舗装及び防護柵の設置を

行うとともに、その他管理している公園につきましても、長寿命化計画並びに公園整備計画に基づいた整備を行い、安全で安心な触れ合いと憩いの場を提供いたします。

さらに、大規模な国の事業としまして、国道4号線の4車線化及び阿武隈川の遊水地計画の事業化に伴いまして、こちらはさきの東日本台風第19号の被害に鑑みて進められているものでもございます。伴いまして、将来のまちづくりを見据え、国及び周辺自治体と連携しながら早期着手に向け、取り組んでまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

次に、「『人口減少対策』、矢吹に受け継がれる開拓精神で、みんなが将来に希望を持てるまちづくりを推進します。」この基本目標では、令和3年度は第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の2年目として、5つの重点プロジェクトを確実に推進するとともに、人口減少を克服するため、若い世代が就労しやすい環境整備により定住化を図り、安心して子育てしやすい社会環境の実現を目指します。

また、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、地域が直面する課題を解決しながら、地域の中で安心し、心豊かな生活ができるよう政策をフルに動員し、人口減少対策に取り組みます。

主な事業は記載のとおりであります。

「『計画実現のために』、計画実現のために、町民も行政も共に協力し行動する協働のまちづくりを進め、まちづくり総合計画に沿った行政運営を推進します。」この基本目標では、協働のまちづくりについては第6次矢吹町まちづくり総合計画の理念を踏まえ、住民参加型のまちづくりを積極的に推進するほか、行政区が自主的、主体的な創意と工夫により、区域内全域を対象に行う道路、側溝の清掃または交差点、沿道の草刈り等の事業に対する行政区活動の支援を行ってまいります。

ふるさと思いやり基金につきましては、有効な財源確保の手段であり、魅力ある返礼品についてさらに検討を深め、ふるさと基金として寄附の拡大を図るとともに、ふるさと「矢吹」の情報発信に努めてまいります。

また、デジタル社会の本格的な到来を見据え、マイナンバーを活用した行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図るため、マイナンバーカードの普及に取り組みまして、コンビニエンスストア等での各種証明書の交付についてもさらなる利活用を促進してまいります。

地域観光におきましては、やぶき観光案内所を拠点とし、矢吹町複合施設KOKOTTOや、あゆり温泉など観光資源の掘り起こしを行い、フェイスブック等のデジタル媒体を十分に活用した情報発信により、観光交流人口の拡大に向けた取組を実施いたします。

人口減少社会、少子高齢化など地方を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、持続可能・発展可能なまちづくりを推進していくため、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、新たな協働型社会の構築を目指して、効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を図り、新しい行政経営に取り組んでまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

それでは次に、予算の概要について申し上げます。

国の令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進するとともに、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進することとしております。地方においても、国の取組と基調を合わせ、徹底した見直しを進めてまいります。

また、令和3年度地方財政対策は、感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、地方交付税総額について最大限確保するとともに、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費の拡大、さらに全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに地域デジタル社会推進費を確保するとされています。

このような状況から、感染症対策はもとより、人口減少の中で地域に雇用を確保し、新しい人の流れを生み出すことで地域創生を実現するとともに、頻発する自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う人づくりなどの課題に引き続き対応しながら、安定的な財政運営を行う必要があります。

予算の規模は、水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で117億5,690万円、対前年比7億5,814万6,000円で、6.1%の減となりました。

一般会計の予算規模は74億5,000万円でございます、前年度予算比7億8,000万円、9.5%の減となっております。

歳入の根幹であります町民税につきましては、給与所得者数が増加しているものの、感染症の影響により給与所得、営業所得及び農業所得ともに減額を見込んでおり、特に影響の大きい法人分は相当の減額を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、緊急経済対策における税制上の措置として、売上高の減少率に応じた減免の適用等により、減額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目であります地方交付税につきましては、国の地方交付税総額が対前年度比5.1%増の8,503億円増額されたのでありますが、交付税対象である道路等側溝堆積物撤去処理事業、これの完了等によりまして地方交付税全体としては減額を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、複合施設整備及び道路等側溝堆積物撤去処理事業の完了に伴う事業費の減等によりまして減額を見込んでおります。

県支出金につきましては、ふくしま森林再生事業費の減等により、減額を見込んでおります。

繰入金につきましては、財政調整基金及び各種目的基金の繰入れの抑制によりまして減額を見込んでおります。

また、町債につきましても起債事業費の抑制により減額を見込んでおりまして、必要な歳入の確保に努めながら、さらなる財政健全化、この実現を目指した予算編成となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ますと、町税が3.6%減の22億3,763万2,000円、地方特例交付金が、新たに創設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金によりまして428.2%増ということで、大幅増の6,867万1,000円となっております。地方交付税が2.5%減の17億3,888万2,000円、国庫支出金が5.8%減の10億4,522万円、県の支出金が28.5%減の6億7,569万7,000円、繰入金が44.6%減の2億6,002万6,000円、町債が14.9%減の5億5,850万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、当初予算書及び予算説明書をご覧いただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長から詳しく説明をさせていただきますので、よろしくお願

い申し上げます。

続いて、令和3年度の行財政計画の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革につきましては、これまでも財政再建等にいち早く取り組んできたところをごさいます、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、そして民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など、町の行財政の健全化・効率化に努めてまいったところをごさいます。

また、生活志向・住民満足重視、そして競争原理の導入など、住民本位を基本にしながら、民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換を強く進めてきたことによりまして、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織・職員体制につきましても簡素・効率化の動きを進めてまいりました。

これまで、東日本大震災の復旧・復興、さらには令和元年東日本台風の復旧など厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念の下、一丸となって取り組んだことにより、行政サービスにおける一定の成果とともに健全化判断比率等の財政指標の一定の改善が図られましたが、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、自立・持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけるには道半ば、今後さらなる努力が求められるところと考えております。

平成28年度から新たにスタートしました第6次矢吹町行財政改革大綱におきましては、これまでの理念を継承しつつ量から質の改革にシフトし、行政を経営するという視点に立ち、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用して町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革を併せて行う改革への転換を図っております。

「仕事の改革」「仕組みの改革」「人の改革」という3つの支点に基づきまして、町の情報を全国的に情報発信するタウンプロモーション活動の推進、ICTの有効活用による諸手続の電子化とサービスの迅速性・利便性の向上、職員の能力開発と人材育成といった12の推進項目に対し、体系的・集中的な改革を行うことで、第6次矢吹町まちづくり総合計画の実現を後押しし、行政サービスの向上とともに矢吹町独自の行政システムの確立を図ってまいります。

次に、令和3年度の組織機構の考え方について申し上げます。

令和3年度の組織機構としましては、2つの課の新設と1つの課の名称変更により、現在の10課から12課とし、課題解決に取り組むとともに、きめ細やかな行政サービスの実現を図ります。

まず、産業振興課を農業振興課に変更しまして、本町の基幹産業である農業の政策実現、農家支援のさらなる組織機能強化を図ります。

次に、商工推進課を新設。喫緊の課題である地域経済対策、企業誘致等を推進してまいります。

さらに、令和4年度から地方公営企業法に対応する組織体制とするため、上下水道課を新設し組織力の強化を図るとともに、確実な事務事業の執行による第6次矢吹町まちづくり総合計画の実現を目指してまいります。

また、ICTの積極的活用。民間で対応することが適切なものは民間へという考え方の下、外部委託のさらなる推進も図り、第3次矢吹町職員定員適正化計画に基づく任期の定めのない常勤職員を中心とした簡素で効率的な組織運営とフロンティア精神、開拓精神で新しい物事に取り組んでいく組織へと転換を図ってまいります。

終わりになりますが、令和3年度は新型コロナウイルスのワクチン接種により、住民生活や地域経済の回復への道が開ける、このことが大いに期待され、ポストコロナ、アフターコロナとなる新しい社会が生まれてくる年となるのではないのでしょうか。町の将来像「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向けて、先ほどのフロンティア精神、開拓精神に基づいて、町民の皆様とともに考え行動し、矢吹の可能性を最大限に引き出す、生かす、町民の皆様が誇れる未来を創ってまいる所存であります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

令和3年度当初予算案につきまして、何とぞ原案どおりご承認をいただけますよう、ここにお願い申し上げます。令和3年度3月12日、矢吹町長、蛭田泰昭。

よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。

ここで、暫時休議をいたします。

（午後 2時33分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時45分）

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をいたします。

日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）につきまして、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億6,402万4,000円を追加いたしまして、総額を112億519万円とするとともに、繰越明許費の設定を行うものでございます。

歳入の主な内容は、国庫支出金、これが4,050万円、繰入金2億1,419万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出の主な内容は、衛生費を福島県沖地震に係る上水道事業への負担金により1,260万円の増額、消防費を福島県沖地震に係る災害見舞金により450万円の増額、災害復旧費を福島県沖地震に係る土木施設災害復旧費等によりまして2億4,092万4,000円増額するものでございます。

次に、繰越明許費の内容につきましては、農地農業用施設災害復旧事業等の15事業、これにつきまして、年度内完了が困難なことから総額2億6,402万4,000円を設定するものでございます。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の

規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（青山英樹君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））につきまして、お聞きしたいことがございます。

特にこの内容に関しましては、災害復旧工事が主なものということでございますが、その財源としましては、いわゆる財政調整基金、貯金ですね、貯金を2億1,419万4,000円ほど取り崩して行うわけでございます。これらの災害復旧工事の財源につきましては、この後どのような形で補填されるのかをお伺いしたいと思っております。具体的に申し上げますと、今申し上げた財源の補填は、いわゆる国庫、国・県補助で来られるのか、あるいは特別交付税なのか、あるいは交付税措置として来られるのか、その辺の見込みと補助率、見込額と補助率ですね。あとは今申し上げました補填の方法、交付税措置なのか、特別交付税なのかという点について、まず1点目としてはお尋ねいたします。

そして2点目としましては、水道事業費として上水道事業……

○議長（角田秀明君） 11番。1個ずつにしてください。

○11番（青山英樹君） そうですか。じゃ、とりあえずそれをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の質問にお答えいたします。

今回、財政調整基金のほうで2億1,419万4,000円ほど財源として充てさせていただいております。これから査定等が行われるようになりますので、その分については当然国庫であったり、あと小災害については、起債事業ととか、あと交付税とかというところでのその財源については見込んでいるところではあります。今回国庫支出金として計上させていただきました分は、寺内のほうに設置しましたごみの仮置場の処分費等で、それについては国庫の見込めるところであったので、2分の1の800万円のほうは計上させていただいております。また、農業施設災害復旧のほうも補助金見込めるところでございましたので、3,250万円ほどの計上でございます。

説明、以上です。

○11番（青山英樹君） ちょっと、議長、私の質問に答えていますかね、今の。

ちょっと違うんじゃないですか。

私は、補助率も聞いていますし、あと補助の手法、交付税措置なのか、特別交付税なのか、あるいは通常の国・県補助金として交付されるのか、どのような手法でもって2億1,000万の財源が補填されるのか、それは何%なのかという意味で補助率を聞いているわけです。

それから今の瓦礫置場に関しては、これは上の800万のほうでもって、たしか処理されているはずなので、

全く一般財源とは違うはずです。

もう一度……

〔「1回質問」と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） いや再質問じゃないです。これは1点目の質問なんで。

〔発言する者あり〕

○議長（角田秀明君） 再度、答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 青山議員の質問にお答えいたします。

まだ未確定の部分が大変多くございますので、その辺、確定した段階で改めてご説明させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、未確定という部分もあって、分かり次第、また後日説明されるということで、1回目の質問はそれで終結したいと思います。

2点目となりますが、水道事業費として1,260万上がっております。これ、支出のほうで上がっておりますけれども、一般会計のほうからの持ち出しになります。単純な質問なんですけれども、この1,260万について。例えば農業集落排水とか下水道ですと、当然これ繰出金のほうの扱いになるんです。一般会計の会計は、ところがこの上水道に関しては、負担金という形になっておりますが、企業会計のほうの受皿名が負担金というところからきているのかどうかをまず1点確認したい、名前の 分ですね。

ただ、これは負担金補助金でありまして、この補助金に関しましても財源に関してちょっとお聞きしたいのが2点目なんです。

地方公営企業法だと思いましたが、第17条の2項では、いわゆる災害等に関する補助規定が、たしか書いてあったと思えました。その17条の3項で補助することができると思えて、ちょっと確認したいんですが、こういった災害等の経費負担区分により、一般会計等において負担すべきとされた経費の所要財源は、原則として公営企業繰出金として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額に算入、または特別交付税として財源措置が行われるというふうにあるんですけれども、これは間違いなくそのような観点であるのかどうかの確認と、その補助率、あるいは地方交付税の基準財政需要額の算入額がどれぐらいであるのかというのはお分かりなのか、お尋ねしたいというのが2点目です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の質問にお答えいたします。

まず負担金の件でございますけれども、こちらは受皿が、おっしゃってましたとおり企業会計というところ

ろだったので負担金というところでの内容となっております。

あと2点目の特別財政措置、また補助率の歳入関係の措置はあるかどうかというところでございますが、ただいま資料、手持ちにないものですから、後でお答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 11番、よろしいですか、それで。

○11番（青山英樹君） はい。

○議長（角田秀明君） 質疑ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 3点目が最後ということですが、災害復旧工事の発注に関しまして、お尋ねしたいと思っております。

台風19号でもございましたし、災害復旧に関しましては、かなりの事業が災害復旧工事として発注されておりますけれども、それが今回、時間的なものもあって繰越明許となるわけですが、これが繰越し、繰越しというふうに2回、3回続かないような手法をお考えなのかどうかということをお聞きしたい。

入札等を見ますと、どうも偏った入札というふうに結果的になる、思えるような入札が行われていて、その分いわゆる工事業が間に合わなくなっているような様子も見てとれるわけでございます。現実にはそうであるのかないのかは別にしても、災害復旧の場合、特に農業関係の事業であれば、当然耕作とかをしておれば、工事期間というのは365日からかなり削られるわけでございます。これを繰り越さずにやはり事業を早めに完了するというのを考えれば分離発注とか、偏った事業者によらずに広く事業者をお願いをして、早めに工事を行ってもらうという手法もあるかと思っております。そのような考えの下に工夫をされて事業を行っていく、分離発注とか公共工事発注に際して工夫をしていくというようなことをお考えであるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の質問にお答えいたします。

工事の発注についてのご質問でございますけれども、いろいろ手法はありますが、当然、早期発注、完了を目指して、繰越しをせずに工期内完了を目指してまいりたいと考えております。発注の方法につきましても、多くの業者おりますので、その中で優先順位を、危険の度合いもありますので、その辺も考慮しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 11番の質疑を打ち切ります。

そのほか質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をいたします。

日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。専決第3号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、既定の歳入歳出予算にそれぞれ300万円を追加いたしまして、総額を6億7,485万5,000円とするとともに、繰越明許費の設定を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金を300万円増額するものであります。

歳出の内容は、災害復旧費を300万円増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、公共下水道災害復旧事業の年度内完了が困難なことから、300万円を設定するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、既定の歳入歳出予算にそれぞれ300万円を追加し、総額を3億1,442万6,000円とするとともに、繰越明許費の設定を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金を300万円増額するものであります。

歳出の内容は、災害復旧費を300万円増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、農業集落排水災害復旧事業の年度内完了が困難なことから、300万円を設定するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をいたします。

日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）について、既定の資本的収入の額に1,260万円増額いたしまして、総額を1億80万9,000円とするものであり、資本的収入の内容は負担金を増額するものであります。

また、既定の資本的支出の額に1,260万円を増額いたしまして、総額を1億8,815万2,000円とするものであります。資本的支出の内容は、建設改良費を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとしております。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（青山英樹君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、お尋ねをいたします。

この専決処分書、専決処分に関しましては、議案に出しております専決第5号としての専決処分書により次のとおり専決処分するというふうにあります。次のとおりということで、令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）ということで、総則が書いてあり、第1条があり、次に第2条がございます。第2条で令和2年度水道事業会計予算（以下予算という）、第4条本文括弧書き中、（当年度分消費税資本的収支調整額669万1,000円、過年度分損益勘定留保資金7,874万3,000円を783万6,000円と7,988万8,000円に改め、そして資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとありますが、この今読んだことに関しては、私ども説明は受けておらないところですので、欠落したんじゃないでしょうか。いわゆる当年度分消費税資本的収支調整額が114万5,000円ほど増額に改め、過年度分の損益勘定、これを114万5,000円改めというふうに出しておりますけれども、これが今回の専決の中身にもなっているんじゃないかと思うんですが、これについては説明がなかったかと思うんですけれども、いかがなものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員のご質問にお答えいたします。

議案書の31ページにありますとおり、こちらに今おっしゃっていただいたところについては、専決処分として提案させていただいたものでございます。説明が抜けていた点については、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 説明が欠落していたということであって、議員としてめくら判は押せないというのが正直なところでございます。よって、その説明をされるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 暫時休議させてください。

（午後 3時14分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 3時25分）

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、議案の説明の際、全員協議会、あとは提案理由の中でも、この部分について、第2条の修正についての説明が漏れてしまったということで大変申し訳ありませんでした。また、この第2条でございますが、31ページの資料をご覧いただきたいと思っておりますけれども、2条の2行目でございますが、過年度分損益勘定、こちらは「留保」でございます、それが「ユウホ」ということで、こちらが文字の誤りでございます。こちらにつきましても大変申し訳ありません。

内容につきましては、消費税の申告に伴う精査でございますので、まず説明を怠ったということと予算書に誤りがあったということで、予算書につきましては、こちらについては差し替えをさせていただきたいと思っております。今後このようなことのないように、十分精査した中での提案をさせていただきたいと思っております。

今回は大変申し訳ありませんでした。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○11番（青山英樹君） ありません。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 11番の質疑は終結いたします。

そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第3号～議案第26号）

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより議案の上程を行います。

議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号及び第26号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 先ほどの件につきましては、不手際がありまして、大変失礼いたしました。

日程第9、説明をさせていただきます。

初めに、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、昨年11月の県の人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等により、通勤手当の支給上限額を引き下げるものであります。

次に、議案第4号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、所期の目的を達成したため、東日本大震災復興交付金基金については令和2年度末をもって廃止し、矢吹町震災復興基金及び新型コロナウイルス感染症対策資金の貸付基金、これにつきましては令和3年度末をもって廃止するものであります。

次に、議案第5号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、引用する省令名を改める等、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る定義規定として条例で引用している法令が改廃されたことに伴い、関係規定を整理するものであります。

次に、議案第7号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和3年度から3年間、65歳以上の介護保険被保険者の介護保険料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

介護保険は3年ごとに事業計画を見直し、介護保険料の算定を行っております。令和3年度からの第8期介護保険事業計画策定の結果、第7期の保険料と同額とするものであります。

また、所得段階が第1段階から第3段階の第1号被保険者につきましては、令和元年10月からの消費税引上げに伴い、介護保険料の軽減を行っており、令和3年度も継続して同様の軽減を行うものであります。

次に、議案第8号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、町内に事業所等を有する企業の勤労者及び採用内定者にあつては、同居要件並びに所得要件を緩和し、町内企業の人材確保のための環境整備や定住化促進住宅の入居者数の増加を図るものであります。

次に、議案第9号 矢吹町都市計画審議会条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和3年度からの組織機構改革に伴い、矢吹町都市計画審議会条例等3つの条例について、一括して新たな課の名称に改めるものであります。

次に、議案第10号 矢吹町鳥獣被害対策実施隊設置条例についてであります。本案は、鳥獣被害対策実施隊を設置し、イノシシ等の鳥獣による農作物への被害防止を図り、また、隊員への支援や担い手育成に関する活動内容を明文化するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第11号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてであります。当該施設につきましては、平成21年度から指定管理者制度を導入し、施設運営を行ってきたところであります。

今回、令和3年3月末をもって指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行いまして、選定委員会で選定された指定管理者候補者との協議が調いましたので、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町本町147番地、まちおこしサークル「わ」を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億2,904万円を減額し、総額を110億7,615万円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税7,160万8,000円、諸収入が3,256万1,000円をそれぞれ増額いたしまして、地方消費税交付金、これが5,867万3,000円、財産収入が6,545万円、繰入金6,946万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費を障害者自立支援事業等により2,174万3,000円の増額、総務費を高度情報化推進事業等により1,281万6,000円の減額、衛生費を放射線対策事業等により3,046万7,000円の減額、土木費を道路等側溝堆積物撤去処理事業の完了等によりまして3,838万3,000円の減額、教育費を小学校施設改修事業等により6,532万4,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、主要町道道路整備事業等の17事業につきまして、年度内完了が困難なことから総額6億8,883万5,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに減収補填債を2,444万5,000円追加するとともに、地方道路

等整備事業債、これを900万円、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債180万円をそれぞれ増額いたしまして、緊急防災減災事業債、これが110万円、狭あい道路整備事業債160万円、学校教育施設等整備事業債が1,820万円、これらをそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第13号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ639万1,000円を追加いたしまして、総額を17億6,476万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金が17万4,000円、県支出金が1,552万2,000円を増額いたしまして、国民健康保険税、これが679万4,000円、繰入金が251万1,000円を減額するものでございます。

歳出の内容は、基金積立金688万6,000円、諸支出金2万円を増額いたしまして、総務費が51万5,000円、これを減額するものでございます。

次に、議案第14号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,787万4,000円を追加し、総額を6億9,272万9,000円とするともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1,000万円、町債が840万円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料3万5,000円、繰入金49万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、事業費を2,421万4,000円増額いたしまして、総務費を634万円減額するものでございます。

次に、繰越明許費の内容につきましては、公共下水道施設データ整備事業等の3事業につきまして、年度内完了が困難なことから、総額で1億2,384万4,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公共下水道事業債を1,370万円増額いたしまして、下水道事業公営企業会計適用債を530万円減額するものであります。

次に、議案第15号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ674万4,000円を減額し、総額を3億768万2,000円とするともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、諸収入を170万4,000円増額いたしまして、繰入金314万8,000円、町債530万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費が644万4,000円、事業費が30万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、農業集落排水施設管理事業の年度内完了が困難なことから、470万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公営企業会計適用債を530万円減額するものであります。

次に、議案第16号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ14万9,000円を追加し、総額を15億5,462万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料を1,687万5,000円増額いたしまして、国庫支出金302万4,000円、支払基金交付金、これを322万3,000円、県支出金487万5,000円、繰入金93万5,000円、諸収入466万9,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費が1,284万8,000円、地域支援事業費が225万3,000円、諸支出金が93万1,000円を

増額し、総務費281万9,000円、基金積立金が1,306万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第17号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ176万3,000円を減額いたしまして、総額を1億8,807万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金を172万8,000円増額いたしまして、後期高齢者医療保険料280万8,000円、諸収入2万3,000円、国庫支出金66万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金174万1,000円、諸支出金2万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第18号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額から41万7,000円を減額し、総額を4億669万5,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に33万8,000円を増額し、総額を4億3,823万8,000円とするものであります。

収益的収入の内容は、営業収益41万7,000円を減額し、収益的支出の内容は、営業費用33万8,000円、これを増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額から224万8,000円を減額し、総額を9,856万1,000円といたしまして、資本的支出につきましては、既定の額から1,000万円、これを減額し、総額を1億7,815万2,000円とするものであります。

資本的収入の内容は、負担金224万8,000円を減額し、資本的支出の内容は、建設改良費1,000万円、これを減額するものであります。

次に、議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億5,000万円とし、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して9.5%の減であります。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第20号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,466万7,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して0.4%の減であります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税、これが3億9,062万8,000円、県支出金が11億9,364万5,000円、繰入金が1億5,704万6,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が3,740万1,000円、保険給付費が11億7,994万3,000円、国民健康保険事業費納付金が4億8,151万8,000円、保健事業費が3,740万2,000円であります。

なお、本案につきましては、矢吹町の国民健康保険事業の運営に関する協議会より答申を受けた内容でございます。

次に、議案第21号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,511万7,000円といたしまして、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して9.3%の減であります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料、これが1億2,943万5,000円、繰入金が2億3,824万3,000円、町債が1億2,792万円でございます。

歳出の主な内容は、総務費が1億6,066万7,000円、事業費が7,439万5,000円、公債費が2億8,905万5,000円でございます。

次に、議案第22号 令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであります。令和2年度当初予算と比較して同額でございます。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円。

歳出の内容は、一般管理費として37万3,000円であります。

次に、議案第23号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,341万1,000円としまして、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して25.2%の減であります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料、これが2,875万7,000円、繰入金が1億3,773万2,000円、町債が6,650万円であります。

歳出の主な内容は、維持管理費、これが6,024万2,000円、事業費が331万1,000円、公債費が1億6,955万8,000円でございます。

次に、議案第24号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億1,557万3,000円としまして、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して11.1%の増でございます。

歳入の主な内容は、保険料が3億1,550万円、国庫支出金が3億5,516万4,000円、支払基金交付金が4億1,571万7,000円、県支出金が2億3,332万9,000円、繰入金が2億8,580万5,000円でございます。

歳出の主な内容は、総務費4,315万2,000円、保険給付費が14億7,422万2,000円、地域支援事業費が9,288万3,000円あります。

次に、議案第25号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,775万9,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して0.8%の減であります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料が1億4,108万2,000円、繰入金が4,631万8,000円あります。

歳出の主な内容は、総務費が557万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が1億8,183万6,000円、諸支出金が35万1,000円あります。

次に、議案第26号 令和3年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。収益的収入につきましては、総額を4億423万8,000円といたしまして、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3億9,146万9,000円、他会計負担金を主とする営業外収益、これが1,276万7,000円あります。

収益的支出につきましては、総額を4億2,514万円といたしまして、主な内容は、原水及び浄水費、これが1億7,231万3,000円、減価償却費が1億3,614万円、支払利息及び企業債の取扱費用が1,530万8,000円あります。

資本的収支予算につきましては、収入が企業債で1億1,100万円など総額1億2,659万2,000円に対し、支出の総額は2億1,760万8,000円であり、差引き不足額9,101万6,000円は、過年度分損益勘定の留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、配水設備費1億1,100万円、企業債償還金が1億280万8,000円でございます。

以上、長くなりましたが、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました

本日は大変ご苦勞さまでございました。

(午後 3時55分)

令和 3 年 3 月 1 5 日 (月曜日)

(第 2 号)

令和3年第426回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年3月15日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤浩彦君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	阿部正人君	子育て支援 課長	国井淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は、一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。

質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中にあっても、質問は打切りとしますので、ご了解ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることでありますが、それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴席の皆様、大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、2月13日に発生した福島県沖地震により被害に遭われた方について、心よりお見舞い申し上げますとともに、地震発生直後、深夜の時間帯にもかかわらず対応くださっていた町職員の皆様、復旧に尽力くださっている皆様、ボランティアの皆様にご心から感謝申し上げます。

また、長期化している新型コロナウイルスへの対応について、感染拡大防止にご尽力されている皆様に敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大項目で2つ質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、今回の地震災害に対する対応についてでございます。

2月13日深夜に発生した福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、最大震度6強の地震におきまして、本町では震度5強を観測し、町内各地で甚大な被害が発生いたしました。人的被害、住家被害、道路被害、水道の断水、停電、公共施設の被害など多くの災害が発生しており、迅速な復旧、対応が求められております。

東日本大震災から10年で今回の大地震が発生いたしました。専門家からは、今回の地震は東日本大震災でたまったひずみによって起きたもので、今後10年は余震が続くと言われております。この状況の中で、今後起こり得る余震等への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えられるよう、被災者に寄り添った支援を一刻も早く行わなければなりません。国でも緊急対応策として被災者生活再建支援金の支給や、耐震改修等への支援、特例的な半壊家屋の解体支援等による早期再建支援、中小企業等グループ補助金の措置など様々な支援策が出ております。被災者の目線に立ち、一日も早い応急復旧、生活の再建、そしてなりわいの再建等に全力を尽くす必要がございます。

そこで質問になりますが、まず1点目、町内の地震による最新の被害状況についてお伺いいたします。

2点目の質問ですが、町民の安全確保、被災者への支援を含めた二次災害対策について。余震による二次災害は早期に対策を取れば、被害は最小限で食い止めることができます。しかし、早期対策を怠れば人が招いた災いとなります。要は、被害が出ているのが分かっているのに、町民の訴えを忙しいからといって後回しにしたり、ほったらかしにしてしまつては、いつ来るか分からない余震が発生し、被害が拡大してしまった場合、それは人災になります。しっかりと被災者の目線に立つことがとても重要であります。町は、町民の安全と安心を確保するために、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

3つ目の質問です。

災害ごみについて、高齢者世帯の方や軽トラック等で災害ごみを運搬するすべがない方について、災害ごみ回収等支援する必要があると思いますが、町の対応を伺います。

それでは、大項目2つ目の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染が長期化しております。日本でコロナウイルス初感染が確認されたのが、昨年1月15日、1年2か月を経過した現在も収束の兆しが見えない状況が続く中、本町においては4月からコロナウイルスワクチンの接種が開始予定であり、一筋の光がようやく見えてまいりました。しかしながらこのコロナ禍において、まだまだ予断は許せず、少しでも気を緩めれば、いつ急拡大してもおかしくない状況が続いております。本町でもコロナウイルス感染者が発生した旨の一報を受けるたびに、胸が締めつけられる思いでございます。

また、個人消費についても、各種イベントの中止や自粛、外出控え、消費者マインドの悪化により、町内の経済にも大きな影響を与えております。コロナ感染拡大の早期収束に強力に取り組むとともに、町の雇用の維持、事業の継続、生活の下支えを守らなければなりません。また、収束後には経済面でのV字回復を目指し、観光、運輸、飲食、イベント等、大幅に落ち込んだ消費の喚起を、反転攻勢策を講ずる必要があると考えます。

そこで、1つ目の質問になります。

福島県緊急対策期間が2月14日で終了し、町内の飲食店においても時短営業が解除されましたが、コロナ自粛の影響、外出控えはまだまだ続いており、依然として客足は戻っていない状況でございます。特に厳しい影響を受けている中小・小規模事業者への新たな給付金の交付など、町として経済対策の考えはございますか。

2つ目です。

アフターコロナを見据えたまちづくり、地域の活性化を戦略的に推進する計画はあるか伺います。

それでは、以上の点につきましてご答弁のほど、よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場にご参集の皆様、おはようございます。

また、傍聴席の皆様、大変お忙しい中おいでいただきまして、本当にありがとうございます。私どもも励みになります。

それでは初めに、答弁に先立ち、このたびの福島県沖地震によりけがをされた方、建物や家財に被害を受けた方々に、心からお見舞いを申し上げます。また、被害箇所等の確認や高齢者の安否確認等、矢吹町消防団をはじめ、各行政区長、民生委員、建設協力会など多くの皆様、団体にご協力をいただきまして、改めてここに感謝を申し上げます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、町内の地震による最新の被害状況についてのおただしでございます。

2月13日午後11時8分に発生した福島県沖地震は、県内では最大震度6強を観測し、本町におきましても震度5強の強い揺れに見舞われました。軽症者7名の人的被害のほか、公共施設及び住宅家屋等の大きな被害が確認されております。最新の被害状況についてであります。公共施設等に関しましては、町道等の道路関連では、路面の隆起、沈下等44か所に被害を受けました。

この影響により当初、町内で3か所の通行止めや、1か所の片側交互通行箇所が生じましたが、早期解消に向け復旧作業を行いまして、1か所の通行止めが解消されております。

水道施設につきましては、本管が9か所、そして枝管が21か所に漏水の被害があり、当初、最大で約2,000世帯に影響がありましたが、水道公認店へ協力を要請いたしまして、応急復旧工事により断水や水圧低下の支障が解消されています。

教育施設につきましては、各幼稚園、小学校、中学校で排水管損傷や壁面の亀裂などがございまして、修繕作業を実施しております。

社会教育施設でも、壁面の亀裂等の被害があり、複合施設のKOKOTTOでは、図書館の本が落下したことによりまして、一時休館を余儀なくされておりますが、ボランティアの方々の協力により8割程度整理が進み、開館に向け準備を進めているところでありまして、開館の予定がせんだって新聞等でも発表されたところでございます。

集会施設につきましても、漏水や壁面亀裂等、8施設に被害があり、特に5区の集会所、こちら5区は大変被害を受けております。5区の集会所では、壁面の損傷、アルミサッシの枠が外れ、多くのガラスが割れるなどの被害がありましたが、現在、修繕が完了しております。

また、住民の皆様の被害状況につきましては、住宅家屋の被害に関する罹災調査を実施しております。現在、3月12日、先週末の時点で申請件数が532件ありまして、申請に基づき罹災調査を2月24日から実施し、罹災証明書を320件発行してございます。これは、県からのただいま応援などを得ながら鋭意やっているところでございます。

このような大変な状況下において、町民の皆様の安全、安心を守るため、地震発生の初期段階におきまして

は、文化センター駐車場及び矢吹小学校グラウンドに整備した耐震性の貯水槽、これはせんだつての大震災の後、その教訓に基づいて設置したものでございます、これを直ちに活用し、臨時給水所の早期開設を行い、また、住宅屋根の保護のため、備蓄資材であるブルーシート及び土のう袋の配布をさせていただきました。また、災害廃棄物の処理の支援策として、寺内地区に仮置場を設置し、連日受入れを行っているところであります。

今後も、町民の皆様の安全、安心を確保するため、迅速、そして皆様に寄り添った対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、余震による二次災害への対策についてのおたしでございます。

このたびの地震災害発生に対する町の取組といたしまして、まず、矢吹町地域防災計画にのっとり、発生同時刻11時8分、2月13日、災害対策本部を設置し、職員はもとより、矢吹町消防団や各行政区長に協力要請を行い、被害状況の把握に努めたところであります。

また、いち早く避難所の開設、避難者受入れ体制の整備を行い、断水に対応するため飲料水等の確保、停電解消に関する電力会社への復旧依頼、ブルーシートなどの備蓄資機材の活用や配布、災害ごみの受入れ等、多種多様な状況について判断、迅速かつ的確な対応に努めてきたところであります。

また、2月13日深夜23時8分発生の地震の翌日ですが、2月14日から余震による二次災害防止対策として、住宅等の損傷により、倒壊のおそれがある建物について応急危険度判定を行いまして、9件の危険判定、そして4件の要注意判定により、所有者へ危険度の判定結果をお伝えしたところであります。

今後の被災者支援につきましても、罹災調査により半壊や全壊の結果となった被災者の方々に対し、町独自の対策として災害見舞金の支給や災害公営住宅への入居等、万全の支援を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害ごみの問題でございます。

災害ごみを運搬することが困難な方への支援についてのおたしでございます。

本町では、このたびの福島県沖地震による被災者支援としまして、被害を受けた住宅等からの災害ごみの搬出場所として、寺内地内の町有地に2月16日から、いち早く災害廃棄物仮置場、これを設置いたしまして、現在も受入れを行っているところであります。仮置場につきましては、終日、午前9時から午後4時まで開設しておりまして、土曜日、日曜日も搬入可能としております。仮置場へのこれまでの搬出件数は、3月10日時点ではありますが、延べ941件であります。土日の仮置場への搬出が大変多いので、ここからまたさらに相当増えているかと思われます。

また、仮置場への搬出対象外となる災害ごみにつきましては、減免申請手続によりまして、ご自身で白河クリーンセンターへ搬出していただき、3月10日時点で延べ148件でございます。

一方、被災者の中には、親族が近くにいない、また運搬するための軽トラック等が確保できないということで、受入れ期間内での搬入が困難であるといった声を伺っておりまして、仮置場への受入れ期間については、当初予定の3月5日から、まず14日まで延長しまして、平日に搬入ができない方のために、やはりこれまで見えていますと、土日が大変多うございます。土曜日、日曜日の受入れを、今月末までと変更いたしました。今月末というのは、土曜日、日曜日です。今月中ということです。

また、地震発生後の翌14日には、矢吹町社会福祉協議会において、県内でもいち早く災害時ボランティアセ

ンターが設置され、民生委員等の方々による支援調査を実施いたしまして、ボランティアの皆様にも、片づけや仮置場への搬入等の協力をいただいているところでございます。

今後におきましては、高齢者世帯や自身で運搬するすべがない方、こういった方の家族状況、あるいは事情等に鑑み、各行政区、民生委員、消防団等の関係機関との連携を図りながら、災害ごみの搬入に係る相談、受付等の支援に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスの問題です。

感染症の影響を受けた事業者に対する経済対策についてのおたしでございます。

福島県では、県内の新型コロナウイルスの感染状況が急激に悪化したことを受けまして、令和3年1月13日から2月14日までを緊急対策期間として、県民の不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮の協力を要請する感染拡大防止対策が実施されたところでございます。このため、本町におきましても飲食店をはじめ、飲食店と取引のある多くの事業者の経済活動に影響が出ていると認識しております。

町では、昨年4月16日から5月14日にかけて、全国に緊急事態宣言が発出された際、町内の事業者に与える経済的余裕の大きさに鑑み、売上げが減少した中小企業や小規模事業者に対して、固定費の一部を支援する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金、大変長い名前ですが、や国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業所に対し、国の助成率に応じて町が上乘せの助成を行うということで、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金、そして新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を実施していただいている、頑張っている町内の店舗に対して、対策費用の一部を助成する店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金など、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用いたしまして、これらの給付金等を交付して事業者の支援を行ってきたところでございます。

また、給付金等の交付以外でも、事業者の資金繰りをサポートするために、金融機関から融資が実行されるまでのつなぎ融資、これも大変大事でございます、これを実施する新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金を新たに創設するなど、町独自の様々な経済支援策を実施してまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の収束ははまだ見通せず、さらに2月13日に発生した、先ほどお話ししました福島県沖地震の影響もありまして、飲食店を中心に多くの事業者に対してさらなる支援が必要かというふうを考えてございます。

町といたしましては、前回の緊急事態宣言時と同様に、今回も特に影響が大きいと思われる小規模の事業者、そして飲食業、旅館業、旅客業を営む事業者の方々に対しまして、独自の経済支援策を検討しているところであります。具体的には、1点目として、県の緊急対策期間を含む令和3年1月または2月の売上げが、前年同月と比べて20%以上減少した事業者に対して、事業継続に緊急的に必要な措置として、1事業者当たり一律10万円の給付であります。これは、昨年のこの時点でまだ売上げがそれほど落ちていなかったもので、20%以上減少した事業者というのは、あまり高くないハードルかというふうに考えます。

次に、2点目として、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度に実施した店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金を継続し、町の認定を受けた店舗に対しまして、感染対策費用を助成することを予定しております。

今後におきましても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、事業者の皆様にも寄り添った支援策を

検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、アフターコロナを見据えた地域の活性化についてのおたしでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、3密の回避や手指消毒の徹底、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、テレワークの導入など、町民の皆様には新しい生活様式の実践が求められ、日常生活が大きく変化いたしました。

また、イベント等の開催においても、広域的な人の移動制限や、収容率の要件として50%以下とするなどの制約や留意事項が発出されるなど、令和2年度におきましては、やぶきフロンティア祭りをはじめとした町内の様々なイベント等が中止を余儀なくされました。このような状況は、本町を訪れる、いわゆる交流人口や関係人口の減少にも関連しておりまして、地域経済にも大きな影響を及ぼしているところでございます。

福島県では、県内の感染状況が改善されたことを受け、2月14日をもって緊急対策期間を終了し、飲食店等への時短営業の要請を解除いたしました。3月31日までを引き続き重点対策期間として、首都圏などの感染拡大地域への往来自粛や、感染リスクが高まる5つの場面、これを意識しました行動などが要請されております。

また、首都圏の1都3県に出されていた緊急事態宣言も延長され、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、全国的にまだまだ予断を許さない状況でございます。そのため、これまでと同様に、多くの人々を集めるイベントが開催できるようになるまでは、十分な感染対策と慎重な判断が必要であると認識しております。

町といたしましては、最優先課題、現在、本当に最優先課題であると考えておりますが、町民の皆様へのワクチン接種を安全、安心な体制と十分な情報公開なり、説明の下で着実に実行し、感染防止対策に取り組み、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めて、やぶきフロンティア祭りや真夏の夜の鼓動など、皆様に元気や希望を届けられるイベントについて、感染予防対策を十分に確保した上で、開催及び時期等について検討してまいります。

また、アフターコロナ、ウィズコロナ時代の中で、オンラインでのイベント開催といった手法等が広がりを見せているということもございまして、ぜひ本町でも情報収集を行うとともに、地域の活性化につながる、そういった施策を検討してまいりたいと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、再質問させていただきます。

地震災害の対応についてなんですが、先ほど町長の答弁のほうで、住宅等の損傷により倒壊のおそれがある建物について、応急危険度判定を行って9件の危険判定と4件の要注意判定という答弁がございました。

この9件の危険と4件の要注意というのは、ある程度地域は絞られているのか、密集して9件起きているのか、あるいは点在して危険と判定された倒壊のおそれがある建物が点在しているのかという部分についてお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

応急危険度判定の危険判定、集中しているのか、ある程度点在しているのかという再質問でございますが、応急危険度判定の危険箇所が9か所でございます。こちらの内訳としましては、やはり矢吹地区が多くて8か所、あとは神田地区が1か所となっております。矢吹地区の内訳でございますが、こちらについては、やはり町内、矢吹地区点在しておりまして、善郷内が1か所、大町が1か所、中町が2か所、北町が1か所、曙町が2か所、一本木が1か所、合計9か所となっております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

それではまた、地震災害関係なんですけれども、まず、水は命でございます。

今回の地震で、町内各所で断水が発生いたしました。10年前の東日本大震災後、災害発生時の水の供給対策として、水道施設の強化が求められ、文化センターの駐車場と矢吹小学校校庭に地下式耐震性貯水層が設置されました。今回の地震で多くの家庭で断水が発生しましたが、給水場を利用された多くの町民の皆様から、断水で自宅の水が出なくて困っていたので、非常に助かったという声をいただきました。

そこで、実際に設置されている地下式耐震性貯水層の給水場利用者が分かっているかどうかの程度あったのか、お伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えします。

耐震性貯水層の給水所利用者ということで、こちらの給水所につきましては、2月14日設置してございます。2月14日に設置しまして、おおよそなんですけど、文化センターで50件、矢吹小30件ということで、文化センターと矢吹小の利用者については80件、あと全体としては154件、その2月15日以降、役場が給水所になりましたので、総合計では154件のうち80件が耐震性の給水所を使ったというような状況でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） その貯水槽なんですけれども、矢吹小、当然、文化センターに貯水槽があるということですが、給水所がちょっと分からなかったという声も一部聞かれたんですが、災害発生時にこそ力を発揮するすばらしい設備だと思うのですが、その町民への周知というのは十分であったのか伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 芳賀議員の再質問にお答えします。

耐震性の貯水槽の町民へのPRということで、こちらの耐震性の貯水槽につきましては、芳賀議員からあったとおり、10年前の震災後、それぞれ文化センターの駐車場については平成25年、翌年、矢吹小のグラウンドに設置処置してございます。

PRが十分かというところでは、今回、震災後初めての大きな地震だったということで、周知は不足していたのかなと思いますので、今後、断水時にはこうした給水場所があるということで町民の皆様に生活用水に関して安心していただけるというようなことで、PRしていきたいと思いますので、ご理解のほうよろしく願いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（芳賀慎也君） 先ほど町長のご答弁の中で、一部回答があったんですけども、改めての確認ということで再質問させていただきたいんですが、地震発生直後、私も地元である地盤沈下が激しかった大和内地区にいたのですが、陥没した歩道のあちらこちらから水道の漏水が確認されました。

町の水道管は大丈夫なのかと心配だという町民の方の声もございます。大和内地区はもとより、今回の地震による町内全域の水道の本管、枝管の損傷等はなかったのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1 番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

今回の地震に伴う水道施設の全体の損傷についての再質問でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、水道の本管については9か所ということと、あと枝管については21か所ということでございます。

今回、まず本管についてであります。本管につきましては、東日本大震災に一番大きかったのはやっぱり大和内地内の本管がずれが生じて破断したというのが一番大きかったのですが、今回、東日本大震災で修繕をした箇所についての損傷はありませんでした。今回出た本管については、その東日本大震災のときの修理ではなくて、新たに老朽化も含めて、例えばゼロ管の曲がり管のずれとか、そういったものの損傷ということで、確認をしておるところでございます。

そういう中、大和内地内については、前回は本管でしたが、今回は枝管といいますか、本管から引っ張っているような宅内の水道管の枝管が被災を受けております。こちらについては、前回はその分についての被災は非常に少なかったということで、やはり前回、直したところは今回は損傷を受けていないということで、きちっと直っているということでございますので、水道に関しましては、今震災もありますけれども、一番は老朽化対策ということで古い管を今後、計画的に更新していくということで、これが進めば地震に強い、そういった災害に強い本管に更新していくことが可能だというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（芳賀慎也君） 水道本管、問題ないということで、安心しました。

今、ちょっと宅内管という話が出たんですが、水道の本管が大丈夫であっても、地震後しばらくのうちは、自宅内の断水が続いていた地区も多くありました。自宅の水は出ないからしばらくの間、あゆり温泉や近隣町村の温泉施設を利用していたという方も何人か声を聞かれました。先ほど宅内管というのが出ました。水道の宅内管、本管、枝管から自宅に引っ張っている宅内管からの、細い管からの漏水が原因であると思われるのですが、主として宅内管の損傷の復旧対応という部分について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

宅内管の、町としての復旧対応ということでございますが、まず本管については、町が管理をしております。水道施設については、町が管理している部分と個人が管理している部分ということで、線が入っております。その線というのが、本管から取り出した一番最初のバルブまでが町の管理、そのバルブから水道メーター、あとは宅内の施設に関しては個人の管理ということで、平時においてはそのような対応をしておりますが、今回は広報に合わせて全戸チラシ配布させていただきましたが、今回に限り、今回の地震による損傷に限りですが、水道メーターまでの復旧について、町が今回に限り復旧をするということで、できるだけ早期の復旧を目指すために、その部分まで町として対応するというところで、今回は対応しているところでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） じゃ、再質問ということで、ちょっと最後になるんですけども、大和内地区の歩道の陥没についてですけども、まず地震発生の次の日、14日日曜日には仮復旧が完了し、迅速な復旧対応、誠にありがとうございました。大和内地区の皆さんも早く直してもらって非常に助かったと言っておられます。これから本復旧が開始されると思いますが、10年前の東日本大震災で甚大な被害に遭った大和内地区、そして今回の地震でも歩道、約300メートルの陥没と県南地区を見ても類を見ない大きな被害でありました。

根本的な地盤の問題はあると思うんですが、今後、本復旧するに当たって、また同じような地震が発生しても、被害を最小限で抑えられるような恒久対策を強くお願いしたいと思いますが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

大和内地内の本復旧についてのご質問でございますが、まず大規模な災害復旧に関しては、財源の確保も含めて、補助事業を活用しての作業復旧ということになります。そうなりますと、災害復旧の大原則というのがやはり原形復旧ということで、壊れた同じものを直すということで、例えばガラスが割れたら、同じガラスを入れる、強化ガラスを入れるわけではないというのが大原則でございます。そういった中で、ただ、そうはい

っても、やはりそうなった原因を根本的に解決しない限りは、また同じような災害が起きるということで、これにつきましては、今後、補助の災害査定を受ける際にそういった原因も含めて、しっかりと説明をした上で、例えばその大和内地内については、相当の砕石を既に埋めております、応急復旧であります。そういった材料を埋め戻し台に転用をすとか、必要であれば一部セメント改良すとか、そういった部分も含めて国と協議をしていきたいというふうに思いますし、なかなかそれが難しいという場合においても、やはり最低限必要な部分については、町の単独費なども導入しながら、今後同様な地震が来ても、同じような被災を受けないような最大限の計画はしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○1番（芳賀慎也君） 以上です。

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は、10時55分からします。よろしく申し上げます。

(午前10時44分)

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

12番、熊田宏君より、本日、葬儀参列のため、一時欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

(午前10時55分)

◇ 高久美秋君

○議長（角田秀明君） それでは、一般質問を続けます。

通告2番、3番、高久美秋君の一般質問を許します。

3番。

[3番 高久美秋君登壇]

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、1点目、農業振興課を開設するに当たり、質問させていただきます。

10年前に震災があり、原発事故が発生し風評被害と戦いながら農業をやってきました。もちろん応援して下さった人もたくさんいました。国や県や町や農業に対して、試行錯誤だったと思っております。一番問題なのは後継者が少ないことだと思っています。担い手の若い農業者が少なく、担い手が育たない農業の未来に対する閉塞感があります。

このような中においてどのような農業振興をするのかお伺いします。

まず、1点目、担い手の育成をどのようなことを柱に行っていくのか。

2点目に、持続的で安定した農業経営形態とは、どのようなものを考えておられるのか。

3番目に、農業振興マスタープランについて、現在の進行状況はどのようになっているのかお伺いします。

2つ目としまして、行政活動支援事業についてお伺いします。

協働のまちづくりについて、住民参加型のまちづくりを行政区が自主的に行う事業に対する支援事業は、将来的にはどのような形になっていくのでしょうか。答弁をよろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、担い手の育成についてのおただしであります。全国的にも農業者の高齢化、そして後継者不足等により、現在の農業を取り巻く環境は非常に厳しく、本町におきましても同様の状況でございます。農林業センサスの統計によると、本町の農家戸数は、平成17年度が950戸、平成27年度が748戸と、10年間で202戸が減少している状況でございます。

平均年齢を見ますと、平成17年度が54.2歳、そして、その10年後63.5歳、10年間で平均年齢が9歳ほど上昇していると。これは、要するに同じ層がそのまま持ち上がったというふうに考えるのが妥当かと思われま。それだけ後継者がいない、言わば新規参入がいない。そういう状況の中で、農業が現在の矢吹町の保たれてきているということで、そこが非常に厳しいところかというふうに考えてございます。今後、農業振興を進めていく中で、こういったことは大変大きな課題の一つであるということで、高久議員おただしのとおり、そういったことであると認識してございます。

本町の農業振興推進のためには、担い手の育成が最も重要であると考えております。現在、中心的な農業の担い手であります認定農業者、これにつきましては、令和2年12月末で159名でございまして、また新たに農業に従事する新規就農者につきましては、毎年数名程度の就農という状況でございます。今年度におきましては1名と夫婦1組の方が就農されるなど、農業に真剣に取り組み、活躍されている方も多くおられますが、農業者自体、先ほどのような10年間そのまま上に上がったという高齢化の状況、これを考えると非常に課題の多い状況かと考えます。

一方、これらの担い手につきましては、県や町内両JA、JAさん2つございます、関係機関とそれから連携や協議を深めながら、今後も就農者が増える支援策を検討し、推進してまいりたいと考えております。

具体的な方策といたしましては、非常に重要だと考えておりますが、圃場整備事業等による後継者、それから農業の基幹を担う方々のためのインフラ整備、それから共同活動で行う集落営農及び農業生産法人化の推進などを柱に考えてございます。さらには、地域の担い手の皆様や、若い農業者の皆様と未来の農業振興についてのお話合いや研究会の機会などを設け、農家の皆様が将来にわたり希望が持てる農業振興施策を計画的に推進してまいりたいと考えております。ご質問、農業振興課を新設しました。産業振興課を実際には商工推進課と分けたと、これは農業振興を本気でやるということでございますが、まさにこれから今お話ししたような若手の方々の研究会であるとか、様々な方のお話を聴きながら、そういった方々がどうやって本気で農業に取り組める環境をつくっていくかということが非常に大切かと考えておりますので、まさにこれからに乞う御期待

というところかもしれません。

次に、持続的で安定した農業経営体についてのおただしであります。本町では第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画において、「農業が元気なまちをつくります」を政策に位置づけ、各種施策に取り組んでいるところでございます。

本町の農業の特徴は、水稻のみを作付する農家と、水稻とトマトやキュウリ等の、矢吹町で大変生産されている中心的な作物、園芸作物を生産する複合経営が中心でございまして、特にトマトやキュウリについては品質も良く、市場でも大変高い評価を得ているところでございます。

農業を持続的で安定的に経営していくためには、1つ目として継続的な労働力の確保、そして2つ目として計画的な農業機械や施設等の更新、3つ目として高い収益が見込める園芸作物、これらによる農業収入の確保などが安定した経営につながる中心的な具体策であると考えております。

1つ目の労働力におきましては、高齢化や後継者不足により年々労働力が減少している状況であること。2つ目の農業機械の更新につきましては、農業機械の高度化が進み、他方やはり価格が高騰しているということで、大変負担になっている。3つ目の高い収益が見込まれる園芸作物についても、やはり作付技術等の習得については、大変高いハードルがあるというふうに考えてございまして、それぞれに課題がございまして。

このような中、町では労働力不足の解消を目的として、国が推進しておりますスマート農業、よく聞く言葉かと思いますが、実践に係る研修会を農業委員会委員及び認定農業者の方を対象に開催してまいりました。農業用ドローンに触れることにより、スマート農業のイメージを高められ、そして労働力不足の解決につながる一つのヒントになればと考えております。

また、農業機械や施設等の導入につきましては、国や県の補助事業を活用できるよう、関係機関とともに各種説明会等で情報の提供を行いながら推進を図っております。園芸作物の作付技術の習得等につきましては、県や町内両JAにおいて、栽培技術の研修や訪問による営農指導を実施していただいているところであります。

町の基幹産業である農業につきましては、今後も町内両JAや関係機関と連携し、農業所得の安定はもとより、持続的で安定した地域農業の活性化を目指し、将来にわたって意欲のある農業者が希望を持って経営に取り組めるよう、またそういった環境を、先ほども触れましたが、つくっていくことを今度、農業振興課をつくらせたということで、その整備を本格的に図っていききたいというふうに考えてございまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業振興マスタープランの策定状況についてのおただしであります。町では、平成30年3月に、今後10年後の農業を見据えまして、農家の現状や今後の意向及び要望等について把握し、本町の農業の将来像を描くために、今後の農業振興に係る意向調査のアンケートを実施したところであります。

その後、アンケート結果を町広報紙やぶき等に、「町の農業の現状と課題、これから」として掲載いたしまして、その結果を基に、町の農業振興マスタープランの策定を進めているところでございます。

策定の進捗状況であります。計画の数値目標等におきまして、町内両JAや関係機関と協議を行い、完成に向け進めてまいりたいと考えております。

農業振興マスタープランにつきましては、農業団体である町内両JAの意見や、農業者の皆様の意見についても十分に反映させながら、町の将来に向けての農業振興の指針となるよう、スピード感を持って検討を進め

てまいりたいと考えております。

ただし、スピード感と申し上げましたが、この令和3年度より農業振興課を先ほどのお話のように新設いたします。4月からですね。それで国や県及びJAなどの関係機関と協力・連携を図りながら、農家の皆様に寄り添った農業振興施策を展開してまいると。その前段として、農業を支えていただけるこれからの方々と活発な議論を行いながら、そういった様々な声を聴いて、その中でどういったものをまとめるかということ、改めて考えていきたいとも思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、行政区の活動支援事業についてのおただしでございます。

本事業は、地域住民と行政がお互いに尊重しながら、協力する協働のまちづくりを推進するために、平成22年度から、町独自の行政区への助成事業として取り組んでおります。

集会所駐車場の舗装整備などの建設資材の支給事業、それから、樹木、芝桜などの植栽活動のいわゆる花いっぱい事業といった区分に応じまして、行政区が提案する1事業につき30万円を限度として、10分の10の補助率、いわゆるフルで助成いたしまして、同じ事業は最大3年まで継続することができます。これまでに、53の行政区、延べ164の地域活動をサポートさせていただきました。

議員おただしの本事業の将来的な形についてであります。第6次まちづくり総合計画後期基本計画に掲げておりますとおり、本町の協働のまちづくり、これを推進する上で、共助となる地域活動の役割はとて大きいと、重要であると認識しております。

地域活動をサポートする本事業につきましては、これまでに行政区からの要望が多かった課題につきまして改善を図っております。平成28年度には、地域活動の際の飲料代、こういった物も助成してほしいとの要望に対し、定額分の飲料代を認めるといった助成対象経費の見直しといったことも、また平成30年度には申請期間が短いということで、4月から地域活動を実施したいなどの要望に対し、助成申請期間を2期から3期に増やしまして、前年度からの申請を可能としたことなど、本事業をより利用しやすくということで、制度の拡充に努めてまいりました。

今後も、さらに本事業を行政区が利用しやすいものとするために、引き続き行政区へご意見を伺い、本制度の拡充を検討するということとともに、これまでに助成を受けたことがない行政区への本制度の理解及び周知を図りまして、広く地域活動の活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

10年間で、202戸の農家戸数が減っているということですが、このままいきますと、残った人で土地改良区とかの維持が相当難しい状態になってくると思います。その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 高久議員への質問にお答えします。

今、お話いただいたようなことは、まさに根本的な問題だと思っております。

農業後継者が不足して、農業自体の先ほどのように、ある一定時点のところから10年経って、結局同じ人が農業を支えている、後継者いない。その方々が今や平均年齢が非常に高くなっている以上は、やはり私よく事例に出すんですけども、中畑地区等で80町歩、100町歩やって農業を支えている、まさに「さわやかな田園のまち・やぶき」ですが、それを支えている人は例えば74歳の方に支えてもらっていると。その方に縁起でもない話ですが、もし、ちょっといろいろ弱くなられたりしたら、あつという間に、例えば80町歩が宙に浮かかもしれない。そうすると、田んぼというのは、一、二年は草がボウボウになりますが、3年目ぐらいから柳が生えて、そしてトラクターも入れなくなって、本当にジャングルのようになります。矢吹をそういったジャングルにしないためにどうしたらいいかというのが非常に大切なんですけど、そういう非常に厳しい状況というのは、今目前にあるのかなというふうに考えておまして、ただ、それをこれまで全国の皆さんが本当に知恵を集めてもなかなか後継者不足とか、そういったものというのは、その人の人生でもありますから、なかなか難しいと。

それを、じゃ、どうするかと、今お話いただいたような土地改良区というのがあります。要するに用水を管理して、例えば羽鳥から水を引いてくるのをインフラとしてきちっと整備して、それを農家がお金を出して、賦課金なり、そんなことをして維持してきたんですが、当然のことながら、その多くのお金がかかるけれども、農家がどんどん減ってくれば、今の年金と同じで、少ない人数で支えなくちゃいけない。そうすると水が通らなければ、田んぼも作れない。先ほどの、人が減ると作れなくなるというのは、相乗効果的に非常に厳しい状況になっていくんです。ただ、それを一朝一夕になかなか解決するというのは難しいので、先ほどのように農業振興課をこの4月からつくりますけれども、そこを支えようとしてくれている方々も地域にいらっしゃいます。その方々が例えば圃場整備であるとか、用水であるとか、インフラをきちっとして、本当にやっつけられる環境をつくっていくということについて検討しなくてはいけない。そういう人たちにもっともって声を上げてもらわなければいけない。そういう状況かと思っております。なかなか前の焼き直しでは、農業は支えられないと私は思っています。

ですから、何とかこの1年、新しく農業振興課をつくった後、活発にその農業後継者であったり、それを支える方々であったり、JAであったり、それから土地改良区であったり、そういった方々に、あとは議員の皆様もぜひお願いしたいんですが、活発に議論をしていただいて、どういう将来像をつくるかをお願いしたいと私は思っております。

だから、今日は、本当に農業振興課をつくったと言っても、まだこれからつくる、4月1日からですから、そのようなこと、ぜひ、皆様にお知恵を借りたいというふうにも思っております。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

実は、もっと水路に関してはせっぱ詰まっておるといえるか、実際にはもう水路も相当老朽化してまして、先ほど答弁にありましたように、地権者の負担があるわけです。どうやっても補助金を入れても。そうします

と、後継者がいない、年齢が高い人が今担ってやってもらっていますけれども、実際にはもっと負担が増えるわけです、水路を直す段階になると。そうしますと、幾ら少ない金額でも、自分の代ではもうこれ以上負担は負えないというのが正直な話で、改良区の職員の皆様もその辺が補助金を幾ら探してやろうとしても、地権者の方が、「もういいです」という答えなんですよね。だから、その辺もやっぱり、もう抜本的に見直していかないと難しいのかなと思っております。

それに伴いまして、やっぱり202戸の方が離農していますから、遊休農地も増えていると思うんですけども、この対策は農業委員の方が農地パトロールをしていると思うんですけども、そこで分かった遊休農地を中間管理機構へと移すわけですが、ここの流れがちょっと見えないというか、あまりうまく進んでいないんじゃないかなと思っているんですけども、その辺の流れをどのようにしているか、お答えいただきたいです。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） それでは、3番、高久議員の再質問にお答えさせていただきます。

遊休農地に対します農業委員会の農地パトロール、それから中間管理機構に対しての手の流れということでございますが、今の高久議員がおっしゃられましたとおり、農業委員会では年1回、農業委員会の農業委員、それから推進委員、各10名ずついらっしゃいますが、町内の地区割をいたしまして、それぞれ担当している地区を専用のタブレットを持って現地の方を調査をしております。実際、農地が耕作されているか、もしくは、どのような状況になっているか、そういったものを確認をいたしまして、タブレットにそれぞれ入力後、専門の業者に委託をいたしまして、町全体のその状況を把握しているところでございます。

そこから、今度、農地中間管理機構において、その遊休農地等についてのその活用に、最初の手続でございますが、その手続につきましては、あくまでも持ち主の方がそういった代わりに耕作をしていただけるような方を探す場合に、中間管理機構を介して、そういった手続やら、契約等をつないでいくような、そのような役割を果たしているところでございます。

遊休農地の解消方法ということでありますと、今は、お米以外の大豆とかそういったものを町として推進していきまったり、あとは食用米以外の飼料米ですとか、そういったものを推進しているところでございます。

いずれにいたしましても、遊休農地の解消につきましては、課題が多いところが事実でございますので、今後も町としても関係機関と連携をいたしながら、遊休農地解消に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 遊休農地のお答えであります。なかなかやっぱり見た感じとしては遊休農地が増える一方で、なかなか解消されていない状況かなと思っておりますけれども、借手側は相当いるのでしょうか、それともやっぱり借手側がなくて、貸す側が多いのかなというような感じになっているんですけども、借手側はどのぐらいいらっしゃるかお答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 3番、高久議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、借手の状況でございますが、ちょっと今、手持ちのほうに資料ございませんので、後ほどお答えさせていただきますと思います。

○議長（角田秀明君） 町長のほうから、補足的に説明するそうですので、よろしくお願ひします。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 農地の貸手と借手のお話であれば、詳しい数字はまた後ほどと思いますけれども、実際には圧倒的に、今はもう借手が少なく貸手が多いと。それはなぜかという、もう皆さんある程度お分かりのとおり、リタイアされる方がいっぱい多くて、その農地が遊んでしまう中でやる人が少ないと。やる人が少ないのは、例えば、野菜というのはとても手間暇かかって大変なんですね。そうするとやっぱり、大きな農地を農地として維持していくためには水田がやっぱりいいわけですが、ところが水田はこれまた今は非常に大きな課題になっておりますが、米が大いに余っております。それで、例えば1万3,000円、4,000円とかいったものが、下手すると1万円切っちゃうとか、普通の商品で、今まで1万4,000円していたものが、1万円切るかという状態になってしまったら、皆さん作りますか。コストを計算して、様々なことやって、皆さん先祖代々の土地だから頑張っているけれども、なかなかそれだけではやり切れなくて、やっぱり今は圧倒的に借手のほうが少なくて、貸手のほうが潜在的に多くなっている状況です。それが、この問題を大変、私は難しくしているんだろうなと思っております。

数字は出ると思います。ただ、潜在的なものも含めて、大変そういったその構造的な問題があるので、大変な課題なのかなというふうに思っております。これを、例えばこの間、一部の議員さんと土地改良区の皆さんと現場の方、農家で頑張っている方々と一緒に例えば白山地区に行ったら。そうすると、用水路が相当もうガタガタになっていきますね。それで、水が来ない。水が来ないし、またあとは、毎年の水の様々な不足であったり、羽鳥のようになったといういろんなことがあって、ずっと水が来なくなって25町歩ぐらい、その周辺はもう草ボウボウですね。本当、ジャングルようになってしまう。そこの用水もガタガタだと。そういったことも含めて、要するにインフラの問題、それに対する相当お金がかかる。今、長寿化計画で様々な町の施設もやっていますが、同じように本来であれば、そちらの課題がすごくあるはずなんですね。

一番大事な水が来ないということ、それからさっきの農業者の年齢、それから構造的な問題、これから、そこを今の貸手と借手の関係は、今は明白なので、どうやってそれを変えていけるか。やっぱり、もうかる農業ができるかが一番大事だと思いますけれどもね。ただ、その手はこれから模索するしかないというふうに思っております。ちょっと補足というには、あれでしたが、よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 共同で行う集落営農及び農業法人化の推進、これが全然進まないんですね。ここをどのように感じますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 現在、農業法人は、もしあれでしたら後ほどデータを提供しますが、4団体か5団体ぐらいしかない。これは、やっぱり私はちょっと全国を歩いて農業法人等を見てきましたが、やっぱり少ないですね。例えば、私の地元にも大変イチゴ農家で頑張っているところ、大変おいしいイチゴを作られるんですが、ああいうところも本来はこれから伸ばしていくのであれば農業法人等の様々な検討したほうがいいんだとは思いますが、矢吹町の中で農業法人をつくってさらに拡大しようというところは、ちょっと少ないかな。もうちょっと、だから今後のその農業振興を考えていく中で、さっきのように高く売れる、それから人がいるのほかに、やはり単独の家でやっていくのが難しければ、農業法人をつくる。その中で雇用をつくって、その地域地域の中で、その人たちにとどまってもらうというのは、私、空いてしまう土地、例えば白山の地域なんかに例えば企業を誘致して、そこで働く場所をつくって、その人たちにとどまってもらい、そこで子供を育ててもらいということで、何とかして地域を維持したいと思っているんですが。農業法人も本来は有力なものであるはずで、農業法人が立派な法人になれば、そこで雇用が生まれてということがあるかと思っています。ただ、残念ながら、現在ではそのような状況です。まだ、これから頑張らないといけないという状況です。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

実は農業、この福島県でいいますと、人件費が出る農作物はまず一点もないんですね。これはもう、農業普及所の先生が言っていますから、本当です。あと、人件費が出ないので、人を雇用した段階で赤字なんですよ。そういうこともあり、このコロナの影響で、お米が相当安くなるのではないかと懸念が今ありますけれども、町として、お米の損益分岐点、1俵当たりどれぐらい見えていますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 高久議員の質問にお答えします。

ただ、お米につきましては、先ほどのように、非常に今在庫がだぶついて、古米、古々米、古古古米ぐらいの状態になっていますので、先ほどのように1俵60キログラムが1万3,000円、4,000円のところが、もう、どんどん今、落ちちゃってということなんで、米の価格自体は非常に難しい設定の仕方になりますんで、私がかちょっといつも思っているのは、先ほど、様々な作物は労賃が出るようなものはないという、なかなか難しいというのがその農業指導係とかの方から言われるんですが、農家の方、もともと自分の労賃を考えていないんですね。考えていない中で、その資材費とかそういったものを考えながら、損益分岐点を自分なりに出したりしてやっているんで、非常に私は難しいと思っています。

ただ、この米については、当然、公式的にどのぐらいの損益分岐点か、例えば1万円なのか、1万2,000円なのか、それはもう出て、矢吹町の中でも出ているはずなので、後ほどまた、お答えしたいと思います。それでご容赦いただきたい。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 一応、国で出している損益分岐点は、1俵当たり1万3,400円。これは、大規模になればなるほどいいかというそうではなくて、5町歩から8町歩の農家が一番利益率がいいということで、この数字になっています。

そういう意味でいいますと、農家は売り方をやってこなかったのが、相当やっぱり農家側の責任もあるとは思いますが、町として今回、余っている米をどういうふうを活用していくかということで、1点、今度給食費を2分の1助成することになりましたよね。

○議長（角田秀明君） 高久君、通告していないので、申し訳ないです、それは。

給食費の関係……

○3番（高久美秋君） いや、お米の収入を上げるというか、そういう意味で、通告はしていませんけれども、これは別にそれをやってくださいとかではなくて、そういう活用は考えておるかどうか、質問します。

○議長（角田秀明君） 米の値段の質問は、よかったんですけども、給食費に活用するかどうかという……

○3番（高久美秋君） 地消地産を考えて、学校給食にも使ってもらえたらいいなと思っているので、その辺の考えを。

○議長（角田秀明君） 通告外の質問になりますので、申し訳ないのです。あれ、聞き取りのときにちょっとやってくればよかったんですけどもね。通告しないものですから、今、資料もないというようなことで、申し訳ないですが、別な質問に……

○3番（高久美秋君） 方向性だけでも駄目ですか。

○議長（角田秀明君） 別な質問にしてください。

○3番（高久美秋君） 分かりました。

じゃ、続きまして、スマート農業の話がございました。

農家からしますと、これはICTとか、AIとか、実際やっている側としては、本当に雲をつかんだみたいな話で、相当の経費がかかる。であれば、今やっぱり後継者がいなくなって、労働者も減っている中で、共同で農家さんが集まって、本当に足元を見て機械などを共同で買っていたりするんですよ。その辺のことをもっと足元を見て、農家に寄り添った支援事業をしていただきたいなと思っているんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 3番、高久議員のご質問にお答えします。

そういったスマート農業、ただし、相当お金がかかるなど。その中で、先ほど共同でとかそういったことに

ついて、どういうふうにやっていくかということは、まさにこれからの課題だと思います。ですから、今度、本当に農業振興課を立ち上げた後、そういったものについて農業、特に後継者なり、その周辺でそれを盛り立てている様々な方々、JAであったり、土地改良、そういったところの意見をよく聞きながら、こういった在り方がそのスマート農業を導入するに当たり、彼らにとっていいのかを、本当に検討していきたいと思っています。

スマート農業自身が、ドローンみたいなものを使うだけだったら早いんですが、例えば先ほどのイチゴ農家でいうと、スマート農業で室内の温度管理から何から全部やってやれるようにするとか、様々なスタイルがありますので、あとは例えば非常に広い圃場であれば、よく言われるようにトラクターにGPSと、それから様々な機器を使っても、自動でやってしまうとか、ただ、それは相当お金のかかる話なんで、足が地に着いたところからやはり実際にそれをやっていかれる農家の方々と、しっかりと話していくことかなと思っています。そこは、研究をしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、皆さんの本当、お知恵も借りられればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。

本当に共同利用の動きがだんだん高まっているので、そちらのほうにも力添えがあったらなと思っております。また、今度は農業機械等の導入で、国や県の補助事業がございますが、これなかなか使い勝手が悪くて、相当縛りがあるって、なかなか難しいのが現実です。今、点数制になっていまして、これがなかなか使えない。個人の農家さんでは、ほぼゼロ。この辺もやっぱり将来的には考えていってほしいなと思っております。

今、一生懸命農家をやっている若い世代、農業をやっている人たちが、一番今困っていること、一つ挙げるとすると、産業廃棄物の問題があります。これは、相当高騰してしまっていて、産業廃棄物、被覆材、ナイロンですね、これがなかなか廃棄できない。できないというか、値段が高騰してしまっていて、この辺のこともちょっと見てもらいたいなと思ってはいますけれども、どのように思っておりますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） それでは、3番、高久議員の再質問にお答えさせていただきます。

産業廃棄物の対応ということの質問でございましたけれども、基本的にはやはり、産業廃棄物は事業所さんがその事業によって出たものなので、事業所さんが対応されるというのが基本ということで考えております。

今後、国とか県、そういったもので、そういった対応するような制度ができれば、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 今の答弁ですと、国と県の補助がなければできないという答弁だったと思いますけれども、これ本当に一生懸命やっている農家さんが困っているということなので、なるべく前向きに検討していただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

続きまして、行政区活動支援事業について質問します。

行政区が提案する一次事業30万円、これ最大3年継続とありますが、これ住民参加型のまちづくりということで、大変使い勝手がよくて、地域住民の結束も高まりますし、自分らでその仕事をやるということで、地域も考えますし、大変いい事業だと思っております。この事業を、今後もう少し拡充したらいいかなと思っておりますけれども、この辺どのように考えていますか。

○議長（角田秀明君） 高久君、拡充ということは、金額的にですか、年期的にですか。

○3番（高久美秋君） 両方お願いします。

○議長（角田秀明君） ということで、答弁を求めます。

まちづくり推進課長に答弁を求めたいと思います。

山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問についてお答えいたします。

事業の拡大ということでの要望でございますが、今後、答弁書にもあるとおり、利用しやすいものとするために引き続き行政区へのご意見を伺って、本制度の拡充を検討してまいりますので、ご理解いただければなというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 課長、議員は要望できないので、今できるかどうかということなので、そういうふうに答えてください。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、再度ご質問にお答えします。

こちらの事業について金額、あるいは事業期間ということで、今後地域の活性化というところで事業の理解、あるいは周知を深めながら検討してまいりたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○3番（高久美秋君） 本当に、大変難しい問題、ありがとうございました。よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 以上で、3番、高久美秋君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

再開は、1時ちょうどにします。よろしくをお願いします。

（午前11時41分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 富 永 創 造 君

○議長（角田秀明君） 通告3番、7番、富永創造君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

まず、あれから10年、東日本大震災と原発事故で犠牲となられた方々に、また最愛の人を亡くされた方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、コロナ感染、福島県沖地震の被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。これらの災害を乗り越え、復興を目指し、前に進むことが今生きる私たちに課された責務であると思います。3月11日は、そんな気持ちにさせる一里塚ではないでしょうか。

改めて、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、福島県沖地震の対応についてであります。

2月13日夜11時8分に震度5強の地震に襲われました。突然、小刻みに強い揺れ、「またか」とうなり、こんなときは自動で消えるはずのストーブ、そこに向かって火を消すのが精いっぱいでありました。このような状況の下、町長としては翌日14日にかけてどのような対策、対応に当たられたのでしょうか。

14日、零時10分には保健福祉センターや各集会所を避難所とする知らせが防災無線から流れました。さらに地域の区長さんからの声かけもあり、避難所の設置対応は迅速であったと評価いたします。コロナ禍での寒い夜の避難所における避難者への対応には、課題はなかったか。あればその課題に向き合うことで、今後の防災対策に生かせるものと考えられます。

今回の地震では、屋根瓦の落下やタイルの剥離、剥落などの被害はあったものの、10年前の地震と比べて軽いと率直に思いました。しかし、日がたつにつれて、曙町や大町地域では地面の亀裂や地盤沈下、建物は半壊と思える住宅が見られ、被害の大きさに驚きました。見た目以上に被害は深刻です。今後大きな余震でも起これば、被害家屋に住む人たちの生命、身体への危害が及ぶおそれが十分考えられます。近隣の白河市、鏡石、須賀川は災害救助法の適用がなされているのですが、本町はまだその適用にはなっておりません。応急復旧、生活支援、再建、なりわいの再建をするにしても、不十分な対応になってしまうのではないかと危惧します。

こうした状況から、次の質問をいたします。

- 1、地震発生後、町は情報集収を含めどのような対応に当たったのか。
- 2、コロナ禍での避難所での対応に課題は発生しなかったか。
- 3、災害救助法が適用されていないが、町長の見解を伺います。

次に、本町の森林環境への取組についてお伺いいたします。

「さわやかな田園のまち・やぶき」は、命の森に包まれた町であり、100年先未来を見据え、次世代にそのまま受け継がれてほしい、町の森づくりの姿勢をただしたいと思っております。

本町の土地利用の約8割が建物のない自然的空地であり、そのうちの約27%が森林です。10年前の大地震による原発事故で、森林も放射能で汚染され、放射線量を減らすための森林除染作業がこれまでに大規模に行われておりましたが、それが今年度でほぼ終了すると聞いております。この除染作業によって、下草も刈られ広く地面に日が差し、クヌギや山桜等の若木の植樹もされ、健康な森に戻りつつあります。除染後の山林の持続的整備、保全を目的とする計画は、森林の持つ公益的機能維持、向上のためにも必要であると考えられます。

本町の山林の大部分は民有林ですが、諏訪山、文京町の恩賜林、五本松並木などの自然環境保全地域として

指定されているものや、旧総合運動公園の山林、袖ヶ館、三十三観音一体の山林、飲み水の水源になっている田内の山林等、豊かな生物多様性が残る里地里山の景観を持ったこれら特定地域の山林が、100年後も残ってほしいと思っております。

日本も含め世界は2050年までに脱炭素化社会の実現を目指すとのことで、地球温暖化にブレーキをかけるためにも大いに推進されるべきです。反面、再生可能エネルギーの一つである太陽光電力設備の設置が今まで以上に進むものと思います。貴重な地域資源である本町の森林が、大規模な太陽光設備によって失うものを黙認するしかない現状に問題があります。大規模太陽光の設置を規制する条例の制定を強く求めたいと考えます。

以上の考えを基に、次の質問をいたします。

- 1、原子力災害による森林除染後の、森林整備・保全の持続計画はあるのか。
- 2、緑の基本計画にある特定地域の森林整備・保全の実現へ向けた取組をお伺いいたします。
- 3、貴重な森林を守るための太陽光発電設備の規制に関する条例の制定について、町長の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、福島県沖地震の対応についてのおたがでございませう。

芳賀議員との答弁と重複いたしますが、2月13日午後11時8分に発生しました福島県沖地震は、最大震度6強を観測し、本町におきましても震度5強を観測し、道路や水道等の公共施設をはじめ、住家等の多くに被害をもたらしております。

今回の地震に対する本町の対応についてであります。地震発生後、矢吹町地域防災計画に基づきまして、町災害対策本部を設置し、約1時間後の翌14日午前零時10分には第1回目の対策本部会議を開催いたしました。会議におきましては、高齢者等の安否確認、各公共施設等の被害状況確認、避難所等の対応等について協議を行いまして、各地区集会所を避難所として開放するよう集会所を管理している行政区長に町防災行政無線を通じ依頼を行うとともに、指定避難所として町の保健福祉センターを、地震発生後から約2時間後、午前1時10分に開設しました。

また、防災行政無線により、町民の皆様に、今回の地震により発生した道路の破損、停電、漏水等の被害情報や、避難所開設情報につきまして一報として伝えるなど、迅速な情報発信を行いました。

さらに、行政区、民生委員等による高齢者等の安否確認、町職員や消防団員による各地区の被害状況確認を行ったところであり、また、道路の損壊等により発生した片側交互通行区間箇所等におきまして、交通教育専門員による交通整理等の協力をいただいたところでもあります。改めて、今回の地震に際しまして、ご協力をいただきました関係者の皆様に御礼を申し上げます。

また、町内一円におきまして断水が発生したことから14日午前7時から、文化センター駐車場及び矢吹小学校

グラウンドの2か所におきまして給水所を設置し、職員及び消防団員の協力の下、給水活動を行いました。

さらに、矢吹町の社会福祉協議会におきましては、県内でいち早く災害時ボランティアセンターを設置し、ボランティアの方々に、災害ゴミの仮置場での人的支援をはじめ、個別住宅での片づけ、図書館での活動等のご協力をいただいております。

15日には、被災した住家用のブルーシートの配布を開始いたしまして、3月8日現在、80件、187枚を配布いたしました。16日からは、今回地震により発生した災害ごみの仮置場を寺内地区の町有地に設置いたしまして、受入れを開始いたしました。

災害ごみの受入れにつきましては3月10日現在、941件となっております。

さらに、17日からは罹災証明書の申請の受付を開始し、24日から調査に入っておりますが、現在、県の振興局、そして農林事務所、建設事務所等の応援を受けまして、証明書発行についての業務のスピードアップを図っておる状況でございます。3月12日時点で申請件数は532件、罹災証明書を320件発行しており、非常に多くの町民の方々が被害に遭われている状況となっております。

今後につきましても、地震により被害を受けられた方に寄り添い、情報発信等を行い、必要な支援等について速やかに対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コロナ禍における避難所での対応についてのおただしでございます。

2月13日午後11時8分に発生しました福島県沖地震におきましては、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、避難所の開設につきましては、地震発生後すぐの14日午前零時10分に、地区集会所を避難所として開設していただくよう各行政区長へ依頼するとともに、町保健福祉センターを指定避難所としていち早く開設いたしました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況での避難所開設となりましたが、本町では、実は昨年8月に、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の開設・運営について、この県南地区でもいち早く職員説明会を2回実施しておりまして、国の避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストに基づき、感染症予防に努めた避難所の設営訓練、そして避難者の受付、発熱者への対応等について実践形式で行ってまいりました。

また、9月に開催した令和2年度行政区長研修会におきましても、災害時の地区集会所の避難所開設方法について研修を行っておりまして、さらには、福島県の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、これを活用いたしまして、避難所開設に必要な、マスク、アルコール消毒等の各種衛生用品や、パーティション等の感染症対策物品を購入、備蓄しておりまして、今回の地震による避難所開設に支障なく開設できたと認識しております。

今回の地震では、結果的には町保健福祉センターへの避難者はいない、ゼロということとなりましたが、避難所開設について、開設に当たった職員や各地区行政区長等から聞き取り等により、分析、検証を行い、今後も災害発生時におきまして、迅速かつ的確に対応できるように努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今回の福島県沖地震における災害救助法についてのおただしでございます。

災害救助法は、災害被害に遭った市町村内で一定の滅失世帯数があることなどにより適用されます。今回の

地震における同法の適用は、福島県が災害救助法施行令第1条第1項第4号の規定により、被害の程度を判断して、指定しております。

県では、その基準を多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合とされておりまして、具体的には、多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合としております。

本町におきましては、地震発生後、いち早く町保健福祉センターを避難所として開設いたしましたが、結果的には避難された方がいなかったということで、適用とはなりませんでした。

しかしながら、今回の地震により、本町の被害状況は決して被害が少ない状況ではなく、時間がたつにつれ、いよいよ厳しい状況が判明しつつあるというふうに認識しておりまして、今後も国・県、関係各方面等に対し、この厳しい状況を報告、説明するとともに、被害を受けた方に町として十分な支援が行えるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原子力災害による森林除染後の森林整備・保全の維持計画についてのおただしでございます。

住民生活と深く結びついている森林は、東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして広範囲にわたり、森林整備や林業生産活動、身近な里山等での環境活動整備及び森林の荒廃や地域活動への影響が懸念されることから、現在、森林整備と放射性物質の低減化対策を一体的に実施するふくしま森林再生事業に取り組んでおります。

本町におきましても、平成25年度から推進しておりまして、令和2年度時点において、町内の民有林合計約370ヘクタール、この森林整備を実施しておりまして、森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の低減及び拡散防止を図り、森林の再生を図っているところでございます。

当該事業につきましては、森林所有者と森林整備後における森林の維持管理に関する森林管理協定書を締結しまして、整備後の適正な維持管理をお願いしているところではありますが、高齢化等によりまして、個人による計画的な維持管理は、現在大変難しいということも十分に理解しているところでございます。

議員おただしのとおり、森林の役割は、地球温暖化防止や生物多様性の保全など、様々な働きを通じて国民生活の安定や経済の発展に寄与しておりまして、適切な維持管理により災害を防止する役割も担っております。

このようなことから、今後の森林の維持管理の在り方につきまして、先進地や近隣市町村の動向を確認しまして、調査研究を行い、さらなる森林づくりへの意識醸成や森林環境の整備を行えるシステム構築へ向けて検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特定地域の森林整備・保全の実現についてのおただしでございます。

まず、緑の基本計画につきましては、水と緑を愛する人を増やし、魅力的な矢吹町を目指すことを目的に、教育、環境、景観、まちづくりなど様々なカテゴリーにおいて、町の長期的な水と緑の総合計画として、平成14年3月に策定されたもので、三十三観音周辺や五本松自然観環境保全地域、諏訪山保健保安林、そして恩賜林自然環境保全地域など多くの特定地域が保全整備の対象となっております。

本町につきましては、「さわやかな田園のまち」として、田畑だけの田園風景だけではなく、森林と一体となった景観として町が形成されております。特に町内に広がる里山は、景観的な機能や林産物を供給する経済的な機能にとどまらず、水源涵養、保健休養林、自然環境の保全など、多様で有益な機能を有していると認識をしております。

これまでも、町では町内4つの小学校や2つの地域組織に対し、県より交付されている森林環境交付金を活用しまして、緑を愛する心の育みや、森林整備・保全活動を実施してまいりました。

今後につきましても、特定地域をはじめ、美しい里山風景を後世へ残すため、国より交付されております森林環境譲与税や県の森林環境交付金等を活用し、住民協働による参画活動も含め、官民一体となった里山の整備・保全活動が継続的に図られるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、太陽光発電設備の規制に関する条例の制定についてのおただしでございます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、再生可能エネルギーが推進される一方で、大規模な森林伐採や開発が行われることで、地域住民より災害への不安や環境に対する懸念の声を伺っているところであります。

町民の皆様の安心、安全の生活のため、自然環境との調和は不可欠であると認識しておりまして、本町におきましても、矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱を設置し、5,000平方メートルを超える事業者には地域住民との合意形成を図った上で、事業実施するよう指導を行ってございます。

しかしながら、規制までに及んではないこともあり、本町の自然環境や生活環境を守ることを前提に、再生可能エネルギー事業の利用と、自然環境との調和を図る必要があると強く感じております。

町といたしましては、森林の皆伐による災害発生の防止、豊かな自然環境と安全で安心な生活環境の維持、景観の保全形成等に配慮し、自然環境との調和が図られる方策につきましても、県や関係機関と連携しながら、条例の制定を含めた検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

ではまず、再質問をさせていただきます。

地震発生後に、町のほうでは自動的に震災対策本部会議なるものがスタートしたと聞いております。この構成委員はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

対策本部の構成員メンバーということですが、各課の課長さん、あと社会福祉協議会というようなメンバーでございます。

失礼しました。

町長、副町長、教育長、あと各課の課長、それと社会福祉協議会の職員というふうになっております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） いわゆる震災後、今答弁の中にもありましたけれども、行政区の区長さん、民生委員、そして消防団員、それぞれに震災に対しての対応ということで動いております。

そういった方、代表者なりがメンバーに入っていないというのは、ちょっとその点で、ちょっと不安だなと思うんですけども、その点はどうお考えですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

行政区、あるいは民生委員、あるいは消防団、メンバーに入っていないがどうなんだというようなご質問でございますが、行政区あるいは消防団につきましては、まちづくり推進課のほうで所管しておりますので、所管課のほうから連絡します。あと、民生委員につきましては保健福祉課というようなことで、連絡体制は整っていますので、メンバーには入っていませんが、十分機能するというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 今、答弁ありがとうございます。

今の答弁ですと、まちづくり推進課のほうでそういうふうな手配をしているということなんですけれども、では、町長、この仕組みに対してどう思われるか、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 富永議員の再質問にお答えします。

本部をつくって、それで実際に今のまさに民生委員、それから行政区長、そして消防団と、大変今回ご活躍いただいたんですが、基本的に現場で頑張ってくださいと、その中で現場の情報をこちらにフィードバックしていただきながら、どんどん次の指示を、あるいは協議をしていくというようなことになっておりますので、今のところ、それで今回は十分に機能できたのではないかと考えています。

その、今回問題あるとすれば、その停電による連絡のほうは消防団との間で、いろんなことが当然起こりましたが、基本的にはそのような形でのやり取りは、かなりきちんとしていたのではないかと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

機能していたという答弁でございました。

そういった中において、答弁の中にもありましたけれども、被災地、町の福祉センターとかを避難所ということで開設しました。町のほうには、防災無線等でもお知らせして、ほかの作業、応急処置に対して、迅速に、職員の皆さんを含めて対応していただいたということで、やっぱり気持ちは本当に厚く感謝したいと思っております。そういった中において、私も14日朝、日曜日なんですけれども、被害はどのような状態なのかということで、担当課のほうに伺いました。そしてまた、担当課のほうから資料等いただいております、避難所の開

設においてゼロであったというふうになってはおるんですけども、このチラシを見ますと、2月14日現在午後5時、保健福祉センター及び集会所、現在4名の避難者というふうにあります。さらに、同じ日にち、2月14日現在午後5時、保健福祉センター及び集会所、現在1名の避難者とありまして、情報がちょっと混乱しているなと思っております。

こちら辺、こういう状態があるということで、これ大丈夫かなと。いわゆる情報収集に関してどうなのかなという疑問点があるんですけども、その点どうなのか、まず伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

2月14日の避難者の状況だと思いますが、こちら4名の避難ということで、こちらの避難につきましては、地区公民館への避難ということで準避難所、一時的に避難をしていた人がいたということで、2区東の自治会館のほうに4名ほど一時的に避難したということで、保健センターのほうにも誘導したんですが、自主避難ということで2区東のほうにとどまって、その後、帰宅したというような数値でございます。

○議長（角田秀明君） 課長、夕方、一人まだ残っているという質問していたぞ。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 分かりません、ですから。夕方一人ではちょっと。

○議長（角田秀明君） 今、質問している人がいる。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） すません、夕方、一人はあれですが、どちらか、情報。

○7番（富永創造君） これは場所は、はっきりしないんですけども、発生地震による被害状況ということで、同じ2月14日現在午後5時、片方は今答弁された4名、もう一つは1名となっているのもまたあるんです。これは、町のほうから配付された用紙だと思います。この色ですから。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） そうしますと4名のうち、1世帯だったと思うので、1名は私のほう、ちょっと把握しておりません。すみません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 今のように、ちょっと情報のほう混乱している部分がまだあるということで、今後、分析、検証されるということですから、こういったものも含めて十分今回の地震に関して分析、そして検証、よろしく願いいたしたいと思います。

さらに、これに関連してなんですけれども、いろいろ聞きたい状況、停電しているけれども、いつまでなんでしょうか、どの地域なんでしょうか、水が断水しているけれども、どの地域なのかいろいろそういうので、議員の一人として、その災害の状況を確認をしたいと思うんですけども、これに当たって、対策会議のほうでは事務局にそういうのを聞けばいいのか、どのように一本化されているのかしていないのか、そこら辺のほうをお尋ねいたします。

いろいろそういった災害が起きたときの情報一括、いろんな情報を聞くに、また広報というのか、報道というのか、そういった部分、部門があるのかなのか、そこら辺のことをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

災害対策本部のほうから、どのような形で伝達されるかというご質問だと思いますが、その災害対策本部会議の中で、まず何をすべきか、どういったことで動くか、どなたに情報を集めてもらうのかというところを協議しまして、その後、この災害対策本部の中から、広報についてはどの部局が行うとか、その後避難所についてはどこが行うのかというところでは、全てこの地域防災計画の中に示されておりますので、そこの進められているとおりに動いているというところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 今、防災計画にのっとって、答弁されたと思いますけれども、いわゆる地震が発生して、その地震による被害状況、13日11時8分に地震が起きました。そして、翌日曜日、14日もう8時くらいには、もう既に対策会議は開いていた、それはそれでいいわけですが、いわゆる午前8時頃、本庁、役場内に来たときに、そこまでの被害状況はどうなっているのか、けが人はどのくらい把握してあるのか、それから停電遅滞は今どうなって、もう回復しているのか、水はどうかのと、それを一括して質問に答えられる、対応できる部署、窓口、そういうものはあったのかどうかということ、この点に関してお答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

一括した窓口でございますけれども、役割、所掌事務は分かれておりまして、総務部というところがあります。総務部については、本部設置・運営に関することとか、いろいろ各部署に取りまとめを行うことになっております。

その総務部につきましては、企画総務課、まちづくり推進課、総合窓口課、議会事務局というところが入っております。その中で、私が部長として役割を担っておりますので、全体の窓口は企画総務課長ということになっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ありがとうございます。

実は、私、役場に来たときに、今の町の状況を確認したところがまちづくり推進課でした。実際は総務部課長ということなんで、そっち側に行くことで、状況を把握できるということだと思っておりますけれども。そうですね、分かりました。ありがとうございます。

続きまして、町の森づくりの姿勢に関して再質問をさせていただきます。

除染が今年度でほぼ終わると。その後、矢吹町森林整備計画の基づく森林整備、それを行っていくと思います。この森林整備計画は、令和12年度まで続くわけですから、そこら辺において、森林の整備計画、どのような整備をするのか具体的にお知らせ願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） それでは、7番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

森林再生事業終了後の町としての森林環境の整備の進め方というか、計画ということでございますが、現在、森林再生事業、今年度までということで実施をしております、次年度につきましては、まだ具体的にどういうふうにしていくかという細かいところまではまだ決まっておりません。

ただ、国のほうから、それから県のほうから財源が来ておりますので、そういったものを活用しながら、地域の各団体、小学校とも連携しながら引き続き事業を行っていきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） これからだということですが、もう日本もそうですし、この世界もそうですけれども、カーボンゼロニュートラルですね、そういう方向に来ていると。そういった中で、再生可能エネルギーに、そっち側にアクセルを踏んで行く、しかし、そういった状況にあります。

そこで、確かに令和12年までの計画ですけれども、早く、早めに、喫緊にこの具体的な計画内容を出す必要があるのではないかと思います。まして、県のほうからは森林環境税とか、また国のほうからもそういった予算が下りるといふ答弁でしたので、そこら辺に今の現状に鑑みた、そしてそれに基づく喫緊の計画をしてほしいと私は思うのですけれども、そこら辺の考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 7番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど、議員さんが述べられたように、カーボンゼロニュートラルの施策等も行われていることは承知しております。

ただ、再生エネルギーを活用によっては、弊害も起こっていることも事実でございますので、そういった部分も十分に鑑みながら、早急にそういった計画づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 森づくりには、町民、住民の意識の醸成が必要だということは、そのとおりだと思います。それに対して、森づくりにおいて、公益的機能づくり、また維持向上、それが求められているところでもありますけれども、試すわけではないんですけれども、この公益的機能というのをどのように捉えているかお答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） それでは、7番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

公益的機能についてということでございますが、森林には本当に様々な機能があるというふうに考えております。

1つは、山の保水する力、そういったものについて防災を抑制する部分がございます。また、山には様々な作物等がございます、そういった経済的な観点からの役割というものもあると思います。また、先ほどの町長の答弁のほうとも重複いたしますけれども、景観を守る、そういった景観的な役割とか、あとは水源涵養、水を浄化してきれいな水にするようなそういった機能、それから保健休養林ということで人々をリラックスさせて、そういった機能等を有しているということで、このほかにもさらに機能はあると思いますけれども、様々なこういった公益な機能を有しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（富永創造君） 私も、この公益的機能というのは、森づくりにおいて最も大切な動機づけになると思っております。

その動機づけがはっきりしないと本当の森づくり、町民全体に対する意識の醸成が難しいであろうと、ということでこの公益的機能、今幾つか指摘されておりますけれども、ほかに、土砂の流出・崩落を抑制、空気をきれいに、爽やかにしてくれる、たくさんの生き物のすみか、樹種、樹の種類です、これを増やしております。例えば、イギリスと比較して申し訳ないんですけれども、イギリスはドングリの木、2種類です。日本は18種類あります。これだけ豊かな森を築いているんです。そして、地球温暖化を抑制する働き、そして心の豊かさを育てる場となります。これが公益的機能のたくさんある中で、こういったものがあります。昔だったら、炭とかまきとか肥し、堆肥、葉っぱを集めて、そういった機能はありました。しかし、我々はそういったのからずっと離れて今、暮らしております。しかし、この森というものは、社会全体に今も有益な影響を及ぼす、そういう機能を持っているんだと、これをしっかりと周知させていただいて、その後、森づくりどうしようねとなっていくと思うんです。ですから、そういったものを持って、広めていってもらえればと思っております。

そういった中で、具体的な中で、幾つか全国にも、森づくりをもう率先してやっておられる所があるんですけれども、この森づくりの普及・定着促進に当たって答弁の中で、その山林の所有者に適正な維持管理をお願いしているとあるわけですが、高齢化で大変です。そういったものも踏まえて、町が中に入って、所有者

に自助であれど、それを押しつけるのではなく、促すのではなく、一緒に協力してもらうというのは大切です。しかし、町、そしてそれに対して森林組合、さらに地域の諸団体、例えば建設協会の、NPOといったそういった団体、そういったところにも呼びかけ参加して、森づくりに公助・共助という立場で進められないかなとも思っております。そういった進め方に対して、お考えをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 7番、富永議員への追加質問にお答えします。

この森林の話は、突き詰めていくと哲学的な話になったり、それから、あるいはまさに自然環境とか人類の来し方行く末みたいな話になるんですが、ただ現実の問題として私が特に今のお話の中で、やっぱり森林は、例えばおっしゃったように、生物多様性の源であったり、あとは、かつてはまき、いわゆる薪炭のエネルギー、あるいは建材そういった形の経済的価値の源であったり、ただ、それが時代の変遷とともに持つべき経済的価値が非常に薄れてしまって、それが、経済的価値から離れたところで、先ほどのような自然を守るであるとか、生物多様性であるとか、違った形、あとはCO₂の問題であるとか、ところが、それに今のやっぱり人間社会は、それは非常に大切な役割を持っているけれども、経済的価値には置き換えられないし、CO₂についてのそれぞれ交換であるとかいろんなことありますが、それも非常に未熟な状態だということで、森林を維持するための仕組みが今は正直、壊れているのかなと思っております。

例えば、私の地元でいうと、先ほどの太陽光の問題でいいますと、私の地元の寺内と隣の鍋内集落と、そして大畑集落と、山を一気にそのソーラーでほとんど本当にはげ山というか、もう崩してしまったために、現在、春一番やら風が吹いているときに物すごい風が吹いて、その防風林を失った集落の一番周囲、周辺にある家は、かなり太い木がどんどん折れちゃったりという状態にあります。

防風林的な話、それからさっきの生物多様性みたいな話、そして様々な環境が大きく私の地元でも今変わってきているなど。そのことを現在、難しいのは、山の木があった、私のじいさんが例えば木を植えて、私が大きくなった頃には家を建てられるようにと植えてくれたけれども、もはやそれは、昔のような価値を持たない。だから、経済的価値を持たない山をどうやって守っていく。それをその自然環境であるとか生物多様性とかそういった中で守っていく、あるいはさっきのように、まさに水源涵養林だったり、防風林であったり、共通の公的な非常に利益があるということで守っていくという、そういう仕組みができていないわけですね。だから、ちょっと話が大きくなりましたが、その中で、じゃ、どうやってこの森林を我々地域の共有、共通の財産として守っていくのかというのは、ただ、そいつのにはまさにソーラーなんかではっきりしているんだが、固有財産、私有財産だと。その人たちがそこをソーラーの地上権をある意味売り渡して、それで年金のようにお金をもらうことを我々は止められない。だから、そこに大玉村でしたか、条例を入れて、言わば公的な価値をどうやってきちんと保つために、皆さんに規制に甘んじていただくかということをしつかりともう考えながら、根拠を持たせながら条例をつくるとすれば、それをしなくちゃいけないんだろうと思いますが、今はもう、ちょっと過渡期なのかなというふうに思っております、今いろいろおっしゃられたようなことについて、それらを急いで整理して、条例を定めるなら条例を定めて、きちんと公的な価値を守っていく

ようにしていかなくちやいけないというふうに思っております。

本当に生活環境が大きく変わろうと、今回のソーラー一つ取っても変えられてしまうことがあり得るので、そのことを、あとプラス面とマイナス面とよくよく考えていきたいなというふうに思っております。

ちょっと、答えになっているかどうか分かりませんが、以上のようなことで、これからしっかりと検討していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） よろしく願いいたします。

この町だけの問題ではない、課題ではないと思います。県のほうも力を入れていると思いますので、県とタイアップしながら、また国とタイアップしながら進めて、森づくりをしていただければなど、そう思います。

最後になんですけれども、ちょっと今、町長の答弁の中でも触れました太陽光設備でございますが、私、何回かこれ、一般質問でやらせていただいております。なかなか実現しておりません。

矢吹町には、太陽光発電設備設置の指導ヨウホウというのがあります。これは、あくまでも指導止まりなんです。規制ではない。そういうことで、そういった規制を伴うような条例をつくっていただけないかと、そう思っております。

時間も迫ってはいるんですけれども、令和2年から7年間までに、ほかの市町村135条例が制定されております。とりわけ、平成27年は5条例、令和元年は43条例、そして令和2年は28条例と制定されております。近隣では、先ほど触れました大玉村、そして西郷村がこの規制を伴う、そのような条例を制定しております。このように進んできておりますし、まして何度も言いますが、もう喫緊の課題である、いわゆる森林を守る、そういった意味から大規模な太陽光設置に対して、規制を伴った条例の必要性というのは、私は強く考えております。この点、最後になりますけれども、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 7番、富永議員の追加質問にお答えします。

この森林を守る、ソーラーその他諸々の今課題がある中で、条例を定めるということについてはどうかというご質問かと思えます。

実を言うと、先ほど、風の問題だけ言いましたが、実は私の地元では、その山が木が全部切られてしまったために、いろいろ水を貯めるますとかつুকったり、様々な課題のことはやっておりますが、いわゆる想定を超えた大雨が降った場合に、その水が下に流れて、田んぼや畑にどのようなことをするかとか、あるいは住宅に流れたらどのようなことになるかということを見ると、非常に問題があるなというふうに、何とかしてそれについて考えなくちやいかんなど思っています。

ただ、やはり、今それについての例えば条例を制定した場合のプラスマイナスというようなことについては、まだ十分に詰め切れていないので、ここでそういうふうなその脅威なり、課題が非常にあると。これについて

は、何らかの対応をしなくちゃいけないということについては、非常に強く感じておりますので、条例の制定も含めて、そういったことについて、検討をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 7番（富永創造君） よろしくお願ひします。
- 議長（角田秀明君） 再質問ございますか。
- 7番（富永創造君） 以上です。ありがとうございます。
- 議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

以上で、7番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は、2時15分からです。よろしくお願ひします。

（午後 2時01分）

-
- 議長（角田秀明君） 再開いたします。

先ほどの富永議員への答弁の中で、一部答弁誤りがあり、訂正したい旨の申出がありましたので、執行部の発言を許します。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

- まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 先ほど、7番、富永議員から再質問ありました災害対策本部の構成メンバーの答弁を修正させていただきたいと思ひます。

構成メンバーにつきまして、社会福祉協議会の職員と発言しましたが、社会福祉協議会の職員ではなく、消防団長になります。改めて、構成メンバー申し上げますと、町長、副町長、教育長、各課長、あと消防団長になりますので、よろしくお願ひします。

（午後 2時15分）

◇ 三 村 正 一 君

- 議長（角田秀明君） それでは、通告4番、8番、三村正一君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

- 8番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

2月13日の福島県沖地震により、被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をご祈念申し上げます。また、新型コロナウイルス感染者が本町で14名となり、感染症拡大防止の最前線で対応されております医療関係者及び町民の皆様の安全確保に努められている職員の皆様へ感謝を申し上げます。

それでは、通告した質問をさせていただきます。

1つ目の通告ですが、令和2年度の事業執行の成果についてお尋ねをいたします。

今年度は、令和元年10月の台風19号の災害復旧や、令和2年2月から新型コロナウイルスの感染防止対策、そして、令和3年2月13日の福島県沖地震の災害対策で、非常事態の中、町民の皆様の安全・安心の確保に最

優先に対応されましたことを感謝を申し上げたいと思います。

蛭田町長が就任して1年が経過しました。選挙の際に町民の皆様に訴えたマニフェスト、公約の取組状況と成果についてお伺いをいたします。

1つ目でございますが、財政の健全化について、どのような方針で事業執行し、改善を図ったのかをお伺いいたします。

2つ目でございますが、町民の声を聴きながら公共事業の総点検を図るといしましたが、公共事業についてどのような点検を行ったのか、総点検の実施状況と成果についてお伺いをいたします。

マニフェストの3番目ですが、若い世代が安心して子育てできる環境整備について、保育所の待機児童は、年度当初は34名で、県下でワースト2位でありましたが、令和3年度については、利用者が増加いたしました。待機児童が解消されてゼロの見通しとなっております。保育園の新設に取り組み、待機児童ゼロの町となったことは、公約の町民本位の福祉の充実そのものであり、町民の皆様も大変喜んでおられます。

また、放課後児童クラブの待機児童についても、矢吹小21名、善郷小25名の合計46名の待機児童がおりましたが、両小学校内に施設の整備を図り、令和3年度は待機児童がゼロ人になったことは、大きな成果であり、大いに評価するものであります。

このような中で、子ども・子育て支援について、教育費の軽減対策として給食費無償化の取組について、どのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

大きな2番でございますが、新型コロナウイルスの対策についてでございます。

昨年1月より新型コロナウイルス感染症対策で、小中学校、幼稚園等の一斉休校や、10万円の特別定額給付金の支給、町内陽性者と濃厚接触者のPCR検査、学校・保育園の休校対策、さらに売上げ減少に伴う事業者支援や、店舗応援キャンペーンなど、今年度は新型コロナ対策に明け暮れた1年でもありました。大変ご苦労さまでございました。

町民の安全と安心のために実施した現在の経済対策等の実施状況をお伺いいたします。

コロナウイルス関係の2番目でございますが、新型コロナワクチンの接種について、4月末から予定されておりますが、ワクチンの情報開示と強制ではなく本人の意思とされているが、不利益処分がないような対策を考えているのかをお伺いいたします。

3番目でございますが、町独自の住民に対する新型コロナの支援対策はどのように取り組んでいるか、取組状況についてお伺いをいたします。

次に、大きな項目の3つ目の通告でございますが、福島県沖地震による地震被害の対策についてでございます。

2月13日の福島県沖地震による地震被害の復旧対策が急務であります。今こそ被災町民は、行政に救援を求めております。被災者に対して、きめ細やかな対応で寄り添っていただきたい。

そのような観点から1つ、住民の皆様震災被害の状況はどのように把握しているか。

2つ目、町として被災者に対してできる支援策として、どのようなことができるのかをお尋ねいたします。

3つ目として、令和元年の台風19号の被災者との支援策との違い、今回の地震被害の被災者との相違についてお尋ねをいたします。

以上のことをお尋ねして、ぜひ町民の皆様の福祉の向上に当たっていただくようお願い申し上げたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政の健全化についてのおただしであります。財政の健全化として最優先で取り組むべき課題は、自主財源の確保・拡大でありまして、将来世代へ負担を強いることのない健全な財政運営の堅持であると考えております。

住民生活におきましては、最も身近なサービス提供を担う地方自治体は、いかなる財政状況下においても、住民サービスに的確に対応し、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていかなければならないと認識しておりまして、安定した財源の確保を図るため、町税をはじめとする自主財源を中心とした歳入基盤の確立と、これらを充実させることが責務であると考えております。

さて、令和2年度を振り返りますと、令和元年度東日本台風の災害対策、新型コロナウイルス感染症対策、そして、先月の福島県沖地震の災害対策と、まさに複合的災害の対応に追われた1年でもありました。

財政面におきましては、行財政改革大綱の理念の下、職員一丸となって取り組んだことにより、行政サービスにおける一定の成果が現れ、健全化判断比率におきましては、財政指標の一定の改善、地方債残高等の将来の公債費負担の低減、財政調整基金の積み増し等がおおむね図られたところであります。しかしながら、まだまだ改善の余地はあり、今後も継続した取組が必要であります。

また、行政サービスを低下させることなく、効率的な財政運営を進めていくため、歳入面におきましては、産業振興や企業誘致活動を有効な手段の一つとして位置づけ、経済基盤の確立と新たな雇用創出に向けた取組を積極的に推進し、町民の皆様への所得向上につながる様々な施策を検討し、自主財源の安定的確保に努めてまいります。

一方、歳出面におきましては、地域経済の経済活性化など、経済的に波及効果の高い事業を優先に推進するなど、取り組むべき施策を優先順位により定めながら、事務事業の継続的な点検・見直しを図り、歳出の削減に努めてまいります。

様々な歳入確保、歳出削減の取組を通し、将来にわたり安定した財源の確保を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共事業の総点検についてのおただしでございます。

令和2年度につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の策定に合わせた事業の検証を実施しております。

私自身の公約の反映として、特に待機児童の解消、町政懇談会の開催、企業誘致の推進、生活道路の整備などについて協議検討を行いまして、その結果、後期基本計画には5つの重点プロジェクトを含め、175の事務事業を位置づけたところでございます。

重点プロジェクトにつきましては、高齢者の交通手段を確保するための公共交通推進事業、そして雇用の確保、財政基盤強化を図るための企業誘致促進事業、そして、デジタル社会への対応として、仮称であります、新田園都市構想事業、そして、またもう一つ大きな目標であります子育てしやすい町を目指すための待機児童解消加速化事業、そして、この子育てしやすい町のもう一つ、保護者の負担軽減の支援策として、学校給食運営事業であります。

令和3年度は、行き活きタクシー利用料金助成の対象者の拡大をはじめ、デジタル社会への対応を見据えた事業計画の策定、保護者の負担軽減として小中学校の給食費の半額助成などを当初予算に計上しているところであります。

なお、町民の皆様には、11月に矢吹地区、中畑地区、三神地区の3地区に分けて、町政懇談会を開催し、延べ103名の方にご参加をいただきまして、重点プロジェクトを中心に説明させていただき、意見交換などを行うことができました。

また、本町では、効率的な総合計画の運営と政策実現を図るため、課の運営方針と目標を定め、当初ヒアリング、中間ヒアリング、最終報告書の3つのステップにより、実施計画に位置づけられた135の事務事業や行財政改革の72の実施項目につきまして、PDCAサイクルに基づき数値目標等を定めた進行管理を行っております。

今後、重点プロジェクトを確実に進めていくためにも継続的に点検を行い、年度当初の目標設定時、年度中間の中間報告時、年度末の最終報告時において、ホームページに公開し、より透明性を高める工夫をしながら事業の検証を進めてまいりたいと考えております。

なお、道の駅事業、そして、新町西道路事業、まちづくり矢吹事業につきましては、現在、特別委員会の中で調査中ではありますが、道の駅事業につきましては凍結とさせていただきました。

まちづくり矢吹事業につきましては、デジタル社会における地域づくりの拠点として、議員の皆様方のご意見をいただきながら、組織体制について必要な見直しをしっかりと行い、現在取り組んでいる事業を継続してまいりたいと考えております。

私は、町民本位のまちづくりを基本としておりまして、多くの町民の皆様の声をしっかりと聴き、町政運営に反映させることで一つ一つの成果が現れると考えておりまして、引き続き必要な見直しや検証を行いながら事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスに係る経済対策の実施状況についてのおたけでございます。

芳賀議員への答弁と重複いたしますが、町では令和2年4月の国の緊急事態宣言の発出を受け、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けた町内の中小企業や小規模事業者に対して、町独自の様々な経済支援策を実施してまいりました。

これらの2月末現在までの実施状況であります。まず前年同月比の売上額が20%以上減少している小規模事業者、または飲食店、旅館業、旅客業を営む事業者を対象に、固定費の支援として、1事業者につき9万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金、これにつきましては、228の事業者に対し、2,052万円の給付を実施しております。

次に、国の雇用調整助成金、これの支給決定を受けた事業者に対し、国の助成率に応じて、町が上乗せ助成

を行う、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金につきましては、4事業者に対し95万1,000円の給付を行い、雇用調整助成金の申請時に、社会保険労務士に事務の代行を依頼した場合の費用を助成するという、社会保険労務士の事務代行の費用を助成するという事です。これの申請費用助成金として、13事業者に80万3,000円の給付を実施しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施している町内の店舗に対して、矢吹町商工会及び町が認定を行いまして、感染予防対策として1店舗につき3万円を助成する矢吹町店舗応援キャンペーンにつきましては、94の店舗に認定証を交付いたしまして、感染予防対策助成金として282万円の交付を行ってきたところでございます。

また、町内の金融機関に信用保証つき融資を申請した事業者に対し、融資実行までのつなぎ融資として、1事業者につき100万円を限度に、最大2か月間融資する新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金を準備しておりましたが、これにつきましては、2月末までに申請はありませんでした。

なお、令和3年度につきましては、福島県の緊急対策期間である令和3年1月または2月の売上げが、前年同月と比べて20%以上減少した飲食店を営む事業者等に対しまして、事業継続に緊急的な措置として給付金の交付や、令和2年度に実施した店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金を継続いたしまして、感染防止対策を実施している店舗に対して、感染対策費用の助成を予定してございます。

今後におきましても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、事業者の皆様へ寄り添った支援策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてのおただしでございます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種の安全性に関する情報開示につきましては、2月17日より、全国の独立行政法人国立病院等、100の医療機関に勤務する約4万人の医療従事者を対象に先行接種が始まりました。

新型コロナウイルスワクチンは、予防接種法に基づく臨時接種の枠組みで実施いたしまして、短期間で多くの方に接種を行うことから、厚生労働科学研究班におきまして、健康調査に同意した1万から2万人程度の方に対し、健康調査を実施しております。

具体的には、約1か月間の体温や接種部位の腫れや痛み、倦怠感や頭痛、筋肉痛、アレルギー症状など、様々な副反応の頻度が調査されております。

そのデータにつきましては、今後、国ではワクチン接種に関する有効性や安全性を判断する参考事例として公表する予定であります。

なお、福島県内の医療従事者向けのワクチン接種は、3月4日から始まり、地域医療を守る体制の強化が進められているところであります。

新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールにつきましては、医療従事者等から始まり、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、その後、それ以外の方に対し、ワクチンの供給量を踏まえ順次接種を行っていく予定であり、準備を進めております。

国は、新型コロナウイルスワクチンの出荷について、4月5日の週から4月19日の週に医療従事者等へのワクチンの数量を確保し、高齢者への接種に用いる数量に限定して、段階的に出荷することとしており、4月26

日の週には、全市町村に1箱、975人分ずつ配送される予定であります。

これまで町では、国が示した接種スケジュールを基に、白河市及び西白河郡内町村と情報を共有し、白河医師会と連携を図りながら、接種会場や接種方法等について検討を深めてきたところであります。

2月26日には、町内のワクチン接種に協力していただける9か所の医療機関の医師、看護師、事務職員の方々と接種体制等に関する第1回目の打合せを行い、また、2月より臨時職員2名を配置し、国が示すスケジュールに速やかに対応できるよう、実施体制の整備等を図っているほか、3月の広報やぶきには、新型コロナウイルスワクチン接種について、町民の皆様には文化センターでの集団接種の実施や、クーポン券発送予定時期など、現段階でお知らせできる内容及びワクチン等に関する情報を掲載するなどの対応を図っております。

ワクチン接種につきましては、今後も一人でも多くの町民が正しく理解し、そして、その上で、町としては万全の体制で接種していただけるよう、情報を随時提供してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンを接種しない方が不利益とならないための対策であります。新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により、市町村において予防接種が実施されるものであります。

なお、対象者は努力義務が適用されることから、接種を強制するものではなく、個人の意思が尊重され、接種しない方に不利益を与えることは決してありません。

新型コロナウイルスワクチンに関しましては、多くの情報が発信されており、接種すべきかどうか悩まれている方もいるとの報道がなされております。ワクチン接種に係る判断であります。ワクチンにより発症者の減少が期待され、医療機関の負担を、恐らくかなり減らすこともできるということで、そして、ご自身だけでなく、家族や地域、こちらを守ることもつながるものと考えております。

今後も国や県の動向を注視しつつ、一人でも多くの町民がご自身のため、そして家族、地域、社会のためにワクチン接種に対し、まさに正しく理解すると、そして、判断し、積極的に接種していただけるよう、情報提供なり、環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する町独自の対策及び支援についてのおたただしであります。昨年より、町民の皆様にはマスクの着用や手指消毒の徹底、不要不急な外出の自粛等、新しい生活様式の実践にご協力をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

本町では、これまで令和2年4月に1名、10月に3名、令和3年1月に5名、2月に2名、3月に4名、合わせて15名、ここに来て何名か発生しておりますので、かなり増えておりますが、15名の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されております。

町民の皆様には、マスクの着用、手指消毒、小まめな換気、3密の回避など、基本的な感染防止対策の徹底に、引き続きご協力いただくとともに、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染された方やその関係者、医療従事者などの人権に配慮し、差別や偏見、誹謗中傷を慎んでいただけるよう、正確な情報をホームページや防災無線、広報やぶき、新聞折り込みチラシ等で情報発信をこれまでも積極的に行ってまいりました。

また、昨年5月22日には、感染拡大による医療崩壊を防ぐために、西白河地方市町村会、そして、白河医師会、白河厚生総合病院の三者協定に基づき、地域として県内で初めて西白河地方発熱外来を設置しまして、白

河厚生総合病院敷地内の仮設診療所において診療を開始いたしました。2月26日現在、受診者総数164名、本町からは10名の方が受診しております、次年度以降も継続していく予定となっております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、県外居住の学生及び成人式の参加予定者が年末年始に安心して帰省ができる。ご家族を含め、地域としても安心して喜んで迎えられるよう、PCR検査助成事業を実施し、37名の申請がありました。

さらに、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化するリスクが高い65歳以上の要介護認定者、こちらについて介護サービスを初めて利用する方で検査をご希望する方に対しましても、1月20日よりPCR検査助成事業を開始いたしました。次年度以降につきましても、介護サービスを利用する方及びサービス提供事業者が安心して取り組んでいけるよう、事業内容を見直し、継続実施していく予定でございます。

その他、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、公共的空間の安全・安心の確保に努めてまいりました。

具体的な内容につきましては、役場庁舎での感染予防対策として正面玄関を自動ドアに修繕し、検温顔認証サーモグラフィカメラを設置したところであります。

また、換気の悪い密閉空間を避けるため、全フロアに網戸を設置したほか、現在実施している所得税・住民税の申告相談におきましては、感染防止対策として設置しているアクリル板やパーティション越しでも円滑に会話ができるよう、対話支援機器を活用するなどの対応を行っております。なお、これらの設置費用の総額は300万円であり、全額が交付対象経費となっております。

さらに、新型コロナウイルスの影響を受けている地元商店の応援と、新しい生活様式に対応するための町民の家計支援を目的に、令和2年11月1日から令和3年1月31日までの期間で、町内の取扱い店舗で使用可能な矢吹町くらし応援商品券を発行し、令和2年10月1日現在で、住民基本台帳に登録されている1万7,233名に対し、1名につき1万円分の商品券を配布いたしました。

商品券は、あらかじめ登録申請があった町内の168店舗で使用することができ、使用期限の1月31日までに取扱い店舗で使用されて町に換金の請求があった商品券は33万9,480枚に上りまして、金額は1億6,974万円となっております。

この金額は、発行しました商品券の総額1億7,233万円に対し、およそ98.5%の換金率となることから、非常に多くの町民の皆様が商品券を利用され、町内の地域経済に大きな効果があったものと認識しているところであります。

町では、町民の皆様が安全・安心な生活を確保するため、これまで様々な支援を実施しておりまして、4月以降には、新型コロナウイルスワクチン接種の開始を予定しております。国や県の動向を踏まえながら、一人でも多くの町民の皆様が、正しく理解し、接種していただけるように情報提供を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立、これを図るため、町民・議会・行政が丸となって全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、震災被害状況の把握についてのおたただしですが、今回の福島県沖地震により、被災された住民の皆様が被害状況につきましては、私も早期に被害が大きかった小松地区、曙町地区、大町地区、大和内地区及び根宿地区に赴き、被害状況を確認させていただきました。

議員おただしの被害状況についてであります。芳賀議員への答弁と一部重複いたしますが、公共施設等につきましては、町道等の道路につきましては、路面の隆起、沈下等44か所に被害を受けております。

水道施設につきましては、本管9か所、枝管21か所に漏水の被害があり、応急復旧工事により現在は断水や水圧低下の支障は解消されております。

また、教育施設、社会教育施設につきましては、排水管損傷や壁面亀裂などがあり、集会施設につきましては、漏水や壁面亀裂等8施設に被害がありましたが、現在、修繕を実施しているところでございます。

また、住民の皆様様の被害状況につきましては、本町では、2月17日より住宅家屋の罹災証明書の申請を受け付け、3月12日時点で532件の申請があり、多くの建物に被害が生じている状況にございます。現在、住宅家屋等の被害の全容を把握するため、2月24日から罹災調査を実施しているところであります。

今後も災害に関する情報収集に努め、また、被災者の方の支援策につきましても迅速に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、被災者に対する支援策についてのおただしでございます。

本町では、矢吹町地域防災計画に基づき、発生直後の緊急対応から住民の安全・安心を確保するため、地震発生と同時に災害対策本部を設置し、応急活動体制を整え、危険箇所、ライフラインの損傷確認及び応急復旧の対応を行いました。

また、地震災害情報について正確な情報を収集し、住民の皆様様の不安を取り除くため、防災無線を活用し、情報の伝達、広報活動を行いました。さらには、避難所の開設及び受入れ体制の整備、臨時給水所の開設による給水支援、災害廃棄物仮置場の設置、罹災証明書の申請手続など、速やかに支援対応策を図ってきたところでございます。

今後は、被災された町民の皆様様の生活再建へ向けた、制度的な支援として、災害見舞金の支給や町税の減免、半壊以上の損傷家屋の公費解体助成、事業者の生業再生のためのグループ補助の申請への支援などにより、できる限り被災者の方々に寄り添った支援対応に努めてまいります。

また、中長期的な視点では、住民の皆様様の防災意識をさらに高める取組を検討するとともに、現在策定している矢吹町国土強靱化地域計画により、安全で安心なまちづくりの実現を目指し、インフラの強化を図りながら災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、令和元年台風19号、この支援策との相違についてのおただしでございます。

令和元年東日本台風、台風第19号につきましては、発生した災害の規模が特に甚大で、国民生活に著しい支障を与えたとして、激甚災害に指定されておりました。また、災害救助法が適用されており、住家の全壊や大規模な半壊の被害があった被災者に対して、取壊しや修繕に係る費用を支援する被災者生活再建支援法の適用がありました。

今回の福島県沖地震につきましては、激甚災害、災害救助法及び被災者生活再建支援法について、現時点での本町の指定適用はありません。

激甚災害の指定につきましては、現在、国が被害について情報収集している状況であり、指定には至っておりません。災害救助法や被災者生活再建支援法につきましては、適用基準が全国一律に定められておまして、福島県におきましても基準に基づく対応をしていることを確認しております。

法の指定や適用は現在されておりませんが、本町の被害状況を見ますと、局地的に大きな被害が見受けられる状況にあります。町といたしましては、災害公営住宅への入居や災害見舞金の支給、そして、被災家屋に対する公費解体制度、事業者に対する生業再生グループ助成制度、いわゆるグループ助成ですか、などの情報を発信し、できる限り被災者に寄り添い、被災を受けた方の目線に立った支援をしっかりと行えるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、長くなりましたが、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 8番、三村議員の質問にお答えいたします。

給食費無償化の取組についてのおただしであります。町では、子育て世代に選ばれる子育てしやすい町を目指し、これまで、幼児教育・保育の無償化といった段階的な子育て支援策を実施してまいりました。そのほかにも、児童生徒の部活動などの公式大会出場の際の費用の補助や、町が全額負担して開催している小学6年生の夏期講習会、また、平成29年度より中学校において、個人資格の取得につながる英語検定、漢字検定、数学検定の各受験料を町が全額負担する支援等を行っているところであります。

さて、現在、保護者の皆様に負担いただいております給食費であります。その児童生徒1人当たりの年間額は、小学校で5万3,100円、中学校で5万7,800円となっております。これらの保護者負担額を無償化するには、小学校で4,779万円、中学校で2,601万円、合わせて7,380万円の予算が毎年必要となってまいります。

学校給食の無償化につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトとして位置づけられており、人口減少対策の一環として、子育てしやすい町を目指しており、令和3年度当初予算において、半額相当を補助する予算3,772万円を新たに計上いたしました。

町立幼稚園につきましては、外注による弁当給食を正式に幼稚園給食として位置づけし、令和2年度より副食費を無償化しております。また、保育園、認定こども園につきましては、令和元年10月に実施されました国の幼児教育・保育無償化により、3歳から5歳までの子供のうち、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子供の副食費は徴収免除となっており、本制度の免除対象外の世帯につきましても、月額4,500円を上限に、町独自の補助を実施しております。

今後は、早い時期での給食費の完全無償化に向け、限られた財源の中ではありますが、段階的な子育て世代の負担軽減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、財政の健全化に対するご答弁いただきましたが、判断化比率について、財政指標の一定の改善、公債費負担の低減、積み増し等がおおむね図られたというようなご答弁でございましたが、具体的にはどの程度の改善が行われたのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、実質公債費比率でございますけれども、平成29年度におきましては12.5%ございました。それが平成30年度も同じくここは12.5%です。令和元年度につきましては12.0%というところで0.5%の減でございます。

次に、将来負担比率でございますけれども、平成29年度は100.7%です。平成30年度につきましては、上がりましたので、109.2%です。次に、令和元年度につきましては、103.7%となっております。30年度と元年度につきましては、5.5%の減ということでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 財政健全化、大変健全化がだんだんとよくなってきているということなんですが、健全化の目標というものは設定されているのかどうかをお尋ねします。数値目標。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

健全化についての目標というおたしでございまして、健全化の判断比率、ないというところ、そこは当然な部分ではあると思っておりますけれども、これから新規事業であったり、政策的に優先するべき事業、取組を行っていくためには、必ず歳出の削減であったり、歳入の増というところが、取り組まなくちゃいけないことだと考えております。

ただ、この健全化判断比率につきましては、他の団体との比較であったり、分析とか、そういった部分で活用すべき指標であるということで捉えております。財源をどのように捻出していくか、それは毎年度、大きな課題であるということで捉えておりますので、歳入の増、歳出の削減というところで、総合的な視点も持ちながら、今後も財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ありがとうございます。

続きまして、町民の声を聴きながら公共事業の総点検を図るといった形の中での、総点検についての実施状況のご答弁いただきましたが、点検について、事業の検証関係、これらについてどのような形で、誰がどのような形で検証と点検を行ったのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

どのように協議を進めてきたかとおただしでございますけれども、町長答弁いたしました、課の運営方針等の目標という部分で、事業についてはPDC Aのサイクルということで、当初のヒアリング、中間ヒアリング、最終の報告というところで、その3つのステップによって実施計画に基づいた中での点検作業を行っております。

また、協議については、毎週月曜日、首脳部会議というものを設定しております、その中での協議であったり、あと最終決定については、町議で付議した中で決定していく。そういった流れの中で点検作業を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 蛭田町長、1年前の選挙の際に、いろいろな公約をされております。町民本位の福祉の重視とか、箱物から福祉の重視とか、現状の継続か新しい風かといった、こういったいろいろ選挙の際の資料出ておりますが、これらについて町の職員の皆さんに読んでいただいたのか、配付したのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 8番、三村議員の質問にお答えします。

言わばマニフェストというか、選挙での公約的なものなので、非常に私は重視していますけれども、そういう意味では一応職員にこれを、例えば、みんなこれひとつ読んでおけという形ではやっていないです。実際に広報やぶきに書く、あるいはどういうことを今度の新しい町長はやろうとしているのだろうかということで、その中ではマニフェストで書いたことは皆さんで、広報やぶきのほうにも入っていますけれども、そういったことはしています。ただ、確かにそれは三村議員おっしゃるとおり、こういうことを掲げて町民の皆さんからの支持を得て、こういうふうに当選したということであれば、そのマニフェストについては、私のところ職員の皆さんにもしっかりと配って、よくこれについて頭に入れてもらった上で仕事をしてもらうということが必要だったのではないかというふうに、私も今ちょっと思いました。そこはやっぱりやっておくべきだったと、これからでも遅くないのでやろうと思います。よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 多くの町民の負託を受けて町長になられたわけですから、それはこういったチラシからも読んでいただいて、それで実現を期待している町民が数多くいるということで、それら町民が主役だということであれば、そういったことで職員の皆さんにもぜひ読んで、今度の総合計画の後期基本計画の、年々見直

しがあると思いますので、そういった際に取組をぜひお願いしたいと思います。

そういった中から、町民の声大切にしながらいろんなこと決めていくよということがこの公約の中にあります。これは誰がやっても同じような、町民の意見を無視しながら仕事やるという人は誰もいないと思うんですが、そういった形の中で、ぜひここに公約に書かれておりますように、町民の意見を聴くようなシステムをつくり上げていただきたいと。この中には、積極的な情報の公開とか、まちおこし、まちづくり活動委員会制度の導入とか、町政懇談会の開催とか、コロナの中でこういった集まりやるのは大変ご苦労なことだとは思いますが、そういった中でも直接できないにしても、ワーキンググループとか、それからパブリックコメントとか、公開ヒアリングとかという手法の中で取り組んではいかがかと思うんですが、それらについてのお考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 三村議員のお話は、大変私としては、実はこれはやりたかったことなんです。実際、掲げた、例えば3つぐらいのバージョンがあったかと思うんですが、例えば、こういうようにそれぞれに書いてあるものがあります。例えば、行政財政の改革であるとか、教育費の軽減であるとか、町民主役のまちづくりであるとか、福祉の充実であると、それぞれの項目について、言わば私としては、要するに初年度、確かにコロナや様々なことがあって、なかなか身動き取れないところがありましたが、私自身が通信簿をつけたいなと思っておって、それで、例えばこのバージョンでもって、じゃ、できたものと、できないものを、私広報やぶきに今度出します。それで、できたもの、できないもの、そして、今、今回の予算でやろうとしているもの、そういうことをやることは私は大事だと思っていますので、それをやった上で、それで皆さんからそれについて様々な声をいただいてねということが大事かと思っています。

コロナで大分苦しめられた割には、こうやってやってみると皆さんからのご支援あったり、あるいは職員の皆さんが頑張っていたおかげで、結構できているところもあります。ですから、そのあたりを皆さんにしっかりと伝えるのも大切なことだと思いますので、ちょっとこれからの相談ですが、広報やぶき等にどういった形で、これがどこまでできたかというのを、私ちょっと出したいと思っていますので、ちょっと検討させていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 町民の声を聴きながら事業を進めていくというようなご答弁いただいたわけなんです、そういった中で、今回、みんなの家というような、中町のトイレの底地を買いますというようなことが上がっているんですが、これについてどのような住民サイドからの声があったのか、そういった住民のニーズを把握して、誰がどんな形で町民の声を聴いて、こういった計画に進んだのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 三村議員、通告ないものですから、今ちょっと答弁考えていなかったということで、申し訳ないですが、違う質問していただきたいと思います。

○8番（三村正一君） 町民の声を聴きながら進めているということであったので、そういったことについて聴

いたのか、聴かないのかということをお尋ねしたかったので、公約にあったものの部分についてのご答弁を求めているわけなんです。

○議長（角田秀明君）　じゃ、答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君）　三村議員の追加質問にお答えします。

私が町民の声を聴いて、町民の求めるところのできるだけきちんとした説明をしながら進めていくという話と、議場において事前通告があってそれをやるという話は、ちょっと違うのかなとは思いますが、そこはご容赦ください。

○議長（角田秀明君）　再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君）　それでは、コロナの対策についてお尋ねをいたしたいと思います。

コロナの対策、非常にいろんな数々の対策を行ってきたところでございます。そういった中で、3密を避けるとか、感染された方に対する配慮、関係者、医療従事者等についての偏見や誹謗中傷、慎むようにというようなことがご答弁にいただきましたが、この感染予防関係で事業者とか、そのほかの飲食店とか、そういったところの対策はあるんですが、感染された方、それから濃厚接触者、これらについての対策というのはどうなっているのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君）　答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君）　8番、三村議員の追加質問にお答えします。

この問題は大変難しく、特にコロナの話というのは、個人情報保護の壁に大きく阻まれておりまして、言わば守るために本来情報が必要だし、守るために皆さんに情報をお伝えしたいところだが、個人の特定につながってしまうということで、これについては国・県、または厚生労働省のほうからも大変厳しく制約を受けておりまして、例えば、第1例目の方のところは、皆が前例もなく非常に手探りであったわけですが、例えば、全部秘密にしていたが、実際、周りの方々から知ってしまったために、例えばこんなことがありました。

その家に白いペンキでコロナと書くぞとか、そんな話があったり、いろんなことがありました。その家族の方にも大変気の毒な状況がありましたが、ただ守るためには、その方の家族のことを知らないと、我々も守れない。あるいは、知っているということを表に出してしまわないと守れない。ですから、前にもお話ししたことあったかもしれませんが、その家族の方が、どこにいて、どういう方かというのは、みんな知らないという前提で、じゃ、例えば、消防団の方々に、消防団のはっぴを着て、ちょうど春の火災予防のときだったし、大きな火事が弥栄であったときでしたか、何かだったのでそれで回ってもらおうとか、苦肉の策で様々なことを行いましたが、要は、守るためにはその家族のことを知っている。そして、一定の範囲でそのことの共通な情報を共有しないと守れないんだけど、そのこと自体が非常に大きな制約にさらされているために、町の皆さんにもいろんなことありました。町は知っているんだったら、とにかくその方の情報をよこさない、その子

のその後の感染予防様々な対策もできないよと。ところが、全て裏腹なんです。そのことを知らないと守れない。特に学校の関係はそうでした。非常に難しい問題をはらんでおりました。ただし、個人情報保護で、例えば学校での、その子の特定を絶対にさせないようにするとすれば、それは相当程度制約を受けます。

だから、そのことについては、大変難し問題をはらんでいて、今もそうです。その問題があるためになかなか有効な対策が打てなかったり、本当に町民の皆さんが大変知りたいと思っていることに対して、その情報を開示することができないということに、ずっとこれは何か永遠の課題のように悩まされておりますので、なかなかそこは、今おっしゃられたことについて、ストレートにこういった形でということは難しいかと思っております。

答えになっているのかどうか、これ大変厄介なお話なので、お答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 新型コロナの陽性者の方からご相談あったんですが、濃厚接触者ですね、そういうことになるとう働きにも出られない。それから、会社からは来るなどと言われる。それから、あとは事業をやっている、事業も休めと、そういったお店も休めとか、そういったことが言われるというようなことで、強制的に休まなければならない。ただそういった面について、通常の飲食店ですと、1日何万円とか、そういった要請に応じたということでもらえるわけなんだけれども、今回のそういった濃厚接触者の場合のところには、そういった補償も何も無い。ただ、ストックが貯金がある人はそれで食べていけるんでしょうけれども、ない人は、取崩しながら生活困窮しているというような状況になってくるということなんです。

そういった意味で、確かにただいまご答弁をいただいたように、相手が分からなくては何もできないというのはございますけれども、やはり生活保護者だって、きちんと秘密を守りながらその人の個人を尊重しながらやっているようなところもございますので、そういう制度もあるよというような形で、制度をつくって、きちんと見舞金というような形で、どのぐらいの陽性者に対して濃厚接触者、家族の方とか、どういう方がいらっしゃるかわかりませんが、ある程度の近親者の範囲、同じ生活をしていく中で、そういった災難、これも一つの災難だと思うんです。コロナにかかって症状も出ていなくてかかったと言われている人ですから、そういった意味で、ぜひそういった救いの手を、町民に寄り添った形で、対策できるような方法を、見舞金等の考えはあるのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 8番、三村議員の追加質問にお答えします。

本当にこの問題は、大変難しい問題で、要は、例えば、私もこのコロナで相当悩まされたので、いろんなことを考えました。例えば、全てオープンにしてしまっ、皆さんが全くそういう差別をしないという大前提の下にオープンにしてしまっ、その情報を皆が共有する、そして、そういう災厄に遭って、結局しばらく職場を休んだり、店を休んだり、様々な問題があったら、そのことについては、きちっと国なり、あるいはほかの

様々なところが補償するとか、本来はそうすることも一つ考えなくちゃいかんだろうと思います。

ただ、現在の休業補償がなかなか出なかったりするのと同様に非常に、実際問題としてはなかなか難しく、これを行政がやることについてのハードルは大変高く、幾つものハードルがあるかと思っています。

ですから、この問題を本当に正面から議論するんだとしたら、国と、あるいは県と相当やらないといけないのかなというふうに思っております。ですから、検討するのは、なかなか本当にハードルは高いし、じゃ、それで本当にさっきの根本的な問題、やっぱり個人を特定しないようにやらなくちゃいけないとか、その問題が残る以上は、非常に考え方としても、実務的にも厳しいのかなと思っております。

私は、実は、先ほどの中に、たしかコロナ後のまちづくりをどうするかみたいな話も、ちょっと質問の中にもありましたが、言わば、今やれることというのは、政府も率直に言って昨年からやっていることは国民に自粛を求めるばかりで、あまり例えばきちんとした、例えばほかの国でやっているような、それぞれの人たちをきちんと様々な形で把握しながら、どういう形で検査を行って、こうやってやっていくというようなこともなく、ただ自粛を求めると。そこから進んでいない状況を考えれば、やはり一番大きな解決策は、やはり今のところワクチンしかないのかなというふうに思っております、ワクチンを幅広く多くの人が安全にきちんと受けて、それで集団免疫を受けて、お年寄り、あるいはそういった方々がという中で、今のように、要するにワクチンが幅広く打たれた暁には、どなたかがかかって、それが差別を受けたり、仕事を失ったり、あるいはそういったことがないという、直接的というよりは、全体に網をかぶせるような話ですけれども、今はそれしかないのではないかと思って、私は、かつ経済活動を回復させる、要するにアクセルとブレーキを両方踏むんじゃなくて、きちんと経済活動も、文化活動も、行政もできる形にするには、ワクチンの接種率を本当にきちんと説明し、情報開示をし、そして、安全な医療の体制をきちんとバックアップした上でやるしかない、ちょっと直接の答えになりませんが、なかなかその問題は非常に難しいので、これを全面的に、とにかく今全力でやるしかないかなというふうに、私は、現実的な話としてそう思っています。直接の答えになりませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） そういった方々もいるというような中で、ぜひいずれの対策も、1年後に所得が20%減ったとか、そういった形の対策であるので、コロナの陽性者になった方も、3か月とか過ぎればもう治っているんだから、そんなに負担に感じることもないですし、そういった面から言えば、逆に堂々と、もうきちんと治ったよというような形で、受け入れられるのかなと思いますので、そういった全部陰性になってから、3か月後ぐらいにも見舞金ぐらいで出してあげられるような、そういうような方策も一つはあるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひそういった面で、そういった方々がいるということで支援のほうもご検討いただければなというふうに思います。

続きまして、地震の災害についてお尋ねしたいと思います。

福島県沖の地震の災害でご答弁いただいてありがとうございました。2月24日からの罹災調査というように、罹災の今、調査に入っているというようなことで、かなり500何件というような形の中の調査を行っているというような形でございまして、そういった中から、町民の方から被災を受けたということで、町のほ

うに届け出したらば、表から写真4枚、四方から撮っていただけで、何の説明もなく帰ってしまったということで、中に入っても見てくれなかったということで、非常に町民の方から、ちょっと不親切だったというところがあるが、そういった声が聞こえてまいりましたので、その辺の手続関係は、罹災証等の手続関係についてどのようなになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 8番、三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今ほどありました罹災調査、2月24日から行っておりまして、町民からの外観の調査で4枚しか撮らなかったという話をいただいたんですが、これにつきましては、実は、10年前の大震災の際には、外部調査と内部調査ということで、中を両方見て行っていたわけですが、当時、その調査に当たって随分時間がかかってしまったということで、国のほうで、それ以降に内閣府のほうで調査方法を決めました。

それで、今回その基準に伴いまして、1次調査ということで、これにつきましては外部調査ということで、立入りに当たっては受付の際、立会いが必要はないと、それで、屋根とか壁とか、あと基礎とか、あと建物の傾きを作業で確認してやっていくということで、それに当たっては、1日15件から20件ほど1班で行いまして、2班から4班ということで作業を進めてまいりました。

正直、先週に1次調査の結果を送付させていただきまして、あしたから2次調査、内部調査の受付を始めていく予定でございます。1週間の期間で進めていくということで、国のほうでそういう基準があるものですから、今回そのような内容で、その際には、住民の方の立会いが必要ですので、事前に電話連絡で進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ぜひ住民に寄り添った、被災者に寄り添った形で、調査のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

あと、迅速に対応していただくということで、皆さん早く修理したり、解体したりというようなことで計画があるものですから、なかなかこの調査が終わらないと次に進めないということで、非常に焦っている部分もございまして、そういった面でぜひ迅速な調査をお願いしたいと思います。いつ頃までにそういった形の調査が終了して、罹災、いろいろ大規模半壊とか、そういった判定が下るのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 8番、三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今後の予定でございますが、先ほど申したとおり、あしたから2次調査の受付を24日まで行いまして、4月下旬に職員と、あと建築士会及び不動産鑑定士の方、専門の方の協力を得て、1班3名で、1日当たり3件、

図面を書いて詳細、中を見させてもらっての判定で、4月下旬から5月末までの予定で、その結果を踏まえて、その後の罹災の判定をさせていただきます。

それで、被害の箇所がひどくて修復したいという方につきましては、受付の際にも説明させていただいているんですが、写真でその建物の隙間の幅とか、長さとか、詳細を取っていただければ修復可能だということで、説明はさせていただいております。そんな形で住民の方に寄り添った対応を進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 写真で、緊急に、早急に修繕する方については、写真を撮っておけば大丈夫だというふうなご答弁をいただきました。確認をさせていただきました。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

それで、同じく地震の被害対策についてでございますが、災害対策本部を設置されたということで、私も地震のあった翌日、災害対策本部のほうに伺ったところ、本部って部屋がなくて、各課がそれぞれ各課の仕事で対応しているというような状況でございました。

私は、できれば情報を一元化したり、被災状況をきちんと把握したり、その対策を外に情報公開というか、情報をいろいろ差し出したり、あと町民の相談に乗っていくような形のところは、ぜひ1か所でやるべきじゃないのかなというふうな意見を持っているんですが、その辺について、今後も今のような形の各課対応で進めるのか、やはり非常事態のときには、1か所に誰かが対策の本部の、対策室の中に1つの部屋、ここに行けば何でも分かる。例えば、それらが県に対するいろんな調査資料の回答とか、新聞社に対するいろんな情報提供とか、そういったものについても、1か所でトップがきちんと把握できているような、そういったところが必要なと思うんですが、その点についてのお考えをいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃったとおり一元管理、大変まず大事だと思っております。その辺、今回の件については、私のほうでも把握したり、山野辺課長のほうで把握したりということが分かれていた部分多少ございましたので、それについては、今回の反省点としまして、検証作業なり、次回に生かすなり、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 避難所についてお尋ねをしたいと思います。

避難所の整備状況についてなんですが、ご答弁の中では、パーティション等は準備されているということだったんですが、テレビとかで見えていますと段ボールのベッドとか、プライバシーを保護するためにパーティシ

ョン、それから個別のテントで囲うとかというような形で、よく被災者、避難されている方々をそれぞれ出ているわけなんです、矢吹町のほうのこの避難所の、そういった整備の状況というのはどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、三村議員の再質問にお答えします。

避難所の備品状況についてのご質問だと思いますが、プライバシーを守る観点から本町におきましても段ボールのベッド、あるいは個別のテント、あとパーティションといったところでプライバシーを守る対策、備品の装備は充実しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） これで安心して避難されるような方は、安心できると思います。

それでは、今度は同じ地震の対策の関係で、住宅被害が起きて、町のほうでも公営住宅、それから災害公営住宅についての利用をさせるというような形で、今やっているわけなんです、これらの被災した方々がちょっとそこに住めないというような方、今の被災した住宅で住めないというときに、申込みを出してもすぐには入れなくて、ある程度もう今入った方いるのかどうかちょっと分かりませんが、ある程度公平を期すために、ある程度の被害まとまった中から入居させる手続きをしますというようなことで、緊急対応になっていないような状況なんです。それが、そんな状況でちょっと伺ったものですから、今の現況、実際どうなっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。何人が入居されて、どんな形になっているのか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

被災者の入居状況ということでございますが、まず都市整備課のほうに、何とか公営住宅のほうに入居できないかということで相談があった件数が全部で14件でございます。14件があった中で、まずその入居、応急入居にしても、やはり緊急性という一番大事な部分ありますけれども、各種いろいろな手続きがございますので、今回は、昨年度の水害と同じような形で、半壊以上の方については、それ通常ですと、住宅ですと様々な要件があるんですが、半壊の罹災証明が確認できた方については3か月間無料で入居可能とするということで、内部で決定した経過がございます。

現在、14件中、実際に半壊以上で入居、災害公営住宅でございますが、入居している方が2世帯ございます。14件中、罹災証明の判定が出ている方が7件、14件中7件が罹災証明の結果が出ておまして、うち4件が半壊以上ということで、入居要件満たしておりますが、残りの2件につきましては、入居辞退されております。あとの残りの7件については、罹災証明の今手続中ということと、あと3件につきましては、罹災証明が半壊

未満といえますか、一部損壊だったということで、今回の一時入居には対象とならないということで、その方につきましては個別に説明をしておるところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） なるべく必要な人に、これ基準がいろいろあるわけでございますけれども、14名申込んで今のところ2世帯しかまだ入居されていない。罹災証明が遅いから入れないのか、だんだん結局は、この罹災された方、被災された方というのは、自分のところ駄目なときには、親戚とか、そういったところに行って、何とか頼って生活とか、そういった形になってきちゃうんです。ですから、町としてできるものであれば、早めに対応できるように、特に罹災証明なんかも、そういったところは優先してやっていただきたいなと思います。

私、時間もそろそろなんですけど、最後の質問になるかなと思うんですが、今回、同僚議員の中からも、白河、鏡石、須賀川、郡山が災害救助法の指定を受けてなったということで、矢吹町が抜けてしまったというようなことございますが、これらについて、ぜひ広域的にこういった被害、矢吹町だけの被害じゃないので、できれば周りの市町村と歩調を合わせた連絡とか、何かというのを、緊急の中では難しいのかもしれませんが、やはり対応が同じくなるようなことを、今回の事例をよく検証した上で、周りの市町村と連携して、矢吹だけが指定を受けられないようなことのないようお願いを申し上げたいと思いますが、その辺についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今回の災害救助法についての話は、話すとき長くなる話なんですけど、ただ基本的に形式要件がありますので、形式要件がある中で、今おっしゃられた広域的な中でというのも、これは一つのヒントかとは思いますが、ただ個別の市町村で、言わば避難者が矢吹の場合はいち早く避難所開設したけれども、一人もいなかったということ、それからあと全壊戸数が今のところない。半壊、大規模半壊はあるんですけども、ないということで、要件が非常に、要件をクリアするのは厳しいので、そこをというの、ちょっとここは厳しいのかなというふうに思っております。できれば本当は、災害救助法適用申請になってのほうが、その後の様々な生活、それから生業のこれから頑張って応援していく中にあっても本当はそのほうがいいんですが、ちょっと厳しいなど。だから、今のところは、やはり町として独自に先ほどお話がちょっと出ましたけれども、半壊のところに対してどのようなお見舞金とか、そういった形になるかと思いますが、そういったのを出せるとか、それぞれ独自の形でやっていくしかないのかなと、思いは同じでございます。本当にこんな形式要件だけれども、実態としては避難者がいなかった、全壊がないということ、形式に合わないんですけども、実態としてはかなりやられていますので、何とかならないかということは、実は県とか、あるいは国会議員、県会議員なんかにもお願いしながらやっていたんですが、この災害救助法のこのステージはなかなか難しいと、次のステージなり、

いろいろ関係各方面で頑張っていたいただいたグループ助成とか、様々な形でやっていくということを考えざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ぜひ、今回の災害救助法、漏れた原因、ほかの町村とどのような報告状態が県のほうのヒアリングについて、どのような対応がほかの町村でやられたのかもよく調査の上、法律をよく知っていれば、そういった形も可能なのかなというような幅があるとすれば、よく研究しておいていただきたいと思うことを期待して、ぜひ私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りをいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

時間を延長します。

ここで暫時休議します。

再開は、4時5分からです。よろしくお願い申し上げます。

（午後 3時52分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 4時05分）

◇ 加藤宏樹君

○議長（角田秀明君） 通告5番、9番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、公共施設等維持管理等についてでございます。

公共施設等維持管理計画の個別管理計画が、今年度で完了されると思います。今後の対応や、現段階で廃止や改修等が予定されているものがあればお示しください。

続きまして、中央公民館の老朽化も進み耐震性にも問題があり廃止の予定であったと思うが、廃止または改修について町の考えをお伺いいたします。また、中央公民館の危険度を示したI s値Y方向0.289、X方向、0.584だと思ったんだけど、これちょっと数字誤っているかと思えます。0.544という数字が示す意味のご

説明を願います。

2番目に、財政についてであります。

当町について、蛭田町長就任されて1年以上がたちました。財政について、様々な問題点や改善点が見えてきたかと思しますので、町長の所感をお伺いいたします。特に、経費削減等についての考えをお伺いいたします。

次に、矢吹町全体的に開発構想が4号線、三城目遊水地など、そして町長の新田園都市構想というものがございします。それらについて、まず三城目遊水地計画について、町はどのように関与をしていくのかをお伺いします。新田園都市構想について、いまだ見えない部分が多々ありますので、具体的な案が進行しているのであればお示しを願います。

さらに、道路網として、将来の都市計画のためにも矢吹町道路整備計画網など、これは多分23年ぐらい前、平成7年だったかな、ちょっと定かでないですが、その頃に作成されたものがある限りで二昔前ほどの計画案があるということで、実態にそぐわない状態にあるのではないかと思いますので、計画や案があればお示しを願います。

以上のことについての答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、9番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、公共施設等の管理計画に係る今後の対応についてのおただしでございます。

施設類型ごとに取りまとめた個別施設計画の策定につきましては、矢吹町公共施設等総合管理計画及び国が示すロードマップに基づきながら、今年度内の策定完了を目指し、重点的かつ計画的に進めております。また、総合管理計画につきましては、今年度に改定される予定であります国のインフラ長寿命化計画及び公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改定について等を踏まえまして、令和3年度中に計画の見直しを行う予定であります。

なお、見直しに当たっては、個別施設計画に記載した施設の内容を反映し、中長期の維持管理、更新費の見直し等の精緻化によりシミュレーションを行い、適正管理による効果を示すことなどを検討しております。また、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの確立など、推進体制の充実を図ってまいります。また、今年度の令和3年度につきましては、各長寿命化計画に基づいた道路、橋梁、下水道施設等のインフラの改修をはじめ、善郷小学校体育館の屋根・外壁改修、小池住宅の外壁改修、役場庁舎の多目的トイレ設置及び外壁・内壁改修等を主に予定しております。町民の皆様の福祉増進を図り、住んでよかったと実感できる矢吹町まちづくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧中央公民館施設の廃止、改修についてのおただしであります。旧中央公民館につきましては、昭和47年に建築された施設であり、鉄筋コンクリート造りの二階建て建築後49年が既に経過しております。当該施設は、老朽化した施設であるとともに、耐震性の問題、そしてアスベストが封じ込められているということから、町といたしましては、将来的な公共施設としての利活用は困難であるかと考えております。このような

老朽化の状況や施設内部の劣化状況につきましては、現在、当該施設を含めた社会教育施設の長寿命化計画を今年度末の完成を目指し策定しておりまして、客観的な視点による施設の詳細把握を行っているところであります。

なお、議員おただしの廃止、改修につきましては、長寿命化計画の結果に基づき判断することになりますが、現時点では公共施設としての利活用は困難であると見込んでおりまして、令和3年度当初予算において、施設の解体費用の算出に向けた概算設計の予算を計上させていただいているところであります。

今後も、これらの進捗状況を含め、議員の皆様にも十分に説明申し上げながら検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧中央公民館施設のI s値についてのおただしであります。I s値とは構造耐震指標のことでありまして、建物の強度や粘り強さ、建物の形状やバランス、経年劣化を考慮し、建物の各階ごとに算出するもので、耐震性を総合的に判断する指標となります。

旧中央公民館につきましては、東日本大震災による影響として内外壁にクラック等が生じたものの、その他大きな被害はありませんでしたが、旧耐震基準で建築された施設であるため、利用者の安全・安心の確保の観点から、平成25年に耐震診断を実施したところであります。耐震診断の結果では、建物の長辺の桁行方向を表すY方向においてI s値の最小値が0.289、建物の短辺の梁間方向を表すX方向のI s値の最小値は0.544の判定結果でありました。この判定結果は、安全性の基準となる目標性能目安I s値0.6を達成しておらず、震度6強から7の大地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性が高いとの判定であります。

このような状況を踏まえ、当時、旧中央公民館の耐震補強工事が検討されましたが、大ホールの天井裏にアスベストが吹きつけてあるということがありまして、耐震補強設計を行う前にアスベストの処理が必要となり、耐震補強工事の完了には多額な費用と時間を要することが想定されたところであります。その後、矢吹町複合施設の整備、中央公民館機能の移転の検討が進み、現在は、利用者の安全・安心が確保された複合施設内の新たな中央公民館として運営されておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政についての問題点や改善点についてのおただしでございます。

財政運営は、各自治体の政策、運営方法のいかんにより極めて多様であります。しかしながら、財政の健全性を確保するため、財政状況の分析を図り、課題の所在を明確化し、改善点を見いだしていくことは同様であります。このように、自治体が自らを省み、財政の運営が健全に行われているかどうかを判断するためには、その態様が類似している団体の財政の実態を把握し、比較することが極めて有効な手段の一つであると認識しております。各自治体の自然的、社会的、経済的な条件等、これも併せまして考慮しながら、財政運営の指針として活用されている財政健全化判断比率のほか、各種財政指標を組み合わせながら総合的な分析・調査を行い、本町がこれまで以上により財政状況となる取組を進めてまいります。

さて、本町における財政状況につきましては、財政健全化判断比率のうち実質公債費比率については、令和元年度決算にて12.0%となり、前年比にて0.5%の減、将来負担比率については103.7%となり、前年比にて5.5%の減、いずれの数値も一定程度ではあります。改善されております。財政力を示す財政力指数については、現時点で公表されています平成30年度の決算時において0.60でありまして、類似団体平均値0.47を上回っております。類似団体と比較すると財源に今一定の余裕があるということが示されております。これらの財

政指標から判断される改善点等としましては、健全化判断比率につきましては、いずれも早期健全化比率以下であります。県内自治体や類似団体と比較した場合には下位に位置しているということから、さらなる改善が必要であるというふうに認識しております。

また、本町の保有する基金のうち財政調整基金につきましては、年度間の財源調整や大規模災害等の不測の事態が生じた場合の財源として活用しておりますが、令和元年度決算時の残高は8億207万7,000円、標準財政規模比で見ますと17.8%でございます。一般的な基準であります10%以上の要件は超えておりますが、近隣市町村や類似団体と比較すると下位に位置しているということでありまして、財政における政策の自由度が低い状況であることが課題であるというふうに認識しております。

今後も、さらなる財政状況の分析と改善に取り組み、財政の健全性の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、経費削減についてのおただしでございます。

本町は、継続した行財政改革に取り組んでおりまして、事務事業の点検・見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など、行財政の健全化・効率化に努めてきたところであります。これら行財政改革大綱の理念の下、取り組んできたことにより、財政健全化判断比率等の指標におきまして一定程度ではあります。改善が図られております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、公表されている平成30年度決算値にて84.1%であり、類似団体平均87.7%を下回り、弾力性がある程度確保されたという数値となっております。経費削減や財源の確保による効果が徐々に表れておりますが、まだまだ改善の余地はあるというふうに認識しております。また、国は、地方交付税算定におけるトップランナー方式の導入として歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額に反映するなど、事業の効率化と経費削減の方針が示されておりまして、本町におきましても民間委託の推進について検討を深めてきたところであります。

今後も、災害やコロナ禍の影響により地方税等の安定確保が厳しく見込まれる地方財政の状況の中では、さらなる経費削減を図っていく必要がある。そして、引き続き国・県等の財政措置の動向に注視しながら持続可能な財政基盤の確立に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三城目遊水地計画についてのおただしであります。本計画は、令和元年台風第19号の豪雨災害を受けて、国、福島県、阿武隈川流域自治体等で構成される阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会において阿武隈川緊急治水対策プロジェクトが取りまとめられまして、その一つである遊水地事業は国直轄の治水対策であります。遊水地事業の計画期間は、令和元年から10年間を予定しておりまして、令和2年度には説明会の開催と測量作業が進められております。詳細のスケジュールにつきましては、現段階で国から示されておきませんが、令和元年から5年間で計画策定、説明会の開催、測量、権利の取得、物件の補償を行いまして、後半の5年間で河川改修や遊水地の工事に着手する予定であります。事業2年目の令和2年度では、検討区域である乙字ヶ滝からあぶくま高原道路のうつくしま大橋まで約300ヘクタールの測量を完成させ、令和3年度には、具体的な遊水地計画案が示され説明会を開催するとはっており、大幅な遅れはないものと考えております。先日、3月3日には、遊水地事業を担当する国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長が来庁されまして、

事業の進捗について説明を受け、引き続きの支援について改めて要請を受けたところであります。

なお、本事業は、長期間にわたる大規模な事業であることから、地域の合意形成が重要であり、地域住民や地権者に対して丁寧で分かりやすい説明を実施していただきながら、慎重に事業を進めてほしい旨を計画当初から国へ強く要望しているところでございます。また、昨年8月に実施した説明会から6か月が経過しており、住民の関心が低下し事業に対する不安感が抱かれる前に、できるだけ早い時期に説明会を開催していただきたいとの要望をいたしました。本事業は国主導であります。国道4号の拡幅事業においても地域住民及び地権者との調整役として困難案件の用地交渉等と同行し、成果が得られております。遊水地事業においても同様に、地元自治体として国の進捗に併せ深く事業に関わっていくためにも、関係各課と連携し、課題等の抽出を今後図ってまいりたいと考えております。また、昨年6月と9月の議会全員協議会において本事業の説明をさせていただきましたが、遊水地計画区域案が示されるなど、事業に進捗がありましたら、議員の皆様は随時説明をさせていただきます。

今後、地域の合意形成や地権者との交渉が計画的に進められていきますが、国と町の連携を密にし、一体となって本事業に取り組むとともに、地域住民から要望が寄せられている遊水地内の利活用や、うつくしま大橋より上流の県管理区間の一体的な整備についてもしっかりと反映していただけるよう、引き続き国や県に働きかけを行い早期着手に向け努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、（仮称）新田園都市構想事業についてのおたただしでございます。

本町では、農業の担い手不足や耕作放棄地の拡大、羽鳥用水の供給等の農業政策における課題があり、後継者等の若者が当該地域から離れている状況にあることから、農業政策の支援策の拡充を図るとともに、働く場の確保として企業誘致を積極的に進めていくことが重要であると考えております。また、農業政策と企業誘致の課題につきましては、新たに農業振興課を新設し課題解決に取り組むほか、企業誘致専門員を配置し体制強化を図り、耕作することが困難なまとまった農地が企業誘致の用地として転換できるかなどの調査検討を今後進めたいと考えております。さらに、コロナ禍を契機としてデジタル社会への対応を見据えた組織体制の整備が求められており、3密回避を目的としたテレワークやオンライン方式の利用拡大、地方への移住者増加や企業本社の地方移転など、これらの新しい社会情勢への速やかな対応が必要であると考えております。

議員おただしの具体的な案につきましては、現時点でお示しできるものはございませんが、令和3年度は、企業のオーダーメイドを見据えたマッチングを検討し、農業振興地域の見直しや法規制を調査した上で企業側のニーズ調査や課題整理を行い、デジタル社会を見据えた新たなまちづくりの構想、計画の策定を予定しております。そのための予算を当初予算に計上しております。一方、国においては、令和2年度第3次補正予算の中で、東京への一極集中を是正し、新しい生活様式に必要なテレワークを地域に普及させることを目的として、地方創生テレワーク交付金が新設されております。

今後、このような有利な財源を活用しながらサテライトオフィスやワーキングスペース等を整備することで、企業を呼び込むことも検討してまいりたいと考えております。いずれにしましても、今般の新型コロナウイルス感染症を契機とする社会の大転換により、地方では、テレワークの推進やデジタル環境の整備等がますます求められると認識しております。本町では、この時代転換に遅れることなく、スピード感を持った対応を図り、デジタル社会にも対応した企業誘致を実施し、重点プロジェクトとして位置づけた働く場の確保、そして財政

基盤の強化、自主財源の強化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、最後に、矢吹町道路整備計画網についてのおただしであります。

本町の道路交通網は、東北縦貫自動車道などの高規格道路や国道4号、さらに地域で主要な役割を担う主要地方道など13路線の道路交通ネットワークが形成されており、交通の要衝となっております。本町では、将来の土地利用や市街地形成、交通需要を予測し、町の骨格である主要路線の国道4号を軸に矢吹町都市計画道路網計画書を策定したところであり、計画に沿った道路網の整備を進めてまいりました。本計画書は、策定から23年が経過し、この間の人口減少、少子高齢化社会などの社会情勢の変化や、国道4号の整備計画案が昨年示されたことを受け、将来の都市計画を見据えた道路網計画の見直しが必要な時期に来ていると認識しております。道路計画は、町全体の都市計画の中で非常に重要であると捉えており、令和3年度から見直し作業に着手したいと考えております。計画見直しの時期につきましては、令和3年度から4年度までの2か年を予定しており、現計画の検証作業をはじめ、町の都市計画における最上位計画である矢吹町都市計画マスタープランを踏まえながら、地域住民の生活を豊かにする、また便利で安全な交通体系を実現するためにはどのような道路が必要なのか、町民、利用者、議員の皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

議員おただしのとおり、国道4号線の現道の拡幅が示された今がまさに見直しの時期であるという意見には同感でありまして、今後につきましては、計画策定の段階において町民の皆様、そして議会に対しても十分な説明責任を果たしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、加藤議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、再質問をいたします。

まず、総合管理計画というものがつくられるということですが、いつ頃示していただけるのかまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

公共施設等の総合管理計画をいつ頃示していただけるのかのおただしでございますけれども、今年度中に個別計画案が全部仕上がりますので、それを全部見定めた上で来年度から始める予定はしておりますので、来年度中のご説明とさせていただきますとは考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） これ何行だ、8行目ぐらいかな、「総合管理計画については今年度中に改定される予定である。インフラ長寿化計画及び公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改定について」、これ国から今年度というのは3月までに示されるということなのか、これがちょっと分からないので教えていただ

きたいんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

3月中には示されるというところで聞いておりますが、その事前に、令和3年1月26日に、令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たった留意事項というものの技術的な助言の通知はいただいております。その中では、この総合管理計画の見直しについては、必須事項として、基本的な事項として、当然計画策定の年度とか改定年度で、また過去に行った対策の実績とか、いろいろ項目が出ております。それに加えて、記載が望ましい事項というところもかなり多くの事項を示されておりますので、今ほど読む込みのほうも始めているところでございます。正確なものが、指針の改定出来上がりしましたらすぐに取りかかれるように、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 今ほどの令和3年1月26日ですか、指針というかそういったものは我々にはいただけるかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

通知として来ているものでございますので、コピー取って、後で皆さんにお配りさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 過去に40年、公共施設の維持管理等で年間で24億円、トータルで40年間ですね、960億円という数字が示されています。試算がなされていますが、現段階で個別管理がほぼ完了するでしょうから、おおよそ、その見通しの金額に変更があるかないか分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

金額についての見通しは、まだ全然出していない状況ではございます。ただ、この施設関係の修繕なり更新の費用、直近5年間で平均値出しますと約11億円ぐらいかかっておりますので、それが今の矢吹町の財政状況

から出せている最大限の費用であると見込んでおりますので、それ、いかにどうすべきかというところで平準化を今後図っていくような計画書を策定したいところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） この総合管理計画、個別管理計画も含めて、これ町の将来を見るのに非常に大事な計画であります。これがないとあらゆる面でシミュレーションがしづらいということで、来年度中と言わずに、できる限り早期に作成していただいて、再来年度の予算には若干でも組み込めるような形で施策を練っていただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

できるだけ早期にそれを目指してまいります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） ナンバー2の、また令和3年度につきましては、長寿命化計画に基づいた道路とか造ると、改修すると。これ、善郷小学校の体育館の屋根、前回雨漏りということで、今年度は中畑小、来年度は善郷小というお話は聞いていたんですが、実は中畑小学校の体育館の屋根、これもかなりさびて、さびが目立つんですね。今年度の予算ではちょっと無理だとしても、途中で補正とかも組んでできれば対応していただきたいんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

施設の老朽化については、施設のこの管理計画、260件の計画になっておりますので、それで、もうかなりの施設が老朽化というところが見えてきているところではあります。その中でも、当然優先的に何を進めていくかというところは、そういった順位を決めながら、安全性というところを十分考慮しながらやっていきたいなと思っております。そのためにただいまの計画なりをつくっておりますので、緊急性の度合いも鑑みながら、予算についても対応できるものは対応していきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、中央公民館の対応についてお伺いいたします。

今回、当初予算に解体の設計ということで予算が計上されました。解体するにも設計、修理するにも設計というのが当然必要かと思われま。今回の答弁を見ていますと、解体が前提なのかなという雰囲気もあるんですが、最終的な判断は来年度末に決定ということになりますと、結論がどう見ても1年間延びちゃうという懸念がございます。

そこで、若干お聞きしたいのは、前回ですね、アスベストがあつて耐震診断ができないという、前回とかかなり前ですね、アスベストを除去しないと耐震の診断さえもできないという回答を得ておりますが、アスベストの一部を壊して診断するといったそういった手法は取れないのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 加藤君、今、アスベストって、耐震診断ではなくて補強。

○9番（加藤宏樹君） 耐震補強と言ったほうがいいのか、耐震補強設計。

○議長（角田秀明君） そういうことで答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

アスベストをまず取って、それから耐震補強を行う考えはあるかどうか。

○9番（加藤宏樹君） 違う違う、じゃ、もう一回いいですか。

○企画総務課長（佐藤 豊君） 失礼しました。

○9番（加藤宏樹君） さっき言葉を間違っていたんで、ついでに直します。

前回、何年前かに、耐震補強設計するにもアスベストを除去しないとできないという答弁いただいているんですね。それ全部取ると5,300万だかそのぐらいかかるということで、大変だということで、多額な費用と時間を要すということだったんですが、一部分だけ、耐震補強設計に必要な部分だけ除去してそういう設計をできないのかという、私はちょっと専門家じゃないので質問をしてみました。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） では、答弁をさせていただきます。

アスベストを一部だけ取るということだけでもかなりの費用がかかる、取るだけで済むわけじゃないんで、取ったら処分費が出てきますので、そういったところで、今回、社会教育施設の個別の長寿命化計画、あのまま何か出来上がります。その中では、この中央公民館については、先ほど町長答弁しましたとおり、維持していくのが困難だということと方向性が出る予定とはなっておりますので、来年度の当初予算においても解体するための設計ということで上げさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、このI s値Y方向、これ最小値で、X方向も最小値ということですが、これ何点か測った中の最小値ということなのか、点数、箇所とか分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

何点か測っているのかというところのおただしでございますけれども、当然、あそこ2階建てなので、1階部分、2階部分というところでフレームごとに区分けて数値のほうを出しております。なので、何点かを測定した上でその中で出た数字の最小値というところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） その図面とかというのは見せていただけるのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

かなり細かい図面でございますので、ちょっとどこまで出せるかというところも含めて、今後検討させていただきます。お願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 当然、その設計というのは25年度でしたか、に行われたかと思うんですが、差し支えなければその耐震診断を行った業者氏名と金額をお示ししていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

金額とか業者名とか、それについても少しちょっと調べさせていただきます。その上で回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 前回も同じような話したんですが、解体するにせよ、改修するにせよ、やはり町民の意見、財産的には町のもの、町民の皆様のものでありますから、データ等をお示ししていただいて、解体する場合は幾らぐらいかかる、改修する場合は幾らぐらいかかるとそういったものを早期に示していただきたいんで、できればその耐震補強設計というのをやって、どのぐらいで改修できるというのをお示しいただきたいがためにいろいろ聞いているんですが、解体するんであればアスベストの除去というのがこれ絶対必要になりますね。であれば、もうアスベストの除去はしちゃったほうがいいんじゃないかと。その上で、そういう危険な材料を

使った建物が下手に改修して塞ぎ込んでまた50年100年と置くよりは、一旦取り払って安全を確保した上で改修するというのも方法かと思しますので、その辺どうでしょう、町のほうの考えとしては。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

解体の方向でただいまの考えているところではあります。中央公民館、このアスベストの問題だけではなく、先ほどあったI s値の耐震化の話、あと老朽化が進んでおります。設備面に対してもそのようなところもありますので、それで総合的に考えていく必要は当然あるかなとは思っております。

それで、幾らかかるのかというところの費用については、来年の解体に向けての設計を組むところになっておりますので、その段階で議員の皆さんにも町民の皆さんにもお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それじゃ、この解体の設計費用や解体費などに対して国の補助金等は何か予定されているのかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

国の補助とかあるのかどうかというおただしでございましたが、現在、設計業務の委託については補助は見当たらない状況です。解体についても、ただいまの調査しているところだと補助にはならないというところではありますけれども、ただ、起債事業として当たるかどうかについては、この長寿命化計画をつくったものについては該当する部分もあるということは何っておりますので、その辺については再度調査をして検討してまいりますとは考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、解体を前提にということで、結論は来年度以降ということだと思います。

それでは、次に財政、同僚議員とも一部重なりますが、当町の財政についての問題点や改善点というところで、2ページですね、2ページの中段、「県内自治体や類似団体と比較した場合には下位に位置していることから」、この財政化判断比率ですね、これ下位と言っても何位だか分からないんで、もし数字で示していただけるなら何位か教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

県内の順位ということについてのおただしでございますが、実質公債費比率については下位のほうから数えて5番目でございます。あと、将来負担比率については下位のほうから数えまして2番目になっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） そこから下のほうになりますが、これは財政調整基金の額とパーセンテージ、こちらも「近隣市町村や類似団体と比較すると下位」となっておりますが、これも県内であれば県内で何位なのか教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

大変申し訳ございませんが、財政調整基金についてはちょっと手持ちで持ってきておりませんでしたので、後でお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、経費削減という点についてお伺いをいたします。

いろいろ事務事業の点検、組織機構の簡素効率化、いろいろやっけてはいるんでしょうが、これ、それぞれにどのぐらい削減されているかという数字は出ますか。出ないなら出ないで結構です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

この削減した部分でいろいろ取組はしておりますけれども、数字的などという部分については取りまとめ等は行っておりませんので、今お示しすることはできない状況でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 一般的に財政再建といいますか、会社再生とか再建計画等があった場合、一番何を見て、次に何を削減していくか、もし町の考えがあるのでしたらば教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

この行財政改革の中で、何を優先的にというところのお考えだと、どこから取り組んでいくのかというご質問だと思いますが、町長答弁しておりますとおり、事務事業から始まり組織もそうです。当然、職員という部分も入ってきて考えなくちゃいけない部分ではありますし、そして民間委託人材育成、それで町民の皆さんとの協働という部分も確立するなど、何を優先的にこれに特化した中での行財政改革ではなくて、全体を見ながら削減できるところは削減していきたいというところの考え方で進めてまいりたいとの考えでありますので、現段階では、これを進めるというところの考えは特段持っておりません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 一般的な会社などでは、経費の無駄遣いの削減とかそういったもの、さらにはリストラ等によって人件費の削減というのが一般的なところではやられてくるかと思っておりますので、全体的にいろいろ見直すのも大事ですが、やはり経費の削減というところでは、無駄遣いを取りあえず抑えましょうというのが私の提案でもありますし、そのようにしていただきたいと思っております。

それでは、同僚議員からも、この財政の指標の目標値、ちょっと数字を出せないという返答がありましたが、やはりこれ、目標設定は大事だと思いますので、現段階ではやはり個別管理計画がまだ完成されていない、総合管理計画も来年度つくるということで非常にやりづらいとは思いますが、やはり目標を立てて、我々にも、やっぱり町民にも夢を与えるような政策を取っていただきたいと思うんですが、前年比、実質公債費比率で言えば、5%から10%ぐらい減らしたりとかそういうざっくりばらんな目標でもよろしいので、何かそういう目標とか数字または率でお示しできたらと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

目標値というところで率として示されないかというところで、先ほど三村議員の再質問の際に言葉としてご説明させていただいたところではあったんですが、第6次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想という項目の中には、数値的な目標は示されております。そこでは、令和5年度の目標値としまして経常収支比率が、平成26年度では82.0%でございました。それを80.0%というところが示されております。また、財政力指数については、平成26年度が0.53でございました。それを、令和5年度については0.55とする目標値となっております。また、実質公債費比率でございますけれども、平成26年度が14.6%で、それを令和5年には13.0%とする目標値が定められております。

以上でございます。

○9番（加藤宏樹君） 下がっているね。

○企画総務課長（佐藤 豊君） はい。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 今、久々に言われたんでちょっと思い出した部分もありましたけれども、現段階では、その数字を下回ったりいい状態にあるという説明だと思います。

それで、先ほど何でワーストの部分をあえて聞いたかといいますと、やはり他市町村さんは、その数字をもっとよくして、さらには財政調整積立金などを増やしているというのが現実的にあるわけですね。矢吹町が今までどうだったかは別として、ほかの市町村の方は若干将来に危機感を覚えているのかなというふうに思います。それで、やはり貯金を増やして借金を減らしておこうという基本的な考え方に入っているのかと思いますので、矢吹町もできればそういったスタンスでいけるかどうか希望的観測でもよろしいので、ぜひお答えをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

この経費削減というところについては、今後も図っていく必要があるというところで捉えておりますので、引き続き国・県との財政状況の動向に注意しながら、また他市町村の状況も十分に確認しながら持続可能な財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、三城目遊水地計画についてお伺いいたします。

令和元年から10年の計画ということで、既に2年が経過しております。残り8年という計算で約5年間ですから、令和5年までに土地の取得、物件の補償、要はやるぞと、スタートできるぞという形を取らなくてはならないということになります。実際に、これらの問題が3年でクリアできるのか、ざっくばらんにお答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

2年が経過した中で、あと残り3年で物件の補償までということで、クリアできるのかということですが、まずこれ、あくまで想定でありまして、10年で国はやるということで話をしています。そういう中で、5年程度で準備があつて残りの5年が工事かなというこれ、町のあくまで想定でございます。そういう中で、クリアできるのかというご質問でございますが、これまでも2年間、国あとは関係市町村と連携を深めながら進めてまいりました。ちょっと若干、コロナの関係で説明会等がちょっと遅れておりますが、あと残り3年で何とかまず地元の意向をしっかりとまとめた中で、あと3町村連携しながら進めていきたいというふうに考えて

おりますので、当然クリアできるように町としても、直接町の事業ではございませんが、ちゃんと付加価値もつけてしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 遊水地、これ1人が反対しても多分頓挫するのかなというふうに思っております。ですから、当然早い土地交渉などをしていかないと容易でないというふうに考えておりますので、できる限り早急に国のほうを応援する体制を取っていただきたいと思います。

それで、この質問の2ページに、国道4号線に関して、この「困難案件の用地交渉に同行し、成果が得られている」というふうに書いてあるんですが、これ具体的にはどんなことか、個人名は出さなくて結構ですので、こんな案件でこんなあんばいでしたというふうにご報告いただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

国道4号線の拡幅事業での困難案件の用地交渉ということでございますが、内容については具体的には申し上げられませんが、やはり今進めていますインターから工事進んでいるかと思っておりますけれども、工事の中でも、やはりどうしても改修の単価であったり、あとは用地交渉もいろいろ国の事業だけではなくて町に関わる部分での要望といいますか、国の事業に併せて町でもこういうふうにはできないかとかいうような部分でのそういった要望もあります。そういった部分については、やはり国では判断できないということで、町の職員が同行した中でその部分について説明をしたり、当然できるものについてはそういったものを、じゃ、町で対応しますということでのそういう交渉経過を経て合意に至ったケースがございますので、そのような意味で今回答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 直接、ちょっとここ疑問なんです、用地交渉などを町が国に代わってすることは可能でしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。

国道の用地交渉が国に代わって町ができるのかというご質問でございますが、当然できませんので、あくまで同行している状況です。その中で、町の事業についての質問があったときに、その部分についての回答であったり、できる部分については対応しているというような状況で、あくまで契約は当然国と、あと地権者の間

で結ばれるものであります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） かなり難しい案件ですし、国と地権者というといきなり初対面みたいな形になっちゃいますので、できる限り町が間に入って、住民に地権者等に十分な説明等をできればやっていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に行きたいと思えます。

新田園都市構想、お話を聞いていると農業と企業誘致という感じのかなというふうに思えます。同僚議員とも重なるんですが、やはりこの農業政策に対して具体策がちょっと町は薄いんじゃないかというところで、何か具体的に策があるのか、もし案があるんでしたらお示しを願いたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 9番、加藤議員への質問にお答えします。

（仮称）田園都市構想は、まさに次の今度の年度で予算を取って研究をとということであります。また、農業のことにつきましても、正直、先ほどのように、かなり構造的に随分長年の間に後継者問題も含めてあるいは用水様々な問題がありますので、今、じゃ、どういう有効な手だてがきれいな形で出てくるかという非常に私、難しいと思っています。ただ、本気になって、この例えば3年なら3年の間に真剣になって考えないと、本当にもう後継者がいない中で、どんどん現役世代が先ほどのように単純に上にぼんと上がって、その人たちが歳を取っていなくなるという今そんな状態ですから、今やらざるを得ないということをやっているといえますか、今度、とにかく本気になって農業振興課つくって、今までなかなかできなかったことをやってみようと、ざっくり言うとそんなところですよ。

その中で、今、矢吹の中に若い人たち、それからこれからやろうとする人たちが何を求めている、その環境整備が町として、あるいは、2つ分かれているので大変なかなか難しいんですが、JAさんであるとか土地改良区であるとかあいつたところと併せて何ができるか、1回とにかくやってみよう。こういう場で言うにはあまりにもざっくりした言い方ですけども、しかし、今はとにかく、もしかすると最後のチャンスかもしれないというふうに思っています。今の時期を外してしまっ、今頑張っている人たちがもうどんどん引退してしまっ後は、もうやるということが地元において見ておられる方、結構恐らく同じような感触を持たれると思うんですが、恐らく今しかない、だからやると。その中では、本当に皆さんにお知恵を借りながら、本当に再生の絵が描けるのかどうかも正直分からないというのが私はそんなに簡単ではないと思っています。ただ、今しかできない、やるんなら今しかない。だから、その中で、田園都市構想のほうも白山のように、今もほかになかなか用途がないところについて誘致であったり様々なことをやって、とにかく共同体を壊さないように様々なことをやっていくということの一つ一つ考えていかなくちゃいかんのかなというふうに思っているんですね。

あれですね、高久議員のときに話したんですが、農業振興課つくりました。じゃ、将来の絵というのはどう
いうのが考えられるか出してくださいと言うと、恐らくそういうものはないですね。皆さん持っていないと
思います。だから、今から本当にやるしかないんですが、そのあたり、皆さんのお知恵も、あるいは様々な地
元で大変、こういう方がいるというのがあったらどンドン紹介していただいて、市でとにかく皆さんの知恵を
集めてやってみるしかないと思います。やってみてやってみて駄目だった場合は、一旦目先を変えるのかなと
思っていますけれどもね。とにかく本気になってやってみようというふうには思っています。いや、こういう
答弁を議会ですべていいのかなとちょっと思いますけれども、ただ、農業についてはそれだけ私は難しい問
題だと本当思っています。こんな回答で大変申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 具体案とかいつまでにお示しできるのかと聞きたかったんですが、先ほどの答弁でやめ
ます。

それでは、この中に、2ページのところに農業振興地域の見直しという文言が入っております。これ、私質
問すると、来年度にはと、再来年にはとこのを2回ぐらい繰り返されたんですが、その辺、どのような予定
かお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） それでは、9番、加藤議員の再質問にお答えさせていた
できます。

この農振地域の見直しでございますが、本来、今年度中には一応やりたいということで進めておりました。
これはちょっと言い訳になってしまうんですが、災害対応とかいろいろちょっとありまして、コロナ対応もあ
りましたが、今年中はちょっと難しい状況でございます。来年度中には、こちらのほうをお示しできるように
進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 来年度中に確定するということがよろしいですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 9番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

今の現時点では極力進めていきたいというふうには思っておりますが、なかなかボリュームのある作業でござ
いますので、明言はちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、この新田園都市構想、確かに企業誘致や工場が来るとかもあるんでしょうが、やはりこのデジタル社会への対応をということで、テレワーク、オンライン、サテライトオフィスやワーキングといったこれが企業誘致とかのメインになるのかなというふうにも思いますが、その辺は町長どうでしょう、どのような。農業よりはまだ見通しがつきそうな感じがするんですが、よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 9番、加藤議員の質問にお答えします。

あれですね、「新田園都市構想」を言い換えて「デジタル田園タウン」みたいなことを言っていますので、今まさに、これまでも若干言っていましたけれども、そういえば、芳賀議員の質問にアフターコロナのまちづくりの在り方みたいな話ありましたね。あれにはちゃんとたしかまだ答えていない、要するになかなか見えないんで、だったと思いますけれども、答えるとすればそういうことかなと。アフターコロナできちんとまちづくりをやっていくとすれば、ワクチン等でしっかりとコロナがかなり収まってくれば元の生活をかなり取り戻せますが、恐らく戻らないので、その中でやっていくとすれば、様々なところでオンラインでやるとか、様々な形で今までと違ったやり方をやらなくちゃいけないだろうと。

その中で、さっきのテレワーク、あるいはサテライトオフィスであるとか、それからテレワークのまかに移住、そして東京から大阪から本社がこちらに一部、特に管理部門なんかやってくるであるとか様々な機会を捉えて、そういうことを捉えてつくり上げていくことで、デジタル田園タウンとして単に工場誘致でなくてそういったことで、例えば移住してくる人にも、今までだと昔のようとにかく私のように、例えばセブンイレブンで働いていたというか、要するにそれだけ長時間労働していましたみたいな世界でなくて、矢吹にいてテレワーク移住すれば、朝は起きて取れたての野菜を自分で育てたのを食べながら、一部、例えば町の何とかに出荷したりしながら、そしてまたそういう非常に豊かな生活が営めるよとか、いろんなことが、そういう新しいライフスタイルみたいなものも提供できるかと思うんですが、そういう中で、若い人たちに本当テレワーク移住をしてもらうというようなことも含めているんな、とにかくみんなで絵を描くのかなと思っています。

デジタル田園タウンのような話はちょっと、今の後段の話はちょっと余計な話だったですね。まさに、コロナ後に大きく変わってくる中でチャンスをつかんで、企業、働く場所、そして人にやっぱり来てもらうと。そういう町をつくるその前段で、やっぱりデジタル田園タウンと言うからには様々な高速通信なりに対応できるだけのインフラを整えなくちゃいけないんで、それはほかの町がどういうふうにしていくかというのもそれを一歩先を行かなくちゃいけないんですが、そういうのも含めてやっていくことかと思っています。多少雲をつかむような話ですが、こんなときは大抵雲をつかむような話ですんで、これ皆さんとまたお知恵を借りながらやっていきたいと思っています。私も全力で情報収集に努めながら、これがどれだけ具体的に実現できるかを検証しながらちょっとやっていきたいと思っています。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 最後の質問、道路整備計画網について質問します。

答弁には、重要な作業の一つであるということでしたが、今回、都市計画道路というのが見直しされました。その際には、これ半年か1年ぐらいで作成されたのかと思いますが、こちらに関しては2年かかるということで、実はこれ、4号線に絡むとかなり重要な案件じゃないかと思うんですが、その辺ちょっと前倒してやるつもりあるかどうか、ちょっと1点お聞きしたいんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。

今回計画しております道路網整備計画、前倒しでできないかということなんですが、まず都市計画道路の見直しも、実際、半年ではなくて2年以上かかっています。その前から準備をして、調査をして、今回見直しが決定した状況でございます。あわせて、都市計画道路については、都市計画審議会であつたりそういった手続があつたということで、そういった手続もございます。そういう中で、今回の矢吹町の道路網整備計画については、こちら法的な規定があるわけではなくて、町の将来の道路計画を青写真的なものを示すということなので。

ただ、そうはいつでも、やはり今回、しっかり時間をかけてつくりたいというのは、加藤議員もおっしゃっているように、様々なその意見をいただいた中で、住民の皆さんの意見、あとは当然議会の皆さんも意見をいただいた上で、それも計画スパンをどのぐらいにするのか、二、三十年、50年、100年とありますけれども、どのぐらいのスパンで計画をするのかであつたり、計画は何でもそうですけれども、将来的には実現性がないような計画では計画の意味がございませんので、それには町の将来的な財政とかいう部分もありますし、じゃ、果たして町の財政の中で道路予算にどれだけ投入できるのか、様々な財政の部分も踏まえながらの計画づくりとなりますので、最低でも2年はかかるのかなというふうに考えております。皆さんに合意いただいた中で取りまとめたいというふうに考えておりますので、しっかりと時間をかけて丁寧に準備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 私がなぜ、これちょっと急がなくちゃいけないよねと言っているのは、この4号線の拡幅が絡むというのがあります。4号線ができた後にそういった道路を通そうとか造ろうとか言っていると、かなり困難が生じますので、できればその前に今の道路とか拡幅するんであれば拡幅する案を提示しておけば、交差点協議等にも入りやすいのかなというふうに思います。それで提案をさせていただいているんですが、これ、特に規制のない計画ということでございましたが、これを造る場合は都市整備課さんが主体になって造るんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。

今回のこの整備計画の作成主体になりますのは当然都市整備課が主体となって策定をしていきますが、当然庁内の関係各課との協議も必要ですし、あともまずは住民の皆さんの意見、あと議会の皆さんも意見を取り入れながら策定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 都市計画道路の見直しが2年前から行われていたというのであれば、できればこれも一緒にやってほしかったんですが、なぜその辺ができなかったのかご説明できればお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。

なぜ、都市計画道路の見直しと一緒にできなかったのかということですが、確かに併せてスタートができれば、より整合性の取れた計画になったかと思いますが、国道4号についてもずっと要望してきた中で最近動き出したということもございますし、あとはもう一つは、やはり一番は、そこまでやはり担当課として十分な手が回らないような状況であったということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○9番（加藤宏樹君） 以上で質問を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、9番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（午後 5時46分）

令和 3 年 3 月 1 6 日（火曜日）

（第 3 号）

令和3年第426回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年3月16日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 承認第6号 議案の訂正について

日程第3 総括質疑

日程第4 議案、陳情の付託

議案第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号

陳情第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君

会計管理者兼
総合窓口課長 小 針 良 光 君 保健福祉課長 泉 川 稔 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長 佐 藤 浩 彦 君 都市整備課長 福 田 和 也 君

教育次長兼
教育振興課長 阿 部 正 人 君 子育て支援
課 長 国 井 淳 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、1番、芳賀慎也君より、葬儀参列のため午前中欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

また、町長より、本日、藤田豊副町長が葬儀参列のため途中から欠席する旨の届出がありましたので、併せてご報告申し上げます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（角田秀明君） 通告6番、13番、安井敬博君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

傍聴にお越しの皆さん、いつも大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きな項目で3点ございます。

まず1つ目の質問でございますが、公共施設等総合管理計画個別計画の策定状況についてであります。

公共施設等、内訳といたしましては道路、橋梁、上下水道のインフラ資産及び庁舎や図書館、校舎等、いわゆる箱物資産、その他の老朽化に対しまして、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等と費用の増加に対し、どのように対処していくべきかを企画することを目的として、矢吹町公共施設等総合管理計画が平成28年3月に策定され、平成31年3月に改定がされております。この改定されたもの、中身を読みますと、全ての公共施設、インフラ施設を保有し続けた場合、今後40年間で約970億円が必要となり、年平均といたしますと約24億円が必要となっているということが記載されております。これまでの更新費用と比較しても約2倍、昨日の同僚議員の質問でも同様のことが質問されまして、答弁の中でもこれまでの更新費用は11億円であるということから、その差が毎年13億円あるという、それがこれからこれをどう縮減していくかということが課題となっているわけでありまして。この住民サービスを維持しながら費用の縮減を図るためにも、個々の施設ごとの維持管理計画である公共施設等総合管理計画個別計画は必要不可欠であり、急務であると考えます。

そこで質問であります。

1 番目としては、矢吹町複合施設など、平成31年の改定後に公共施設等の更新等が行われています。この現状を反映いたしました改定版の作成がさらに必要であると思いますが、お考えを伺います。

2 番目といたしまして、公共施設等総合管理計画個別計画の策定状況は、現在どのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

3 番目といたしまして、この個別計画策定に当たっては、いろんな施設が入っているわけです、利用者の方、そういった方の意見も聞かなくてはいけないと思います。そこで、少なくとも住民等への説明会やパブリックコメントを実施していきながら、個々の施設の整備や今後の在り方について検討していくことが必要であると考えますが、お考えを伺います。

続きまして、2 番目の質問であります。

滝八幡公園の復旧についてであります。

これまでも何度も質問させていただいたところでありまして、また質問させていただくことは大変心苦しいのでありますが、現状をやはり考えますと、これは続けていかななくてはいけないと思ひまして、また質問させていただいております。

東日本大震災から10年の節目を迎えました。3月11日でちょうど10年。しかしながら、この東日本大震災で被災をして、現在使えなくなっている公園があります。滝八幡公園でありますけれども、この滝八幡公園は、東日本大震災で隣接する住宅地の擁壁が傾いたことで、いまだに使用できない状況にあります。近隣の住民からも児童の遊び場がなく困っていることや、災害時に被害がさらに及ばないか、そういった不安の声が長年にわたり上げられてきました。地元区長さんからも上げられてきたということでもあります。

そのような現状を踏まえまして質問をさせていただきます。

1 つ目といたしましては、公共施設が長年使用できない状況をどう考えているのかを伺いたいと思います。

2 番目としたしまして、町は擁壁の修復は地権者が行うものとして、地権者との交渉を続けるとしてきました。これまでもそういったご答弁、報告等いただいておりますけれども、現状において交渉の経過と進展があったのかどうか伺いたいと思います。

3 番目といたしまして、地権者が修復を行わない、行えない事情があるのであれば、これインフラでありますから、公共施設ありますから、そういったものに対して社会資本整備総合交付金等の活用や、まずは町の費用で撤去を行って、後に地権者に対して費用の請求を行う代執行等も考えるべきではないかということ、この点についてお考えを伺いたいと思います。

最後、3 つ目の質問であります。

社会教育施設の充実についてということでもあります。

社会教育施設といいますと、図書館であったり、公民館であったり、そういったものがあります。社会教育基本法というもので定められておりますけれども、この社会教育基本法には、国及び地方公共団体の任務として、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得られるような環境を醸成するように努めなければならない。」などと定められております。

一方、この矢吹町において、複合施設が昨年供用開始されました。まだ正式なオープンではないところであ

りますけれども、コロナ禍の影響でそういったことになっておりますけれども。この旧中央公民館とそれから旧図書館、こういった施設の代替として、それらを併せたものとしてこの複合施設が供用開始されたわけでありまして、旧図書館、旧中央公民館が閉館したことによって、一方ではこの複合施設、便利になりましたと喜ぶ方がおりますけれども、一方で、旧図書館や旧中央公民館が閉館してしまったことで、遠くなったとか、様々な不便さを訴える方も多くなっております。コロナ禍の影響で仕方ないということもありますけれども、今の複合施設の利用人数が半分に制限されている、そういったことから、旧施設も使ったらどうだと、こういった声も聞かれるわけでありまして。

また、これまでも過去において、この議会の中で先輩議員等も質問されておりましたけれども、この旧図書館や旧中央公民館については、例えば子育ての支援の施設、児童クラブ等運営できるような児童館ですとか、図書館もまだまだあちらだけではなくて分館としての機能を果たしてもいいのではないかと、また、歴史民俗資料館としての活用、それから、東側地区には人口が密集しているにもかかわらず公民館というもの、それから集会所というものがないということで、これは八幡町ですとかそういったところの話でありますけれども、八幡町の集会所等としても活用してしてほしい、こういった様々な声が上がっております。また、運営に対して利用者の意見を取り入れてほしいという声も上がっております。

そこで質問をさせていただきますが、1つ目といたしまして、歴史民俗資料館、児童館、公民館等としての活用を要望する声もあるが、旧図書館と旧中央公民館の今後の利用計画はどうなっているのかをお尋ねいたします。

2番目といたしまして、旧中央公民館は耐震性能など建築基準法等の問題はないのかお伺いいたします。

3番目といたしまして、利用者の意見を反映するためにも図書館法第14条第1項の規定に基づいて、図書館の利用者を含めた委員により構成する矢吹町図書館協議会の設置が必要と思いますが、お考えを伺いたいと思います。

以上3点、ご答弁のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴の皆さん、大変お忙しい中ありがとうございます。励みになります。よろしくお願いいたします。

それでは、13番、安井議員の質問にお答えします。

初めに、矢吹町公共施設等総合管理計画の改定についてのおたがでございます。

加藤議員への答弁と一部重複いたしますが、総合管理計画につきましては、国のインフラ長寿命化計画が今年度中に見直される予定であること、また、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改定について等を踏まえまして、令和3年度中に個別施設計画等を反映した計画の見直しを行う予定であります。

見直しに当たっては、個別施設計画の策定に伴いまして実施した点検・診断や計画に記載した対策の内容等を反映し、中長期の維持管理、更新費の見直し等を精緻化するとともに、施設の有効利用、有効活用、民間ノウハウの活用等による維持管理費の抑制と財政負担の軽減など、適正管理に取り組むことによる効果を示し、

全庁的な取組体制の構築やP D C Aサイクルの確立など推進体制の充実を図ってまいります。

なお、令和3年度当初予算において、改定に係る関係事業費を計上させていただいているところであります。ご理解と御協力をお願いいたします。

次に、個別施設計画の策定状況についてのおただしでございます。

個別施設計画の策定につきましては、国が示すロードマップで、今年度が策定要請期限として示されておりますが、本町のこれまでの策定状況につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画、これに基づきまして、平成25年度に公営住宅及び公園、平成28年度に下水道施設、平成29年度に庁舎施設、学校教育施設及び橋梁、令和元年度に保健福祉施設を対象に策定に取り組んできたところであります。

また、現在は、集会施設、社会教育施設、体育施設、幼稚園施設、産業系施設、道路、水道施設の策定を進めておりまして、今年度内の策定完了を目指し、重点的かつ計画的に推進しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住民説明会やパブリックコメントの実施についてのおただしでございます。

矢吹町公共施設等総合管理計画の改定等、本町における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、今後のまちづくりの在り方に大きく関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等につきまして、事業実施段階ではなく、総合管理計画の改定段階から町民の皆様や議員の皆様へ丁寧な説明を行いながら進めていくことが重要であると認識しております。

また、施設を利用される町民の皆様と町が公共施設等に関する現状や課題、問題点等を共有することで、安全・安心でさらに利用しやすい施設整備を図ることができると考えております。

なお、改定案ができた段階で、地域住民等への説明会やパブリックコメント等を実施しまして、十分に協議を重ねながら住民や議会との相互理解を深めまして、皆様の意見等を反映するよう努めてまいります。

今後も、広報やホームページ等による積極的な情報公開に努めるとともに、改定に当たっては、議員の皆様随時説明させていただきたいと、かように考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、滝八幡公園の整備についてのおただしがございました。

これについて、滝八幡公園は、昭和57年に民間事業者の開発行為による宅地分譲の際に整備された緑地でございます。町が公園として維持管理し、近隣の子供たちの遊び場として利用されておりました。

これまで、過去の一般質問における答弁のとおり、東日本大震災により本公園に隣接する個人所有地の擁壁が公園用地へ傾き、公園として利用することが危険な状況だということで、震災以後公園を封鎖し、立入禁止の措置を実施しております。

現在もバリケードやロープ等で封鎖しておりまして、定期的に立入禁止の規制状況の確認とロープ等の補修や規制等の安全確認を行っております。

また、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震後においても、擁壁の傾きを目視により点検し、以前と大きな変化が見られないことを確認しております。

町といたしましても、地域住民の憩いの場となる公園が必要であると認識しておりまして、滝八幡公園の代替機能を確保するため、三十三観音史跡公園への遊具の設置なども検討しましたが、公園の性質として四季折々の花木あるいは風景をゆっくり散策するという利用者が多くおられまして、遊具等の設置がふさわしいの

か、また、周辺には人家も少ないということもありまして防犯対策も含めた検討も必要であるということで、これらの問題を解決するため検討を行っているところでございます。

町といたしましても、公園を含めて子供たちが外で遊べる空間は非常に重要であると考えておりまして、十三観音史跡公園についても、子供たちの遊び場としての可能性も含めて、今後検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地権者との交渉の経過と進展についてのおただしであります。これまで数回にわたり面会及び電話等による擁壁の撤去、復旧の要請をしており、直近では令和2年5月19日に電話で連絡をしております。

地権者からは、資金調達が困難である等の理由により、擁壁の撤去については現在も対応できていない状況であるとの回答をいただいております。

今後も土地を所有する地権者に対しましては、継続的に連絡を取り、公園利用に関する地区からの要望を伝えるとともに、危険な状況の改善を要請するなど、協議を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、社会資本整備総合交付金等の活用や行政代執行についてのおただしでございます。

社会資本整備総合交付金につきましては、地方公共団体等が行う社会資本の整備、その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的に創設された交付金事業であります。

滝八幡公園に隣接する擁壁の復旧につきましては、個人の所有物であるということから、社会資本整備交付金の目的には該当しておらず、また、その他の補助金等の活用も調査しましたが、難しい状況であります。

そして、行政代執行につきましては、平成29年当時に、町の顧問弁護士に相談しており、道路や鉄道、滑走路など不特定の住民に対して生活に密着した事案であること、また緊急性や重要性が執行の判断基準になっているとの回答を得ております。

なお、行政代執行をした場合の課題として、地権者からは資金の調達が困難であるとの回答を得ております。費用の回収が見込めない可能性が高く、公金を充てることについて慎重な判断が求められているということから、いまだ修復に向けた方向性を検討している状況であります。

町といたしましても、地域の公園としての機能が果たせておらず、現段階では改善のめども立っておりませんが、今後も引き続き地権者への継続した要請を行い、現在の状況が改善できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への私からの答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 皆さん、おはようございます。

それでは、13番、安井議員の質問にお答えします。

初めに、旧図書館、旧中央公民館の今後の利用計画についてのおただしであります。現在、教育委員会では旧図書館、旧中央公民館を含めた社会教育施設の劣化状況調査を行い、将来の改修に係る費用の平準化、費

用削減に向けた取組等を明らかにする長寿命化計画の策定を、今年度末の完成を目指し進めております。

旧図書館は、長寿命化計画に基づいた維持管理を適切に行うことにより、再利用することができる施設であると考えておりますが、一方で、旧中央公民館については、耐震性の問題やアスベストが施設内に吹きつけられていることから施設自体の利活用は難しいものと考えております。具体的な利用計画につきましては、長寿命化計画の結果に基づき検討を深めることとなりますが、令和3年度は社会教育施設跡地利用検討事業として位置づけし、行政財産、普通財産としての利活用策など、皆様のご意見をいただきながら幅広い角度で検討を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧中央公民館の耐震性能についてのおただしであります。加藤議員への町長答弁と重複いたしますが、旧中央公民館につきましては、東日本大震災による影響として内外壁にクラック等が生じたものの、そのほか大きな被害はありませんでしたが、旧耐震基準で建築された施設であるため、利用者の安全・安心の確保の観点から平成25年度に耐震診断を実施したところであります。耐震診断の結果では、安全性の基準となる目標性能目安Ⅰs値0.6は達成しておらず、震度6強から7の大地震が発生した場合には倒壊または崩壊する危険性が高いとの判断で判定でありました。その後、改めて耐震診断は行っておりませんが、現在、旧中央公民館の老朽化の状況や施設内部の劣化状況等を客観的に調査する長寿命化計画を策定しているところであります。

このように旧中央公民館につきましては、大地震が発生した場合、危険性が高い施設であることから、仮に当該施設を利活用する場合には、アスベストの処理及び新耐震基準に基づく耐震改修工事等を実施し、建築基準法に適合させる必要があるなど、多額の費用と時間を要することが想定されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、図書館協議会の設置についてのおただしであります。本町では、平成元年の図書館開設に合わせて矢吹町図書館協議会を設置し、図書館運営等について協議をいただいていたところであります。その後、社会教育についての幅広い見地とともに本町の社会教育全体を統一的な視点で審議を行うことを目的に、平成19年に図書館、公民館、文化センター、ふるさとの森芸術村に関する審議会等を矢吹町文化振興審議会へ統合し、現在は同審議会が図書館協議会の役割を担っているところであります。

また、複合施設の開館に伴い、4つの機能の効果的な連携、複合施設の管理、運営に対する利用者意見の反映と継続的な検証、評価を行うため、今年度新たに矢吹町複合施設運営会議を設置したところであります。

本会議につきましては、これまで以上に利用者視点による検討が深められるよう、社会教育委員の会、文化振興審議会、寿大学、公民館利用者、図書館利用者、子育て世代活動支援利用者の9名で構成しており、第1回目の会議を昨年12月24日に、第2回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、2月に書面にて開催いたしました。委員の皆様からは、複合施設利用者の増加や満足度向上に向けて図書館利用を見込んだ開館時間や各施設の利用料金、施設の安全対策等のご意見をいただきました。また、利用者アンケートによる継続的な意見集約の必要性とアンケート項目内容や様式についてのご意見もいただき、複合施設内へ利用者アンケートコーナーを設置したところであります。

議員おただしのとおり、図書館をはじめ施設運営に当たっては多くの皆様のご意見を把握するとともに、それらに対して十分な検討が深められる必要があります。そうした意味では、今年度新たに設置した矢吹町複合施設運営会議がその役割を担っていただく組織であり、今後も多くの方に多面的に利用される施設を目指し、

継続的に施設運営の改善を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、順番ちょっと前後いたしますけれども、最初に社会教育施設の充実についてということで、再質問したいと思います。

まず、図書館の耐震性能上の問題等があるということで、これは平成25年度に耐震診断を実施したということでもありますけれども、その後、複合施設ができるまでの間というのは、図書館ではなくてすみません、失礼いたしました、旧中央公民館ですね、耐震の実施をしたということですが、その後、複合施設が開館するまでの間というのは、この中央公民館は使われていたわけですが、これはこういった耐震性能上の問題があっても使うことができたということでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

昨日も加藤議員から同様の質問がありまして、耐震どうなのかということで、一番低い数字としては0.289という数字が出ております。そういう状況で、町民の皆様にご利用に供していいのかというご意見もありますけれども、やはり東日本大震災での被災状況が壁等のクラックぐらいの程度で済んでいる、また今回の福島県沖の地震でも特に影響がなかったということからも、行政としては正しくない選択かもしれませんが、やはり複合施設の整備までは使っていただくことで町民の皆さんに喜んでいただけたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ご答弁いただいたとおりだと思いました。

それで、今の現状、複合施設のほうがコロナ禍の影響によりまして、利用人数が制限されているということでありまして、KOKOTTOホール、一番大きなホールでありますけれども、そこでも200人の定員でありまして、それが100名まで制限されているということ。また、会議室においても、15名の会議室がそれが半分ということで、厳密にやられているかどうかは分かりませんが、10名以下の利用になっているというように、かなり今、これまでの寿大学の利用者の方々、また様々なサークル等の利用だけでもかなり厳しい状況になっていて、一般の方の使える状況も少なくなっているということで、中央公民館、これからいろんな計画とか、また今回は予算でも跡地利用等の計画を立てるというようなことになってはいますけれども、当面の間、コロナ禍の影響もありますので、中央公民館のほうを集会施設等として使用することはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

旧中央公民館について、現時点で利用はできないかということにつきましては、警備ですとかいろいろ、これまでやってきた委託業務について既に終了させております。ですけれども、今おっしゃられたように、町民の皆さんが現時点コロナ禍で利用する施設が足りないという声が大きいようなことになれば、旧中央公民館だけでなくほかの施設を利用することも含めまして、教育委員会としては考えなくてはならないというふうに考えております。

あと、コロナのワクチン接種の関係がありまして、文化センターについて、昨日から一般の利用を制限しているところであります。その中で、ある社会教育団体のほうでは、文化センターでしか活動ができないということがありましたので、その団体のことも含め社会教育団体につきましては、夜間に限ってですけれども、大ホールの舞台のみ利用に供するというようなことをアナウンスさせております。全体的な社会教育活動を実践される方たちがコロナ禍で我慢をさせていただいているとは思いますが、本当に全く活動ができないというような状況は避けたいというふうに考えておりますので、今後の状況を見ながら教育委員会としては検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 当面の利用として、不便を来しているということでご理解いただいているということで、ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

先ほどのご答弁の中で、旧図書館についてはそういった耐震性能、それからアスベストの問題があるということで、利活用は難しいと考えていますということでした。これですね、昨日の同僚議員の質問と重複してしまうこともあるんですけれども、利活用は難しいということで、やはり費用面のことを考えてのことだと思っておりますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 13番、今、図書館と言ったんだけど。

○13番（安井敬博君） 失礼しました、訂正いたします。図書館ではなくて、中央公民館です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、耐震性が不足していること、あと老朽化が進んでいること、あとアスベストが含まれていること、この3つが要因で、今後の利用についてはやはり見合わせるしかないだろうという方向性で今、計画がまとめられております。

費用面ということでもありますけれども、平成26年、平成25年度に耐震診断を行った後に、アスベストの除去

と耐震補強についての設計をしておりますが、その段階でも、アスベストと耐震補強だけで税抜きで5,300万円余りの工事費の見積りが出ております。

あと、今回、長寿命化計画については、中間報告の段階でありますけれども、アスベストの除去と解体については、現時点では8,500万円程度の工事費が見込まれるような計画の最終報告になっております。経費としても、再利用するためにはこれにプラスアルファかかるということで巨額な経費がかかるわけです。ですけれども、複合施設を整備したということは、もう現時点での中央公民館については、教育施設としては利用しないということが前提になっているというふうに教育委員会では認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 費用面、具体的に費用面を示していただいたわけですが、この点、費用がこれだけかかる、再利用するには少なくともアスベスト除去5,300万円、長寿命化に8,500万円ということかかっています。当然、こういうお金はかかってくるものと思いますけれども、利用者である町民、住民の方はこういったことを知っているのかどうかということなんです。そういったことも十分お知らせしながら、また、お知らせするというのが広報でお知らせしたから知らせたということになるのではなくて、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、図書館の運営協議会、今、文化振興審議会へ統一して行っていたということでありましたけれども、そういった中でも意見をやはり聞く必要があるかと思えます。

それを基にして、その意見を、1番目の質問にも関連してきますけれども、全体の矢吹町の公共施設、そういったものを今後どうしていくかということで、13億円、今余計にかかっている実算でありますから、そういったものを含めながら、じゃ公民館もどうしていきましょう、旧図書館もどうしていきましょう、そういったことが必要かと思えますが、このことをぜひやっていただきたいと思うんです。ぜひお知らせをしていって町民の意見を聞いていく、こういったことが必要かなと思えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

先ほども教育長も答弁申し上げましたけれども、複合施設ができた後に、複合施設の運営会議を開催しております。その中でも、全体的な社会教育施設の在り方等についても協議していただきたいというふうに考えておりますけれども、教育員会といたしましては、社会教育委員の会あるいは文化振興審議会、そういったところで、全体的な社会教育施設も含めてですけれども、在り方についてはお考えいただきたいというふうに考えております。ただ、先ほど、結論のほうで申し上げましたように、昨日も経費の削減、町全体でのお話ありました。やはり公共施設総合管理計画の中でも24億円というところを示されている中で、どうやっていくかというところにつきましては、やはり廃止、統合というところが施設には必要だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 費用面のこともありますけれども、住民合意は大事だと思いますので、ぜひその辺を大事にしながら進めていっていただきたいと思います。中央公民館、旧図書館についても同様だと思います。様々意見出ておりますので、それを十分に聞いていって、どう活用するかもやっていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、この図書館の協議会のこと、これまでも私、何度も質問させていただいて大変恐縮ではありますが、図書館協議会というものは図書館法の第14条に規定されているんです。第14条から第16条までに規定されておりますけれども、第14条の条文を読みますと、「公立図書館に図書館協議会を置くことができる。2、図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機関とする」となっているんです。館長の諮問というのが、これまでどのようなものがあつたのかお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

諮問という形で、以前の図書館協議会あるいは現在の文化振興審議会社会教育委員の会等で、図書館長から諮問をして答申をいただくようなことはありませんでした。ただ、そういった形式的なものではなくて、図書館の運営については、やはりそういった審議会等での協議事項になってございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） これまで図書館長の諮問はなかったということでありました。形式的ということをおっしゃっていません。図書館法、またその関連する社会教育基本法に基づいて図書館や公民館というのは設置されているわけです。一番の役割といたしますのが、住民が学ぶということですね、そのことを助けるためにありますよということなんです。やはりその中で図書館長さんの役割は大変な重責だと思うんですけれども、利用者の方々からの声とか、利用状況を見ながら図書館をこれから先どうしていったらいいか、そういったことも意見を求めたりするということ、また町に対してもそういった提案をするということは必要になると思うんです。そういった意味では大変重要なものだと思います。これまで諮問等なかったということ、ちょっとその辺が役割として十分ではないのかなと思っております。

現在の矢吹町複合施設運営会議というものが、「社会教育委員の会、文化振興審議会、寿大学、公民館利用者、図書館利用者、子育て世代活用支援利用者の9名で構成しており」となっておりますけれども、この9名の内訳というものはどうなっているのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

今の9名の構成の所属といえますか、そういったところはお分かりだと思うんですけども、ご質問では個人名をという……

○13番（安井敬博君） 個人名ではないです。内訳を教えてください。

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） であれば、今、安井議員おっしゃったとおりのことの繰り返しになりますけれども、社会教育委員の会から1名、文化振興審議会から1名、寿大学から1名、公民館利用者から3名、図書館利用者2名、ミラクルステーション利用者1名の合計9名であります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 今、その内訳の人数を言っていただきました。図書館では2名、公民館では3名ということでしたけれども、図書館協議会の役割を考えると、ちょっと図書館の利用者が少ないのかななんて気はいたします。やはり、この図書館法の規定にあるとおり、もうちょっと人数、人数の規定はありませんけれども、様々な方、学識経験者も含めていますけれども、そういった方々の意見を聞くような形に持っていくほうが、私はよいのではないかなと考えております。そういったことも検討に含めていただくということです。ぜひ図書館の利用者の声が反映させるような形にしていきたい、本旨を十分理解していただきたいと思っております。次の質問に移りたいと思っております。

公園の問題にいきます。

滝八幡公園の問題、これまでも関係課長さんとまた関係職員の皆さん、地権者の方の問題、多分に大きいところで交渉等を行って、大変なご苦労をされているということは、私も認識しているところでありますけれども、やはりこれ公園なんです。町の施設でもあり、地域の重要な施設なんです。これが使えないという状況をこのままにしていいていいのかという点がやはりあるんです。

その点、町長のお考えはどうなんでしょうか。町長、ぜひお答えいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 安井議員の追加質問にお答えします。

滝八幡のこの公園の件は、答弁でお答えしましたとおり、私有地、私の財産のほうの非常に難しい問題が絡んでおまして、かついろいろご説明しましたように、様々な問題がございます。様々なアプローチをしていますが、先ほどのように、率直に言って行き詰まっている状況かなというふうに私も思っております。

非常に大事な公園が1つ、10年間、さきの大震災のとき以来、事実上使えない状態になっているということは大変重い話だというふうに、私も受け止めておりますので。先ほどご説明したように非常に難しい条件があるんです。ご提案いただきました代執行であるとか、様々なことをやろうとしても非常に難しい、ご本人もなかなかやるに当たっても融資なりそれを使ってやることについても難しい、資金調達困難と言っております。ただ、やはりこの重要性に鑑みまして、ここをどうするかについてやや踏み込んだ形で、担当セクションのほうに検討を進めるようにということで指示をしたいと思っております。

これについては、いろいろ皆様からの実際現地におられる方々の様々なお知恵も借りなくてはいけないかと思いますが、まずは踏み込んで検討かと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

現状も十分理解していただいている、踏み込んで検討を進めていくというようなことをいただいたことで、前進するのかなとは思っております。滝八幡公園、例えばその隣接地、このままずっと資金の問題で交渉を続けていくけれども、またお金がなくてできません、その繰り返しになってしまうのは公共用地の活用ができないわけですから、その辺はやはり進めていく必要があるかなとは思っています。もちろん町長も同じお考えであるということは、今のご答弁で分かりました。

例えば、隣接する用地を公共用地として取得していった、近所の滝八幡の集会所等の老朽化、これから進んでくるわけですから、そのときの建て替えのときに充てるとか、あとは、滝八幡の三十三観音公園は、景観上の関係から遊具等の設置等も慎重に進めなければならないというふうな趣旨のこともお答えいただいておりますので、そういったことと言えば、児童の遊び場やその地域のためになる施設ということで購入するというようなことも考えられるのではないかなと思っておりますが、そういった検討をすることのお考えはないかお尋ねしたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

東日本大震災から10年が経過いたします。10年間なかなか進展がない状況ということで、公園担当課としても大変申し訳なく思っております。改めて、安井議員からのご指摘もありますが、様々な選択肢について再度踏み込んだ形で、今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） これやはり、この滝八幡公園、震災で崩れた状況で残されているということであれば、矢吹町全体が復興したことにならないと言っても過言ではないかなと私は考えておりますので、ぜひ、今、検討も進めていただけるということでしたので、地元の区長さん等も交えながら、また町全体との計画とも併せてぜひ進めていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

公共施設等総合管理計画の個別計画でありますけれども、これ出来上がるのが今年度末ということなんですけれども、今年度末ということになりますと、あと15日余りなんですけれども、もうほとんど出来上がっているものと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ほとんど出来上がっているかどうかのお話でございますけれども、まだ報告を受けておりませんので、そこまでの確認はしておりません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 今年度末に出来上がるというものが、まだ、残り15日余りしかないんですけども、それが、お答えいただけない事情があるのかどうか分かりませんが、個別の施設がどうなっていくのかというのが、今住民にとっては最大の関心事なんです。特に、先ほどの質問にありましたように、旧施設の活用とかそういったもの、また学校が統廃合されるのかどうかとか、いろんなことがあるわけです。見込みとしてどうなんでしょうか、しっかり今年度中に提示されるものなんでしょうか。改めてお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

今年度中にというところで、各課、鋭意、策定作業に努めておりますので、その辺は間違いないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） その辺は確認のためにお尋ねいたしましたが、今年度中に出していただけるものと思いますので、またその出た後、それを町民に公表していくことが大事かと思っておりますけれども、それをどのような手法をもってやられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

どのような手段を使って公表していくかのおただしでございますが、計画書はかなりのボリュームがありますので、まずホームページにアップしたいと考えております。それで、今回、全体として公共施設総合管理計画の改定も行う予定もしておりますので、それで答弁いたしましたとおり、住民の方からも当然、利用者の方にも説明を行いたいというところで考えておりますので、その辺、分かりやすい概要版などをつくりたいと思っておりますので、その中で、利用者の意見などをお伺いしながら、ぜひ改定版については反映させていき

たいということ考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 大変ボリュームのあるものになるということは承知しておりますけれども、その辺も含めて、まずは出来上がった住民の目に触れるところに公開するということが必要であると考えます。いつ頃、その概要版も含めてですけれども、公開等を行うのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

公表する時期とかそういったご質問でございましたが、昨日も答弁しましたとおり、その整理をするに当たって、国から示されている内容の精査であったり、そういったところも踏まえた中で改定版をつくりたいと思っておりますので、ある程度のお時間を頂戴したいと思っております。昨日も答弁しましたとおり、できるだけ速やかにそのような公開に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ちょっと私お聞きしたかったのは改定版の公開の話ではなくて、作成の話ではなくて、個別計画です。これが3月、今年度に出来上がるということですので、その辺はいつ頃、まずできるだけ早く公開していただいて、住民の意見をいただくことが必要かと思いますが、それはいつ頃をお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

個別計画について、いつ頃公開できるのかというところでございますが、まだ個別計画について仕上がりもまだ確認していない状況ではありますので、各課とその状況をちょっと協議させていただいた後、速やかに公開したいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ぜひ公開のほう速やかにしていただきたいと思っております。個別計画が出来上がったことで、その内容を基にして総合計画の改定版、二度目の改定になるのかなと思っておりますけれども、そちらのほうに反映させながら改定版もつくっていくということでありましたけれども、結局その改定版というのは個々の施設、個々の施設といいますが、学校でいえば校舎ごとであったりとか、そういったものも個々の施設となって

いましたけれども、そういったことでいうと先ほどの公園でありますとか、それからあとは集会施設であったり、公民館であったり、図書館であったり、そういったものがこれからどうなっていくかということが、町民の皆さんの最大の関心事であるわけです。

一方で、更新費用、このままでいくと970億円かかるという、こういう大変な問題も、町民の皆さんと一緒に考えてもらう必要があると思うんです。それを考えますと、改定版をつくる前、実は個別計画の段階で一つ一つの施設について住民の意見を聞く場が必要であったかなと思うんです。これ、矢吹町でも何年か前に議会のほうで研修に行きました。埼玉県瑞穂町ですか、そういったところでは、個別の施設はこういったものがありますよ、こういった更新費用かかりますよという中で、何度も何度も集まりを持って、住民の意見を取り入れているわけです。こういった手法がこれから必要なのではないかなと思います。これは本当に住民の意見を聞きながら、どの施設を残していこうとか、これは絶対必要だとかという、そういう考えになると思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

個別計画の時点から、そういった説明なり、反映していくというところでやっている自治体もあるということとは承知しております。本町の場合、全て取りまとめができた段階で、たたき台の段階から住民の方にご説明をして、それで成案となる中で、できる限り反映していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 住民の方を巻き込んでいく、巻き込むと言うとちょっと言葉悪いですけども、長野県阿智村ですとか、それから生駒市なんかでは、住民の方が様々な町政の課題について関わっていくというような住民参画の仕組みができております。今、職員の皆さんも、コロナ禍であったり、震災の問題であったり、昨年のも水害の問題であったりとか、様々な仕事を抱えている中で、住民の皆さんに関わってもらって施設計画をつくっていくということは、みんなで作るという言い方と、役場の中のいろんな効率化とかそういったものにも役立ちますでしょうし、それから仕事が集中していつか体を壊すといったことの解決にもなるかと思っております。そういったことをぜひ踏まえながら、住民参画の仕組みをぜひつくっていただきたいと思っております。

そのことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時20分からです。よろしくお祈りいたします。

（午前11時07分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴に来ていただきまして町政に関心を持ってもらえますと、うれしく思っております。皆様方の傍聴の行為に敬意を表するとともに、感謝を申し述べます。ありがとうございます。

それでは、通告書に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

大きくは3点ございますが、1点目から質問させていただきます。

まず財務関係、特に入札等についてお尋ねをいたします。

公共機関が民間業者に向けて業務を発注する調達制度として入札制度があります。事業等の業務、発注は、その財源が税金によって賄われるものであるため、よりよいもの、より安いものを入札で調達すべきであり、当然ながら公平、公正かつ透明性が求められます。

地方自治法第2条14項におきましては、なるべく安い経費でもって最大の効果があるような文言が書いてありまして、そのような発注が求められているということが分かります。

まず、1点目としましては、入札状況について、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の件数、また競争入札における落札率の直近5年間における経年的推移、競争性に関する見解を尋ねるものであります。

なお、随意契約に関しましては、多々ありますので、土木費等の工事費というようなところに限らせて答弁のほうをお願いしてあります。

次に2点目としましては、予定価格5,000万円未満の工事または請負について、直近5年間における落札金額を超えて支払われた契約の件数と契約先、明細をお示し願うということでございます。5,000万円を超えたものについては、議会での承認が必要となりますので、私どもも議員も理解できるんですが、5,000万円未満のもので落札した金額以上に支払われている、つまり変更契約がなされているものについては知り得るすべがないものですから、そういったものについてお尋ねをしております。

そして3番目としましては、また直近5年間において、競争入札での落札者における落札件数と、そのうち繰越明許費として繰り越された事業件数を、落札者別にお示し願うというような内容でございます。

次に、大項目2番としまして、道の駅事業についてお尋ねをすところでは、

道の駅事業に関しては、多額の交付金、事業費が組み込まれ、商品開発、ブランド化など様々なソフト面での事業が含まれていました。

その中で（1）今年度における道の駅やぶき地域協議会の活動や、各種ソフト事業の動向と今後についてお尋ねをすところでは、

2番目として、平成29年度道の駅やぶき地域協議会の決算収支報告では、報告書と収支明細の不適合というよりも、不具合ですか、いわゆる明細と報告書の金額が違っているというようなものが見られました。当然、見込書でのものでもございましたが、百条委員会の実務調査において見つけられまして、それが平成29年から2年ほど、令和2年ですからおよそ2年半ぐらいたっております。それらのものが昨年10月に検証、精査されまして、収支明細と報告の金額が合致はしましたけれども、およそ2年半もの間のこのような合わない数字の記載、不実記載というふうに書きましたが、どのように対処されたのか、どのような扱いになるのかをお尋ねするということでございます。

3点目としまして、交付金、補助金の原資は税金であります。公金の取扱い、補助金の取扱い等の規定に反する行為はなかったのかを伺うところでございます。

そして、大項目3点目になりますが、コロナ禍の影響下での財政運営についてお尋ねをいたします。

コロナ禍による地方財政への影響が懸念されております。2008年に発生したリーマンショック後の地方財政を例に取れば、国はおよそ9年間、地方交付税の歳出特別枠を毎年度1兆5,000億円もの規模で講じてまいりました。地方財源を底上げしてきたということでございます。加えて、歳出特別枠が段階的に減らされ始める2015年度以降は、それに代わって、まち・ひと・しごと創生事業費として毎年度1兆円の加算措置が国では取られ、現在に至っているところでございます。つまり、リーマンショックの地方財政への影響が、事実上10年以上にわたって続いているということが示されたわけでございます。

今回のコロナ禍のマイナス影響は、リーマンショック以上になるというふうに想定されております。これらから、自治体は今後長期間にわたって、不安定な財政運営を強いられるのは必至でございます。そういう中で、今後の財政運営をどのように進めていくのかを、概ねの方針を伺いたいというのが第1点目。

2点目としまして、コロナ禍のような緊急事態における自治体の財政運営には、やるべきことはある程度限定的に方程式とも言える対応があります。短期的な財政運営における歳入面、歳出面での指針、方策をお尋ねするところでございます。

最後となりますが、中長期的な財政運営における同様の歳入面、歳出面での指針、方策をお尋ねするというところでございます。

ご答弁のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、競争入札等の件数及び落札率の推移と競争性に関する見解についてのおただしでございます。

工事請負に係るものの経年的推移を答弁いたしますと、件数につきましては、制限付一般競争入札は、平成27年度4件、平成28年度0件、平成29年度0件、平成30年度3件、令和元年度0件。指名競争入札は、平成27年度27件、平成28年度34件、平成29年度34件、平成30年度36件、令和元年度62件。随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく少額随意契約を含めて、平成27年度249件、平成28年度157件、平成29年度162件、平成30年度210件、令和元年度191件であります。

また、競争入札に係る落札率の平均値につきましては、平成27年度98.0%、平成28年度97.4%、平成29年度96.1%、平成30年度97.0%、令和元年度97.1%であります。

競争性につきましては、入札、契約に係る財務事務に関しまして、適正な手続を踏まえた上で競争性が発揮され、公平、公正に入札が行われているものと認識しております。落札率の高さについては、入札という行為の性格上、価格競争に特化せざるを得ず、予定価格の意味や低入札が引き起こす問題など、様々な評価がされているところでございます。

一方、発注者が適正な設計を行い、受注者が適正な見積りに基づいた入札を行った結果として表れる金額であることや、昨今のダンピング受注による公共工事の品質低下の懸念もあり、落札率の高さによる是非の判断は大変難しい部分があるのではと考えております。

しかしながら、議員おただしとおおり、最少の経費で最大の効果を挙げることが行政運営の基本であり、よりよいもの、より安いものを調達できるよう、今後も継続的に制度の検証を図り、公平かつ公正で、透明性の高い入札及び契約事務の執行に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、落札金額を超えて支払われた契約の件数と契約先についてのおただしでございます。

予定価格5,000万円未満の工事請負に係るもののうち、当初の契約額から更新契約により増額となったものの経年的推移としましては、平成27年度は9件、うち株式会社阿部工業3件、太田工業株式会社2件、株式会社平成工業3件、株式会社ヨシダ建設1件でございます。

平成28年度は8件ございまして、うち太田工業株式会社1件、伸和建设株式会社3件、高田工業株式会社2件、株式会社平成工業1件、株式会社ヨシダ建設1件でございます。

平成29年度は29件ございまして、うち株式会社阿部工業4件、太田工業株式会社3件、伸和建设株式会社5件、高田工業株式会社7件、株式会社長尾鋳業3件、株式会社平成工業2件、株式会社ヨシダ建設4件、そして有限会社渡邊電機1件でございます。

平成30年度は24件、うち株式会社阿部工業1件、株式会社伊藤電設工業1件、株式会社エスケー産業矢吹支店1件、太田工業株式会社2件、三柏工業株式会社矢吹支店1件、伸和建设株式会社2件、株式会社長尾鋳業2件、古河産機システムズ株式会社東北支店1件、株式会社平成工業6件、株式会社ヤマト東北支店1件、株式会社ヨシダ建設6件。

令和元年度は24件でございます。うち株式会社阿部工業1件、株式会社エスケー産業矢吹支店1件、そして太田工業株式会社3件、伸和建设株式会社2件、ダイト空調工業株式会社東北営業所1件、高田工業株式会社3件、株式会社長尾鋳業5件、株式会社平成工業4件、株式会社ヨシダ建設3件、株式会社リンペイ郡山支店1件であります。

以上のとおりでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、競争入札での落札件数と、そのうち繰越明許費とした件数と落札者についてのおただしでございます。

競争入札での工事請負に係るもののうち、当該年度の契約から明許繰越となったものの経年的推移としましては、平成27年度31件のうち明許繰越しは6件であり、株式会社阿部工業1件、伸和建设株式会社2件、株式会社平成工業3件でございます。

平成28年度34件のうち明許繰越は4件でありまして、太田工業株式会社1件、三柏工業株式会社矢吹支店1

件、株式会社長尾鋳業 1 件、株式会社平成工業 1 件でございます。

平成29年度34件、このうち明許繰越は 5 件でありまして、太田工業株式会社 1 件、株式会社平成工業 2 件、株式会社ヨシダ建設 2 件であります。

次に、平成30年度39件のうち明許繰越は 6 件でございまして、株式会社阿部工業 2 件、株式会社伊藤電設工業 1 件、株式会社平成工業 3 件でございます。

次に、令和元年度62件ございますが、そのうち明許繰越は23件でございまして、内訳が株式会社あおい矢吹支店 1 件、株式会社阿部工業 1 件、太田工業株式会社 3 件、株式会社ケーエフ工業 1 件、三柏工業株式会社矢吹支店 1 件、伸和建设株式会社 3 件、高田工業株式会社 3 件、東北機電工業株式会社福島営業所 2 件、株式会社平成工業 5 件、株式会社ヨシダ建設 3 件であります。

以上のとおりでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅やぶき地域協議会についてのおただしでございます。

初めに、今年度の活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点、また、昨年 9 月定例会において藤井議員へご答弁いたしました、道の駅整備事業に対する必要性、緊急性、予想規模において、町民の合意形成が整っていないと判断いたしまして、事業を凍結とさせていただきますので、全ての事業活動について実施を見送ってございます。

今後につきましては、地域協議会において、新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら書面開催を含めた総会を開催いただき、道の駅整備推進事業の凍結に関することや、地域協議会の解散について丁寧に説明をさせていただきます予定でございます。

なお、道の駅やぶき地域協議会におけるこれまでの取組、得られたノウハウにつきましては、新たなブランド開発、販路開拓などに生かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅やぶき地域協議会の平成29年度決算に関するおただしでございます。

本件につきましては、道の駅事業及び新町西線道路整備等調査特別委員会からの求めに応じまして、昨年10月に回答させていただいておりますが、平成29年度の地域協議会総会は、次年度事業を 4 月早期から開始するため、平成30年 3 月22日に開催し、決算見込額として3,265万5,614円で報告されております。その後、最終的な決算額は、国の補助金の返還等に伴う精査もありまして、こういったことを経た後、補助金実績報告書の起債額と同額の3,260万6,026円で確定してございます。このとき確定したということです。

なお、地域協議会においては会計簿も整理されており、補助金確定後の金額等の修正は行っておりません。しかしながら、決算額が確定後、地域協議会において最終的な決算額の報告や承認を行っていない状況が見られましたので、これにつきましては地域協議会の事務手続として、今後このようなことがないように適切な指導をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅事業に関する公金等の取扱いについてのおただしでございます。

道の駅整備推進事業につきましては、平成27年度から令和元年度まで町単独費のほか、国の地方創生推進交付金、地方創生加速化交付金を充てて取り組んでまいりました。町が事業主体となった事業につきましては、各交付金事業における定めのほか、矢吹町財務規則及び矢吹町補助金交付要綱等を遵守し、定期監査及び決算審査等の監査を受け、適正に事務を執行してございます。公金の取扱いにつきましては、適切に事務を執行し

てまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の財政運営のおおむねの方針についてのおたしでございます。

現在のコロナ禍における様々な活動自粛により、個人の消費や法人の設備投資は減少しており、地方の財政運営においても大きな影響を受けている状況でございます。

具体的な指標として、国の示す令和3年度地方財政計画を見ますと、主な減収として、地方税は前年比2.7兆円の減少でマイナス6.5%と大変大きい値です。地方譲与税は前年比0.8兆円の減少でマイナス29.2%となっております。大幅な減収となることが示されております。

本町におきましても、令和3年度一般会計当初予算のとおり、コロナ禍の影響として、町税や地方譲与税、地方消費税交付金では、前年比にて大幅な減収が見込まれておりまして、厳しい財政状況となるものと認識しております。

このように、地方財政が厳しい状況ではありますが、地方自治体は社会情勢の変化に対し柔軟かつ的確な対応を行いながら、住民生活に身近なサービスを持続的、安定的に提供することにより、持続可能な地域社会を構築していかなければならないと考えます。そのために、確固たる財政基盤の確立が必要不可欠であり、今後も財源としての地方税や地方交付税等を安定的に確保していく必要がございます。

さらには、国による重点的な財政措置がなされている自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進や、防災そして減災、国土強靱化等、様々な財源の確保に努め、選択と集中に基づいて効率的かつ安定的な事業推進を図ってまいります。今後も地方財政が置かれている状況を的確に捉えながら、本町における個別の財政状況を分析し、持続可能な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コロナ禍における短期的な財政運営についてのおたしでございます。

財政の健全化に向け、計画的な財政運営の指針として、今後の財政運営の方針や方策を明確に定め、計画に基づきながら確実に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

現在、コロナ禍における緊急事態が継続している状況の中、本町では、これまでも国の地方創生臨時交付金を活用しながら感染拡大防止策と経済活動とのバランスを図り、各種事業の推進に努めてきたところであります。財政運営の指針として、より実効性の高いものとしていくためには、現在の社会情勢がこれまでも増して急速にかつ大きく変化している状況、そして今後起こり得る緊急事態を可能な限り想定した中で準備していくことが重要であると考えております。

今後の財政運営における方針や方策について、短期的な視点としては、限られた財源の中で可能な施策を行うという発想から脱却し、限られた財源の有効活用のために何が求められているのかを考慮して、全体最適を図りつつも取り組むべき施策を優先順位により定め、資源の効果的・効率的配分による財政運営を進めていかなければならないものと考えております。

また、第6次矢吹町行政改革大綱及び実行計画に基づく取組を着実に実施するとともに、継続的な事務事業の点検と不断の見直し、各種基金の有効活用など、歳入歳出全般において財源不足の解消に向けた取組を推進し、各年度の収支のバランスを図ることを基本としていくことが必要であると認識しております。

今後も、コロナ禍の現状を的確に捉え、必要な措置を迅速かつ適正に講じながら、財政基盤の確立と財政の健全化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、コロナ禍における中長期的な財政運営についてのおただしでございます。

中長期的な指針につきましては、短期的な視点における指針と同様に現在の社会情勢の変化を踏まえた上で、今後の方策等を検討していくことが重要であると考えております。

その上で、中長期的な視点として重要なことは、健全な財政を確立するため、あらゆる手段による歳入確保及び歳出削減に努めることと考えております。

また、各種事業における財源の確保や後年度負担に備えるためにも、計画的な基金への積立てについて優先的に取り組むとともに、これまで以上に事業の重点、選別化を図り、場合によっては事業の繰延べや凍結も行うなど、具体的な健全化判断比率の改善目標を立てながら、できる限り不要な起債に依存しない財政運営に取り組む必要があると認識しております。

今後も、将来に希望の持てる活力ある矢吹町を目指して町民本位のまちづくりを進めるとともに、企業や子育て世代にまさに選んでもらえるような、そういったまちづくりを進めていく、町民と行政、議会が一体となりまして、共に知恵を出し合い、様々な工夫をしながら改革を進めてまいります。

また、地域にある資源を地域の方たちが生かすことで、地域の方々が必要とするものをつくるなど、まち・ひと・しごとの創生の好循環による地域経済の活性化を図り、自主財源の確保につなげ、次世代に高負担を強いることのない持続可能な財政基盤の確立に努めることが重要であると考えます。

いずれにしましても、これらを踏まえた計画的な財政運営による財政の健全化を図りながら、アフターコロナやデジタル化への対応についても積極的に進めて新しい時代への対応を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、競争入札等に関する入札関係に対してお尋ねしますが、直近5年間ということであるデータを今回お示しいただきました。

特に、蛭田町長就任されて1年目ということで、その入札等の状況は結果としてはまだ正確には出てこないところでしょうが、この1年近くのことも踏まえて、直近5年間ということだったんですけども、特に入札関係について、蛭田町長就任されてから去年の9月以降、劇的に入札環境が変化しているのかなというような印象を受けるんです。以前は、随意契約等の公表というのはなかったんですけども、今ホームページ等で公表されております。そして、また随意契約が非常に多くて、前回、直近5年の中でも過去には競争入札で行っていた部門、業者さん等のところが随意契約になっているものがあるんです。それは何か町長としての指示で行っているのか。

具体的に申し上げますと、公共下水道の処理等に関してでいきますと、3,440万円ぐらいの随意契約が蛭田町長になってから行われている。これは今まで見ますと、宮城県の2社が競争等でよく入っていたんですけども、そういうのが多く見受けられる。町内の業者さんにおきましても、ある土木建築業者さんが2,750万円の随意契約となっているんです。今まで公表されているような随意契約はなかったんですけども、今回53件

ぐらい去年の9月以降にどんどん公表されてきました、2月までに。これは何か意図的なものがあるのかという
ことを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

9月以降というところでお話ありましたが、昨年4月からこの入札に係る制度の見直しを図ってきたところ
でございます。その中で、年間の発注見通しであったり、入札結果の公表の対象について拡大をしていく、そ
ういうことで見直しを実施して、情報の鮮度だったり充実化を図ったり、また透明性、公平性を確保するとい
うところで見直しを行った結果、9月以降というところで公表する内容が拡充されたということでございます。
以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 入札制度見直しを行ってきたというところで、そういったことの具体的な報告とか私
ら聞いていなかったものですから、今質問したわけでございます。

見直しをするということであれば、何か原因があつて見直しをしたんだろうと思うんですけども、どのよ
うな理由があつて、どのように見直しをしたのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 暫時休議します。

〔「再開は」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 暫時ですから間もなく。

（午前11時56分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 零時09分）

○議長（角田秀明君） 皆さん心配していますが、議会運営委員会の中で、今回は青山君の一般質問が終了して
から食事にするということに決めておりましたので、青山君の一般質問だけはやらせてください。

町長、答弁をお願いします。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 青山議員の質問にお答えします。

端的に言いますと、今回こういった入札、それからその結果についての公表範囲を広げたんです。そのため
に、こういった数が増えたというようなことになっておりますが、私どもの意図するところは、とにかくでき
るだけ情報公開するというので、こういったことやっています。ただ、今日はちょっと副町長が葬式に行っ
たりしているものだから、ややちょっとやり取りがあれしましたけれども、基本はそういうことでございま
すので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 入札制度の見直しというものは、いわゆる情報公開を進めるためという前向きな一歩だというふうに私も思うところでございます。ただ、それでもって、明らかになったものがまた出てきちゃったんですけども、情報公開の効果でしょうか。

入札に関しては、公平、公正に入札が行われているというふうに認識しておられると。そしてまた、価格競争に特化せざるを得ず、予定価格の意味や低入札が引き起こす問題など様々な評価があるというご答弁をいただきました。

先ほどもちょっと申し上げましたが、随意契約であれば130万円という限度額がございまして、なおかつ2社以上の見積りを要するという、最低限度この2つの条件があるものと思われまして。ところが、先ほど申し上げましたように、今回9月以降で公表されたのが、五十数件随意契約があります。そのうち、1社の契約、1社だけの見積り合わせと言いますか、それが33件あるんです。6割が1社だけの状況でございます。随意契約のその趣旨、契約でもって競争性をやはり担保するというのが前提ですから、そこに対しての今申し上げました随意契約53件中33社が1件でしかないということについては、公平、公正あるいは必要とされる競争の下に、安い経費で最高の効果を出すというところに関しては、なし得ていないのではないかと思うのですが、そこはいかかでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

1社で随意契約を行っているものもあります。それについては、専門性があつたり、競争性になじまないというところもある。随意契約の基準に基づいた中で各案件ごとに審査して、それで1社でというところで判断した上での契約行為を行っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ただいまの答弁の専門性があるというような理由ということですが、それが全ての理由ということで、6割の30社を超える1社だけの随意契約になったということで、これは間違いないでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

専門性だけではなくて、当然ほかの理由もございまして。専門性に特化した中ではなくて、特に、経費面においても、その業者であれば安く済むというところまで当然考慮した上で、専門性に特化したわけではあ

りません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 企業等、多様性の下に数多くあまたあります。そういう中で、1社でしか、専門的なもの、その他の理由として1社だけでということは、あり得るのかどうかということを私は申し上げたわけでありまして、業者さんなんかと話しても、1社でしかできないなんていうことはないということをお話す業者さんのほうが多いんです。常識的に考えてもそうじゃないのかというふうに思います。

私は、改善すべきところは改善してほしいという点で、この随意契約に関しては質問を終えますが、1点、例えば先ほど申し上げました3,440万円の1社での随意契約をしている公共下水事業あります。これ町内の企業も同じ公共下水道の名目、事案で受けているんです。過去においても下水道関係では、今申し上げた企業のほかにも競争入札で幾度となく入札に参加している企業もでございます。今、申し上げた金額も3,440万円とか、町内の1社ですと2,750万円とか。なぜそこが随意契約で130万円を超えて3,400万円、10倍も大きな金額を超えて随意契約で、なおかつ1社でしかないのかということにおいては、公平、公正に入札が行われているとは言えないのではないかとこのように思うんですよ。そこは、随意契約の発注ではなくて、今申し上げたそもそもその随意契約の規定に反しているのではないかとこの点について、改めてお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

公共下水道の3,440万円の1社随契の件でございますが、こちらについては、通常の指名競争入札で入札を行いました。その結果、3回の入札で予定価格に達しませんでした。その場合、基準がございまして、随意契約に移行できるという基準がございまして、その基準の範囲の、3回目の入札の金額がその基準であったということで、その基準に基づいてその1番金額が低かった業者1社と随意契約を行った結果、落札した事例でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 町長からの補足があるということなので、質問ちょっと待ってください。

町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 青山議員からの追加質問にお答えします。補足ですね。

先ほどのようになんか多くなっている、だけれども、その背景には公表の部分はかなり大きくしたと。今そういうところを変えているところでもありますので、そこはご理解いただきたいなと思います。

実際、例えば1社随意契約であるのは今のようなお話もある、あるいは災害で急ぎのときもある、それからあとは、例えば今回のKOKOTTOのことで、町の方々から全然内装とか町の業者が使われてないんじゃないかなんていう話もありましたが、そういうことも含めて、今どうしても、例えばKOKOTTOを造るとき

はその前から研究会があったり、こんなものを使うというのがあったりする。それで、その流れの中でやっている場合があるんで、例えば外堀の木材なんかは県産材を使っている、だけれども、ニルだか何だか非常に特別な加工をしないとできないということになると、これ1社でしかできませんよね。そういうことが、やはり私は、今は結構多いのかなと思っております。

それをやはり町の業者を使えということではなくて、町の業者の皆さんに参加してもらえりような、そこを上げていくことが非常に大事で、そのことがずっと言っております町の業者、例えばある事業があったと、町の業者がそこに参加して落札できた。そうすれば、その事業の例えば1億円のうちの1,000万円がこの業者に入ってきたら、町の中が、職員さんが給料もらって潤う、それから会社が潤って税金も払ってくれる、それからその業者がちゃんと発注して、ということ。

こういうことを広げていく中で町をとにかく、町の所得トータルを上げていきたいというのがありますので、そこは今、職員の皆さんとも相談しながら、ただ、例えば保育園を長寿命化計画やるとき、設計するとき聞いてみると、いやこれは町の中でできませんと言うけれども、よくよく聞いてみると結構できたりしたりする。でもやはりこれまでのいきさつで、流れの中でここでしかという格好でやっていたことも多いのではないかと私は思う。だからそういうところをできるだけ町の業者で、しかも使わなければどんどん衰えていってしまうので、そういうところも使っていく中でやっていきたいと思っています。

1社随意契約のような話も、こういう技術は例えばここでしかない、ここでしかない、ここでしかないということの説明をよくありますけれども、そこはよく吟味してその可能性についてはしっかりと見極めながら、私としてはできるだけ広いところにチャンスを与えながら、特に、エントリーするだけで特別扱いするわけではなくて、町の業者さんにしっかりと仕事を取ってもらえりような育成とか環境を考えていきたいと思っています。それでまた変わってくると私は思っていますが。補足でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 私は、規則、規定のほうから見て、やはり不適なものは正さなくちゃいけないという観点で申し上げておりますが。1社で、公募がなかったがためにというような先ほどの例もありましたが、1,000万円以上でもって6件あるんですね、これね。これはちょっとあまりにも多過ぎないかと、そんなに公募する方がなかったのかと思うんですよ。まず、この状況をひとつ踏まえていただきたいと、いわゆる公募がなかったとすれば、それを1つの事例として踏まえていただいて、なおかつ落札率との関連についてちょっとお聞きしたいと思います。

いわゆる以前ですと、非常に高い落札率、例えば一番高かったのは99.4%ぐらいのものがありまして、残り0.6%の中に見事に6社が入っていて、誰一人オーバーランしていないんですね。まさに、経済学者アダム・スミスの神の見えざる手なのかもしれません。そんなことがあったことに対して、いわゆる業者さんのその積算するシステムが、町のほうで予定価格出すようなシステムが一緒だから、それと近い数字なったという答弁をいただいていたんですね。

ところが今回、平成28年に総務省のほうから予定価格は公表しないようにという通達があつて、それ以降予定価格は通知していないものと思いますが、その通達が出たその後には2件ほど予定価格オーバーした記憶が

ございます、平成28年。それ以来もう4年以上たっていますが、今回、入札に関して2回目の入札で落札したという件数が、3回目で入札したのが2件あります。あとは、2回目で入札したというのが4件ほどあるんでしょうか。これは、何か今までと違ったんですかね。

今までの答弁の話では、そのシステムが非常に同じシステムを使っているがためにオーバーする業者もなく、僅か0.6%の中に7社が競合するようなそういったことが起きていたのに、今回は、この令和2年度の公表されているものを見ましたらば、今申しあげましたように第2回、第3回で落札するのが出てきていると。そしてまた随意契約でもって先ほどのように、複数件が1,000万円を超えても、1,000万円を超えるところでの複数件、6件随意契約で決まっていて、あと130万円の随意契約も18件しかなくて、三十数件は130万円を超えているんですね。何かこれ私としては、いきなり出された公表が変わったせいなのか、あまりにも法的、規範的に異なる契約状況がおもむろになってしまって、公平、公正に入札が行われている認識に私はなれないんですけども、これらの理由というのはどういう理由なのかお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

入札につきましては、公平、公正に入札が行われているということ、先ほど町長が答弁したとおり認識しているところではあります。おただしの入札の落札率については公表したとおりでございますが、入札の札については、業者さんのほうで自ら積算した上で出してくれているところなので、それについては町側としては一切関与していないところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 私が今申しあげましたのは、今までいただいてきた答弁とそごがあるということなんです。今までは、落札率が高止まりしているのもそれはそれで理由があると、積算するシステム等が同じためということで、それで業者の皆さんの努力もあってオーバーするところはない。落札率も0.6%の中に7社が入るといってもそれも可能なんだということを許容する答弁を今までいただいてきているわけですよ。

ところが今回、その理由によつたらば、何で6社も1,000万円以上のところに関して、こんな2回も3回も入札をし直すような現象ができたのはどういうことなんだと、今まで言われてきたことと今回のことに対してはいったい何が違うんだということをお尋ねしています。

公平、公正にとそうでなくたって、絶対公平、公正にと誰だって言いますよ。ですから、そこの仕組みを、ご説明いただけるのであればお願いしたいという答弁を求めています。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘いただいたような状況になっていることについての町の考えと伺いますか、認識でございますが、そもそも土木の場合ですと、積算基準というものが有りますので、それに基づいて町は積算をします。これまでも、何で近い入札ができるんだという話があったときに、業者さんも同じような、同じものではないんですけども、民間のソフトを持っておりますので、そういったもので切り抜き設計書を見て数字、数量等を入力すれば、ほぼ同じ数字が出てきているからではないかというような答弁をしたこと、記憶もございます。

ただ、そういう中で、今回、2回3回になぜなっているんだということですけども、それは最終的に町の設定が例えば100だとしますよね。業者さんが同じく100でそのソフトを使って積算したときに、実際に札を幾らで入れるのかというのは分かりませんよね。110で入れるかもしれないし、95で入れるかもしれませんし、それは会社の判断です。

そういう中で、今回そういった回数が増えているということに関しては、これも想像です、私の想像ですけども、積算基準については日々更新されています。今特に、コロナの影響、水害の影響等で、単価が日々相当変わってきています。そういった部分で、町が持っている積算基準というのは県でつくっていますので、随時入れ替わっています。最新の実勢に合った金額になっていますけれども、その部分で業者さんの積算基準のバージョンであったりそういったものがちょっとずれているとかいうことは、想像はできますけれども、最終的には業者さんが入れている札ですから、それはこうだろうとは町としては確認はできません。

結果、2回3回の入札で落札しているという事実です。ですので、当然、町は関与していませんし、結果そうなっている状況でございます。そういうふうに想像します。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ご想像の内容の答弁ともう1点ございましたが、ただ、9月以降でもっていきなり6件、9、10、11、12、1、2、6か月間ですか、それでもってこういった現象が生じているということは、まして入札の公募がなかったということは、これやはり、あれっというふうに思いませんか。

平成28年に2件あって以来、平成29年、平成30年、平成31年、3年4年近く、3年半ぐらいあったわけですけども、その間なくて、いきなり6件も増えてきたということですね。つまり、予定価格自体を絞り過ぎているということはないでしょうか。私もそんなことを想像しますけれども、その辺というのに対して何か認識として、あれおかしいかなとか、最近どうなんだろうというふうに、その結果として思うことはなかったんでしょうか。ないとすれば、私は意図的だったのかなというふうに思うしかないんですけども、そこについてはいかがななお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

9月以降そういった件数が増えているということに関しましては、先ほどの答弁でもありましたが、町は関与しておりませんので、分かりません、それについては、内容については。

もう一つ、予定価格を絞り過ぎではないのかというご指摘ではありますが、積算基準というのは県のほうで決定している、随時更新はしていますが、その基準に基づいて積算をしておりますので、一切職員が手を加えるとかそういったものはございませんので、県の積算基準に基づいて積算をしておりますし、その積算基準で設計した金額が予定価格となっておりますので、絞り過ぎということはありません。基準どおりで積算をしております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） コロナ禍の中いろんなことがありますけれども、入札に関してはちょっと異常な、おかしな現象が生じているということで私は捉えていますけれども、その原因が分からず、一体何だろうなと思っております。

もう一点ですね、いわゆる変更契約において、これも百条委員会の中で見つけてきたわけですが、落札金額が2,475万円に対して、実際に支払われたのが3,000万円を超えているんですね。そういった設計変更の件数はお聞きしましたが、今申し上げました事例を申し上げますと、2割を超えているんです。二十数%を超えての変更契約というものが、全部が全部の件数ではないと思いますが、そういったことが起こる要因と、あとどこにその問題があったのか。5,000万円を超える場合には、専決処分とかもありましたけれども、5,000万円以下では私らは目に見えるところには表れてこないものでありまして、いわゆる財務規則による契約等において変更契約というものを結ぶという、そういう手続はあるでしょうが、実際にそういうことが起こっている現場での理由ですね、しかも二十数%を超えての増減額となるのは私は異常だと思うんですけども、その辺の中身についてご説明いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

工事における変更増の理由でございますが、まず、土木の設計自体、ある程度標準断面といいますか、全てを測量、設計をした中で積算しているものではございません。標準的な20メートルに1か所の測量をして、そういった断面が続いているという前提で積算をしますので、ただ実際には、その現状は、現場は変化があるということで、どうしても設計と工事には差が出てきます。

これは、これまで詳しく設計をすれば、それは変更はないんでしょうけれども、そうすると設計費であったり時間ということで、そういった費用もかかるという中で、これまで行政の中でそういった積算基準、設計基準というものもありますので、それに基づいて、特に土木の場合は変更、実際の精査の変更は、基本的には出るものでございます。

そういう中で、最近変更が多いのが幾つかございまして、1つはリサイクル法、再利用です、そういったものを促進するというので、例えばアスファルトであったり路盤の碎石などは、原則リサイクル材を使用しないと、当初設計においては、そういったことで県のほうから指示を受けております。

ただ、そうはいつても、実際にリサイクル材がこの周辺で供給されているかという点、なかなか供給されていないですし、あったとしても少量であって、実際には採用できないということで、そうした場合どうするかといいますと、設計がリサイクル材ですけれども、新しい砕石に変更する必要があります。そういった変更で、これは土木の場合必ず出てきますけれども、約3%ほどそういった増が、そもそもそういう材料がないということで起きる場合、ほとんどの場合で変更増が発生しています。1,000万円の工事であればそのリサイクル材から新しい材料にするのに約30万円とかそういった増額が出てきておりますし、あとは、どうしても土木の場合ですと、土をいじってきますので、実際掘ってみたら相当水が出てきて、水換えをしなければならぬとか、あとは土質が土で見ていたのが岩盤だったとかいうことで、土の中で設計では確認できない、そういった部分での増が非常に多いというのがあります。あとは、どうしても設計の中で反映できなかった、やはりここに暗渠を入れる必要があるよねとか、ここの排水はもう少しこうしたほうがいいよねということで、現場と監督の判断で増える部分もあります。

あと、金額が大きい部分で、恐らく先ほどの案件については、ちょっと確認はしておりませんが、土砂撤去の費用なのかなと思うんですね。土砂撤去は平成29年度から町内全域で進めておりますが、これ自体設計が相当粗い設計です。側溝の土砂の堆積物をわざわざ測定してまでやる必要がないということで、相当粗い設計をした中で、実際出来高、実際やってみて出た数量に応じて変更しているのです、その部分については2割とかそういった分まで数量が増えて、当然金額も増えている場合もございまして、どうしても変更は生じるということで。あと、それについてもきちっと業者さんと町の監督員がきちっと話をし、本当に必要なものについてのみ増額として確認しております。

よく業者の言いなりという話がありますが、そういうことではなくて、きちっと町の監督員が判断をした中で、必要であれば係長であったり課長に相談した中で、この変更の内容というのは決定しておりますので、必要な部分について必要な増額であったり、当然減額もあります。そういった変更をしておるところでございまして。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ただいまお答えいただいた中では変更は多いと、また、どうしても変更は生じるということで、そう実態なのかなと思いつながらも、2割を超えていくというその割合というのは一体いかなものなのかなというふうに思ったりもするんです。

やっぱり改善すべきは改善していただきたいし、もっと透明性を持つ、公平性をやっぱり醸し出すような、やはり疑わることのないような入札制度であってほしいなと思っていますので、その辺は改善の余地があれば改善していただきたいということで、この件に関しましては質問を閉じたいと思います。

そして、時間がないので1点だけちょっとお尋ねしますが、コロナ禍における財政の運営についてお聞きします。

いわゆるコロナ禍によりましての要するに財政的に、このコロナ禍によりましては、先ほど申し上げましたが、かなりのリーマンショック以上の災害になるだろうと、規模として。当然、GDP比における日本の国際

債券、借金の割合というのは、第2次世界大戦の戦費を調達するあの頃の債務、残高を上回ってきています。かなり危険な状態で、まして10年以上そういったものが続くんだろうと。そういったことを危惧しますと、いわゆるコロナ禍によって生活様式というのは変わりました。当然、生活様式というものが変わっていくとすれば、これまた自治体としても、やはり行政の様式、様態というものも政策的にも変えていかなくては行けないだろうと私は思うわけでございます。まして、国がかなりの負債を抱えている中であって、地方財源というのはかなり減らされてくる。特に、国の歳入を見れば社会保障と交付税の割合というのが非常に多いので、当然そこを減らすことによって財政の健全化を国は図ってくるだろうと。それはまさに、地方自治体にとっては痛いところなんですね。

そういう意味において、歳入歳出等において、具体的に国からのそういったものが期待できないとなったときに、どういう財政運営をするのかということ具体的にお持ちか、お持ちでないのかをお尋ねしたいんです。お答えいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 青山議員の追加質問にお答えします。

とはいえ、このコロナがいつ終息するか分からない。私としては、非常に大きな決め手になるアクセルとブレーキを両方踏むようなことではなくて、やれるとしたらワクチンが非常に大きい。しかも、ワクチンの成績が非常にいい成績なので、現状では。だから、2つある。

1つは、ワクチンがきちっと国から供給されて、それに応じた体制を自治体がつくり、例のアナフィラキシー反応とか様々な不安要素を抑えて、そしてちゃんと医療体制を整えた上でワクチンを接種し、集団免疫を確保して、正常に近いような形での経済活動と文化、行政、様々な活動がもう一回できるようになるという、これが一番王道だと私は思っています。

それをやるために今全力を尽くしていますが、肝心の国が全く、皆さん見ておられるとおりワクチンの供給ができない。できなければ、地元の医療機関等に相当な協力を求めたり、文化センターを確保したり、場所とそれからお医者さん、様々なマンパワーも含めてやっても、またもう一回やり直しになってしまうという。零下75度の非常に扱いにくいワクチンですから、大変成績はいいんですけども。ただ、基本はあのワクチンを、私はこの1年は徹底的にあのワクチンをやると。それで、この1年の後半は、経済活動その他が正常化することを、そのためにやる。

そうでない場合は、ワクチンがなかなか来ない場合は、その場合はこれまでのように、ストップ・アンド・ゴーみたいな、アクセルを踏んでまたブレーキ踏んでというようなことと、それから皆さんに、非常に生活様式その他に気をつけてもらいながら、恐る恐ると経済活動を進めていくしかないのかなというふうに思っています。

ただ、基本的に財政再建のためには、やはり今年も一応3月の時点で、新規1社と今あるところの拡張4社、企業誘致、実際にこの厳しい中にありましたが、職員の皆さんも頑張ってくれて企業誘致できましたので、たしか投資総額14億7,000万円だかだったと思いますが、まあそういうこと。そして、それに応じて、そのとこ

ろで16人ほどの雇用が確保できると。あるいは、その前にやった天昇電気では、第1工場の3.5倍の第3、第2工場を造りましたので、そこがフル稼働すれば100人の雇用ができると。具体的にそういった形で、一つ一つ積み上げて、コロナ禍が先ほどのワクチンでもってしっかりと抑えられて、前のおりにはなりません。だけれども、前のおりに近いいろんな活動ができる。様々なイベントもできるようになる。そうなった場合には、相当程度、経済は回復してくるのではないかと考えています。

あとは、ポストアフターコロナ、ウィズコロナで、今盛んに私のほうからも言っているし、世間でも言っております大企業の本社が、特に管理部門の機能なんかはどんどん地方に移転していくと。首都では物すごい維持費が高くなるのでそれを。あとはテレワークで個人が移ってくる。こういったところをきちっと子育て世代を捕まえて、やっぱり言わばきちんと働いて、税金を納めてくれて、そういった世代をここで、できれば矢吹出身の子たちがここにいてくれることが一番いいんですが、そういったことを一つ一つ積み上げていくことが、経済政策といわゆるマクロでやるというよりは、そういうことをやっていくのが1つの町の自治体としては大事なのではないかと私は考えています。

それによって、私申し上げたように、とにかく町の経済総量を増やしていかないと。その中で自主財源をきちっと確保していくと。それは、このコロナに対する対応その他を見ても、なかなか国に、将来どこまで今のようによい交付金で依存できるか分からないので、しっかりとした福祉とかそういったものやしていくのなら、それが大事なのかなと考えています。とにかく、企業誘致であり、若い人に来てもらう、テレワーク移住であっても何でもいいです、とにかくそういう環境をきちんとつくるのが非常に大事だし、環境をつくるだけでなく、どんどん引っ張ってくるということが私は大事だと思っております、それはたとえコロナがワクチンで終息してくれても、してくれなくても、恐らく生きるはずだと思っております。

恐らくコロナがどれくらい終息してくれるか、ワクチンで、それによってやり方は相当また軌道変更なりはあると思いますが、基本的にはそうやって町全体の収入、それから所得を上げていくのを、コロナで落ちていってもそれをできるだけカバーできるようにやっていくことと、それからあとは、それにより税収を増やして、今、23億円程度しかありません。まさに、安井さんが、将来のこういった施設関係を維持するのに、23億、24億円かかるという話がありましたが、自主財源がそれくらいしかないのが矢吹の実情であります、それを増やしていくしか矢吹の生きる道は私はないと思っておりますので、そのように考えております。

ちょっと雑駁なお話でしたけれども、以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。あと2分です。

11番。

○11番（青山英樹君） 町長の考えは承りました。

私がお尋ねしたのは、財政運営という部分であって、例えばコロナ禍もそうですし、未曾有の自然災害も多くなってきているということで、財政運営が非常に大変だと。ですからそういうところで、歳入とか歳出で注視すべきことがあって、具体的な方策はないのかということをお尋ねしました。

例えば、財調の積立てを中心にしていくとか、あるいは減債基金の取崩し等も行っていく、あるいは特定目的基金の取崩し、条例改正も必要でしょうけれども、そういうことをやっていくとか、あるいは歳出面であれば、救済とやっぱり予防ですね、コロナに関しては、それに向けて具体的に何をしていくかというようなこと

ろをちゃんと整理されて、町として案といいますか計画、指針があるのかどうかということ、具体的に財政運営においてお聞きしたかったということでございます。お尋ねいたしますが、お答えのほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 11番、青山議員の追加問にお答えいたします。

もちろん財政大事なんです、財政の元になる税収から何から、このような非常に不安定で厳しい状況にありますので、なかなかきれいな形でつくることはできない。ただ、それについて今、青山議員がおっしゃったようなことをこれから詰めていかなくちやいかんのかなというふうに思っております。その詰めていく中に、変数として、ワクチン接種率がどのぐらいで、どのぐらい経済活動ができたかによって、税収も含めて相当変わってきますので、そういったことについても考えながら絵を描いていきたいなというふうに思っております。またお知恵を借りればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 残り1分です。再質問ありますか。

○11番（青山英樹君） ありません。以上で終了します。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

再開は午後2時にします。よろしく申し上げます。

（午後 零時57分）

○議長（角田秀明君） それでは再開いたします。

（午後 1時58分）

○議長（角田秀明君） 会期中に、町長から議案の訂正の申出がありましたので、概要説明による全員協議会を、そして、引き続きその取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議をいたします。

（午後 1時58分）

○議長（角田秀明君） 再開します。

（午後 2時18分）

○議長（角田秀明君） 町長より提出されました議案の訂正についての取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さんこんにちは、議会運営委員会からご報告いたします。

本日、町長から提出のありました承認1件について、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の変更日程表のとおり本日の議事日程に追加し、当初予定されていた日程は順次繰り下げ、審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、当初、予定していた日程を順次繰り下げ、議題にすることに決定をいたしました。なお、変更後の日程表については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎承認第6号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより承認第6号 議案の訂正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明をさせていただきます。

承認第6号 議案の訂正についてであります。令和3年3月12日に、議案第18号として提出いたしました令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、計算誤りや誤字があったため、同議案を訂正したいので、矢吹町会議議会規則第20条第1項の規定によりまして、議会の承認を求めらるるものであります。

このたびのことにつきましては、議案として提出したにもかかわらず訂正をお願いすることになり、誠に申し訳ありません。どうぞ承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

○8番（三村正一君） それでは、総括質疑をさせていただきます。

新たな事業についての質疑でございます。

中心市街地復興まちづくり支援事業で920万円の新規事業費で、みんなの家の購入という新規事業ございますが、これについての事業計画の経過についてお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） それでは、三村議員の総括質疑についてご説明申し上げます。

みんなの家の経過ということでお話があったかと思いますが、みんなの家につきましては、平成27年に商工会のほうで、JTさんの寄附を受けて建設をされたものでございます。その後、中心市街地の真ん中に位置しますトイレということで利用されておりましたが、その後、商工会のほうからも町のほうに公衆トイレとしての位置づけということで、町のほうで引き取っていただきたいというような要望があったところでございます。

今回、令和3年度の当初予算に、その土地の部分につきまして予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） このみんなの家の公衆トイレという形でございますが、現在、非常に、約半年間町民に使われていない、閉鎖されているようなトイレと伺っております。そういった現況と、それから、その近くにポケットパークという公園があるんですね。これは1区自治会に指定管理をして委託しているわけなんです。これについて、あそこのポケットパークにはトイレがありません。そういったことで、あの付近の町の商店街の利用者の皆さんからは、あそこに一部駐車場とトイレを造ってほしいというような意見が、ポケットパークの設置当初から出ていて、ただ、みんなの家のトイレがあるんでそこには必要がないというようなことでございましたが、今、利用状況見ますと、非常に利用がなくても皆さんが我慢して、セブンイレブンとかいろんなところで使っていたということでございます。

そういった中で、公衆トイレが必要かどうかの議論と、それからポケットパークに設置してはどうかというような議論がなされたのかどうかについての、検討がなされたかどうかについてのお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 三村議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目、必要かどうかという点でございますが、ポケットパークを整備するに当たりまして、トイレを整備するといった段階での検討の際に、既にあそこにみんなの家のトイレがございましたので、近くにそのようなトイレがあるということから、トイレについてはポケットパークのほうには整備をしていないということも含めまして、関係課のほうで協議をなされて、ポケットパークのほうにはトイレを整備しなかったところでございます。

そういった部分も含めて、今回トイレのほうを検証させていただいたわけですが、今後もその辺の中町ポケットパークも含めての調整、そういったものも含めて今後も継続的に関係課で協議は継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） これで3回目だからこれで終わりになりますか。

○議長（角田秀明君） そうですね、3回目です。

○8番（三村正一君） 何か今の説明で、今後も協議していくというところとポケットパークのほうにもできるのかなんていう思いも伝わってきたんですが、今後将来のことを考えれば、ポケットパークのほうに資本を投資したほうが町民のためになるのではないかというような議論がなされたかどうかのことをお尋ねしたんですが、お答えは設立当初の経過だけの説明で終わってしまったと。

本来は将来に向けてどうなるか、このお金、これから約1,000万円のお金、920万円のお金を投資して事業をやるのに、今年上半年もトイレ使われていないんですよ。そういったトイレをこれから町が公衆用トイレですよと買って、その後の運営が常時、今度はきちんとできるのかどうかという問題もありますけれども、こういった中で、コロナがこの先どうなるかも分からないコロナ禍という、コロナの問題が大変な状況で、そちらのほうにどのような資金をシフトしなきゃならないかというときに、この利用しないトイレの土地を買ってどうするんだというようなことで私は思っております。

そんな中で、ここはもう利用しないという判断も一つ、判断をして、ポケットパークのほうに新たな設備をするというような考えはないかという点について、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 三村議員の質問にお答えいたします。

ポケットパークにトイレを造らないのかということところのご質問だったと思いますが、いまの現状としてはポケットパークのほうにトイレを整備する考えはございません。ポケットパークの利用状況、そういったものも今後どのように推移していくかは分かりませんが、そういった状況も含めて、商工会ほか関係機関と協議をしてみたいというふうに考えております。

○8番（三村正一君） 終わります。

○議長（角田秀明君） 8番の質疑は打ち切ります。

そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案、陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第12号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号及び第26号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査をすることにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よつて、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よつて、議長において指名をいたしたいと思ひます。

ただいま配付します。

ただいま配付しました第426回吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をいたします。

お諮りいたします。議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よつて、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、3月3日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

誠にご苦労さまでございました。

（午後 2時35分）

令和3年3月22日（月曜日）

（第4号）

令和3年第426回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年3月22日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第3号・第4号・第5号・第9号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第6号・第7号・第8号・第10号・第11号
陳情第1号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第12号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 7 発議第 2号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)
- 日程第 8 発議第 3号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則(案)
- 日程第 9 発議第 4号 出頭拒否に対する告発について(案)
- 日程第10 発議第 5号 出頭拒否に対する告発について(案)
- 日程第11 閉会中の継続調査の申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	富 永 創 造 君	8番	三 村 正 一 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	安 井 敬 博 君	14番	角 田 秀 明 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤浩彦君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	阿部正人君	子育て支援 課長	国井淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏家康孝 副局長 加藤晋一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る3月16日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第3号、第4号、第5号、第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第3号、第4号、第5号及び第9号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、おはようございます。

総務教育常任委員会から報告をさせていただきます。

第426回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第3号、第4号、第5号、第9号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年11月の県人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等により通勤手当の支給上限額を引き下げるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例。

本案は、所期の目的を達成したため、東日本大震災復興交付金基金については令和2年度末をもって廃止し、矢吹町震災復興基金及び新型コロナウイルス感染症対策資金貸付基金については令和3年度末をもって廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を

定める省令の一部改正に伴い、引用する省令名を改める等、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町都市計画審議会条例等の一部を改正する条例。

本案は、令和3年度からの組織機構改革に伴い、矢吹町都市計画審議会条例等3つの条例について、一括して新たな課の名称に改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 矢吹町都市計画審議会条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第6号、第7号、第8号、第10号、第11号及び陳情第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） それでは、産業民生常任委員会の審査結果について報告をいたします。

第426回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第6号、第7号、第8号、第10号、第11号及び陳情第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第6号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る定義規定として条例で引用している法令が改廃されたことに伴い、関係規定を整理するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、令和3年度から3年間、65歳以上の介護保険被保険者の介護保険料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、町内に事業所等を有する企業の勤労者及び採用内定者にあつては、同居要件並びに所得要件を緩和し、町内企業の人材確保のための環境整備や定住化促進住宅の入居者数の増加を図るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町鳥獣被害対策実施隊設置条例。

本案は、鳥獣被害対策実施隊を設置し、イノシシ等の鳥獣による農作物への被害防止を図り、また、隊員への支援や担い手育成に関する活動内容を明文化するため、新たに条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者に、まちおこしサークル「わ」を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県の関係機関に福島県の最低賃金を政府が掲げる方針に沿った引上げとその早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、鈴木隆司委員から、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に中小企業に経済的打撃が顕著であり、それに対する国の支援が万全でない中、賃金を上げることは不可能な状況であるから継続審査とすべき意見があり、一方、安井委員から、都道府県間での賃金格差が広がっており、また、新型コロナウイルス感染症拡大で疲弊している給与所得者を守るため、中小地場産業を盛り上げるためにも賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成、継続審査同数となり、委員長採決により採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番。

○12番（熊田 宏君） 質疑をさせていただきます。

陳情第1号について、最低賃金引上げと早期発効という内容ですが、委員会審議の中で、その原資となるものについて説明なり質疑なりはありましたでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 原資となる討論についてあったかということの質疑でございましたが、そのような質疑はございませんでした。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ないですね。

○12番（熊田 宏君） ありません。

○議長（角田秀明君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 鈴木隆司君登壇〕

○10番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

陳情第1号に対しまして、討論をさせていただきます。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める陳情書の提出について。

私は、福島県の最低賃金の引上げに対する意義については十分理解を示しております。その意義も大事だということは認識しております。

ただ、今現在、どうでしょう、福島県をはじめ日本全国が新型コロナウイルスの影響によって、かなり経済の影響を受けている真ただ中であります。こうした時期に各会社、特に地方の中小企業は大変な経済の低下であえいでおります。その中であって賃金を引き上げるといふ、今そういう状況にあるのでしょうか。

陳情書によりますと、中小企業の支援ということもうたっておりますが、いまだにそういう支援はまだまだ足りない状況にあります。こうした中であって最低賃金の引上げということは、私は反対ではありませんが、まだまだ議論の余地があるということで、継続審議ということで意見を申し上げます。

議場の皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この陳情の内容、陳情事項を読みます。その中で、全部ではないですけれども、これは単に最低賃金の引上げを求める陳情ではありません。その中には、読み上げますと、中小地場企業に対する支援策等を強化し最低賃金の引上げを行う環境を整備すること、また、福島県内の労働力確保、人口流出抑制防止を見据えた金額とすることというようなことが事項には含まれております。単に金額の引上げのみを求めているものではありません。

今、コロナ禍において、中小企業、大変影響を受けていて、その経営に困難を来している、これは当然承知であります。そこにこの賃金の低いところで労働力を確保できない、そういったものがあつたり、働く方の生活が守れないということが今問題とされているわけでありまして、そのためにも、政府が2019年6月に閣議決定しております経済財政運営と改革の基本方針により早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとした方針にも基づいて相応の引上げを行うことは必要であると考えます。それと同時に政府によるその財源の確保も促す、こういった陳情となっておりますので、私は賛成すべきものと思います。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

討論に入る前にまず、台風被害対策、そしてコロナ関連で国民、県民、町民のために仕事をされている町長、

そして矢吹町役場職員をはじめとする皆様に衷心より感謝を申し上げます。そして敬意を表させていただきます。

私は、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、反対の立場で討論をさせていただきます。

陳情事項の2番にもあるとおり、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること、また今、賛成討論の中でもその環境整備を国やというふうに話がありました。

皆さんご承知のように、コロナに対するコロナ給付金等のコロナ対策、様々な災害の対策によって国の借金は増え続けております。歳出削減をしなければならないこの時期に、結果としてさらに国の歳出を増加させる法案には反対です。

どれぐらいの状況かというのは、この議場の一般質問でも先週月曜日にやりました。日本もこのGDP比率で第2次世界大戦を超える債務残高であるという状況だというふうに発言がありました。その状況下でさらに国のお金を頼っている、いつまでも自立もせず、そんな国民のままでいいのでしょうか。いつまで親のすねをかじり続けるのでしょうか。そしてさらにこの後、コロナや様々な感染症、自然災害、ますます増えていくでしょう。国の歳出はそちらに与えるためにこれからも大変な負担を強いられます。

ですから、今後のコロナ対策、災害復旧を見据えると、今、現にその支出がかさんでおります。これ以上、国の予算を、コロナ関連、災害関連で増えていくことを見据えると、今ここで最低賃金のために増やすべきではないというふうに思います。その原資が問題だと。私も基本的には最低賃金引上げには賛成です。昨年も賛成した記憶があります。ですが、その原資が問題だというふうに思いますので、反対です。

皆様のご賛同をお願い申し上げます、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第6号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 矢吹町鳥獣被害対策実施隊設置条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 起立多数であります。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号の委員長報告、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆様、こんにちは。

それでは、第一予算特別委員会から報告いたします。

第426回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、会議規則第77条規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号の審査の結果は、次のとおりであります。

議案第13号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ639万1,000円を追加し、総額を17億6,476万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金17万4,000円、県支出金1,552万2,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税679万4,000円、繰入金251万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金688万6,000円、諸支出金2万円をそれぞれ増額し、総務費51万5,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,787万4,000円を追加し、総額を6億9,272万9,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1,000万円、町債840万円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料3万5,000円、繰入金49万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、事業費2,421万4,000円増額し、総務費を634万円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ674万4,000円を減額し、総額を3億768万2,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、諸収入を170万4,000円増額し、繰入金314万8,000円、町債530万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費644万4,000円、事業費30万円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ14万9,000円を追加し、総額を15億5,462万9,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険料を1,687万5,000円増額し、国庫支出金302万4,000円、支払基金交付金322万3,000円、県支出金487万5,000円、繰入金93万5,000円、諸収入466万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1,284万8,000円、地域支援事業費225万3,000円、諸支出金93万1,000円をそれぞれ増額し、総務費281万9,000円、基金積立金1,306万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ176万3,000円を減額し、総額を1億8,807万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金172万8,000円を増額し、後期高齢者医療保険料280万8,000円、諸収入2万3,000円、国庫支出金66万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金174万1,000円、諸支出金2万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）。

本案は、収益的収入につきましては、既定の額から41万7,000円を減額し、総額を4億669万5,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に33万8,000円を増額し、総額を4億3,823万8,000円とするものであります。

収益的収入の内容は、営業収益41万7,000円を減額し、収益的支出の内容は、営業費用33万8,000円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額から224万8,000円を減額し、総額を9,856万1,000円とし、資本的支出につきましては、既定の額から1,000万円を減額し、総額を1億7,815万2,000円とするものであります。

資本的収入の内容は、負担金224万8,000円を減額し、資本的支出の内容は、建設改良費1,000万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億5,000万円とし、合わせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して9.5%の減であります。

討論に入り、青山委員から、コロナ禍の財政調整基金の積み増しやみんなの家敷地購入の不要不急事業を削るなど、歳入歳出とも工夫をすべきであること、また、加藤委員から、まちづくり矢吹の存在にメリットが感じられず、みんなの家敷地購入についても必要性はないこと、さらには安井委員から、会計年度任用職員制度の趣旨に反した業務委託は職場に不公平感をもたらしており、みんなの家敷地購入に関しても必要性について住民合意が図られていないことなどから反対の意見があり、一方、富永委員から、説明不足の点もあったが、コロナ禍による歳入減の現状の中、町の発展、町民福祉向上が図られた事業が、適正な配分の下、工夫した予算編成がされていること、また、芳賀委員からは、同じくコロナ禍による減収の中、町民福祉向上のための事業が多数あり、何よりも4月からワクチン接種が始まることを踏まえ賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

ご苦労さまでございました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算に対する修正案の動議を提出いたします。

○議長（角田秀明君） ここで、13番、安井敬博君外6名から、議案第19号に対する修正動議がありましたので、暫時休議いたします。

(午前10時44分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午前10時44分)

◎議案第19号に対する修正動議

○議長（角田秀明君） 議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算に対し、13番、安井敬博君外6名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されました。

したがいまして、これを本案と併せ、議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） それでは、議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算に対する修正動議の説明をさせていただきます。

まず、提案の理由であります。

この令和3年度矢吹町一般会計予算には、来年度からの給食費の小中学校全校に対する半額補助など、子育て支援として大変前進を含む内容等も含まれておりますけれども、次に挙げる5点において問題があると考えまして、修正を提案したいと思います。

まず、1点目といたしましては窓口業務委託料1,197万4,000円、放課後児童クラブ委託料6,474万1,000円、学校支援員委託料2,054万6,000円につきましては、現在、一般社団法人まちづくり矢吹へ業務委託が行われており、新年度も継続して業務委託がされるものでありますが、これらの業務は従来、臨時職員によって担われておりましたが、臨時職員の適正な任用と待遇改善等を行うためにスタートした会計年度任用職員に本来は移行されるべきものと私は考えます。

現在の業務委託においては、業務の性質上、法令違反の偽装請負等の発生が懸念されることや、同じ職場で働く職員間に所属の違いにより賃金と待遇面での格差が生じているなど問題があります。そのため、改善の必要があると考えます。

また、業務委託先である一般社団法人まちづくり矢吹の収入は、町の業務委託がほぼ100%に近いにもかかわらず、一般社団法人まちづくり矢吹への経営に町が関与できる仕組みにはなっていないことなどについては是正が必要であると考えます。

そのため、これらの委託料につきましては、半年分に減額をして、半年間のできるだけ早い時期に問題点の是正を図るべきと考えます。

2点目でありますけれども、三十三観音史跡公園のあずまや整備、これに1,001万円と沿道舗装等で200万円が入っておりますけれども、これにつきましては、観光客入り込み数の増加見込み等も示されておらず、整備の必要性が議員にも十分な説明がなく、住民への周知や合意も図られていません。

3点目といたしまして、旧中央公民館の解体についての積算業務委託料500万円が計上されておりますが、この旧中央公民館の建物の利活用について住民からも様々な要望があることや、今、コロナ禍の影響で複合施設や文化センターの利用が制限されている中、コロナ禍が落ち着くまで臨時に町民の文化活動や、また、集会のため等に利用をしながら、併せて、並行してこの解体や利活用の住民合意を図るべきであると考えます。

4点目といたしまして、中町にありますトイレ、みんなの家という建物でありますけれども、このトイレの敷地に対する公有財産購入費920万円が計上されておりますが、これについては、購入の必要性が議員に十分な説明がなされておらず、また、これについての住民合意も図られておりません。

最後、5点目でありますけれども、大池公園に大池八景を案内する看板を設置する看板作成手数料204万6,000円が計上されておりますが、この看板の必要性やそれによる観光客入り込み数の増加見込み等も示されておらず、また、この大池公園では以前にも住民への周知や合意が十分でないまま柳の木を伐採して問題となったことがありました。今回も同様にそれらの問題が生ずる懸念があります。

これら新たな施設整備や解体に関しましては、40年間で約970億円、年間に平均しますと約24億円が必要とされる公共施設の維持管理費を試算いたしました矢吹町公共施設等総合管理計画とも関わってくることであります。その縮減を図るために必要な個別管理計画も現時点では未策定の状況であります。

また、この総合管理計画が策定後、新たに整備された複合施設等を加えた改訂版も来年度に策定する予定と聞いております。その結果と併せて、その内容を町民への周知と住民合意を図りながら整備や解体についても検討すべきものと考えます。

以上が提案理由であります。

それでは、提案する内容につきまして説明をさせていただきます。

お手元にお配りいたしました議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算に対する修正案でありますけれども、この予算の一部を次のように修正するものであります。

まず、第1条第1項中、74億5,000万円を74億1,002万円に改めるものであります。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改めます。

歳入といたしまして、15款国庫支出金でありますけれども、これについては1億4,522万円を1億3,443万円に改めるものであります。

続いて、15款2項国庫補助金につきましては、3億5,493万6,000円を3億4,414万6,000円に改めるものであります。

続きまして、16款県支出金につきましては、6億7,569万7,000円を6億6,050万7,000円に改めるものであります。

続いて、16款2項県補助金につきましては、3億772万7,000円を2億9,693万7,000円に改めるものであります。また、同じく16款3項県委託金におきましては、2,347万5,000円を1,907万5,000円に改めるものであります。

同じく歳入の19款繰入金につきましては、2億6,002万6,000円を2億4,602万6,000円に改めるものであります。19款1項の基金繰入金につきましては、2億6,002万6,000円を2億4,602万6,000円に改めるものであります。

歳入合計といたしまして、先ほどお話しいたしましたとおり、74億5,000万円を74億1,002万円に改めるものであります。

続いて、資料1ページおめくりいただきまして、歳出に移らせていただきます。

歳出のうち、2款総務費については、9億5,760万6,000円を9億5,161万9,000円に改めるものであります。

続いて、2款3項戸籍住民基本台帳費の4,773万1,000円を4,174万4,000円に改めるものであります。

続きまして、3款民生費でありますけれども、これにつきましては19億7万3,000円を18億6,770万3,000円に改めるものであります。3款2項児童福祉費については、9億6,300万円を9億3,063万円に改めるものであります。

6款農林水産業費については、5億5,246万7,000円を5億4,245万7,000円に改めるものであります。6款1項農業費につきましては、4億3,510万3,000円を4億2,509万3,000円に改めるものであります。

続きまして、7款商工費につきましては、1億7,517万6,000円を1億6,597万6,000円に改めるものであります。また、7款1項商工費につきましては、1億7,517万6,000円を1億6,597万6,000円に改めるものであります。

続きまして、8款土木費についてでありますけれども、8億2,210万円を8億1,805万4,000円に改めるものであります。8款4項都市計画費については、3億4,004万1,000円を3億3,599万5,000円に改めるものであります。

続きまして、10款教育費についてでありますけれども、これにつきましては10億3,259万6,000円を10億1,732万3,000円に改めるものであります。また、10款1項教育総務費についてでありますけれども、1億8,633万円を1億7,605万7,000円に改めるものであります。また、10款5項社会教育費についてでありますけれども、これについては2億2,868万4,000円を2億2,368万4,000円に改めるものであります。

最後でありますけれども、13款の予備費につきましては、1,000万円を4,690万6,000円に改めるものであります。同様に、13款1項予備費についても、この1,000万円を4,690万6,000円に改めるものであります。

歳出合計といたしましては、74億5,000万円を74億1,002万円に改めるものであります。

なお、そのほか詳細につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりとさせていただきますので割愛をさせていただきます。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） ただいまの修正案に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番。

○2番（関根貴将君） 急な修正動議ということで、内容が全て頭に入っているわけではないのですが、5点全てに対して質問をさせていただきたいんですけれども、質疑は3回までということで、まず、ではまちづくりに関してなんですけれども、まちづくり業務委託です。窓口業務委託に関しての質問とさせていただきます。

年額を半年分に減額するということであるのですが、児童クラブ、学芸指導員、窓口業務は町内に住む方々がほとんどだとは思いますが、そのような方の職場の半年後の給与が保障されていない状況、また、会計年度職員としては1年間もちろん保障されているわけですが、これこそが公平ではないのではないかと思います、その点に関してはいかがお考えなのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

発議者、13番、安井敬博君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） ちょっと趣旨をまず確認したいのですけれども。

○2番（関根貴将君） 会計年度任用職員は年間委託料がもう確定されていますよね。まちづくりのほうから派遣されている方に関しては、半年間だけ給与が保障されていて、半年後には保障はまだ未確定であると。そのような状況ですから、同じ職場の中であって、片や年間の給与が見込まれている方と、半年しか見込まれていない方ということこそが、不公平なことになるのではないのでしょうかということでございます。

○議長（角田秀明君） 13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） そのまちづくり矢吹に派遣されていることによって、会計年度任用と違って、例えばですけれども、ボーナスが支給されたりされなかったりするという状況が見受けられます。こういった状況こそが不公平であると考えております。

とはいっても、質問の趣旨からいたしますと、その雇用の確保しっかりしていくということ、保障していくことが大事だということであるかなと思いますけれども、それについては半年の間にそれらの問題点を改善を図りながら、会計年度任用職員に採用された方であったり、また、まちづくり矢吹に移籍された方々、同じ職場で働く職員でありますから、仕事をする仲間でありますから、それらの間に不公平感が生じないような仕組みにさせていただくということで、半年間とさせていただいたところであります。

○議長（角田秀明君） 関根君、理解できましたか。

○2番（関根貴将君） すみません、理解不足で。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

関根君。

○2番（関根貴将君） そのような状況をつくり出しまして、窓口業務、児童クラブ、学芸指導員ですが、町民に対してのサービスが十分なされるのか。そのようなことも私としては考えてしまうのですが、そちらのまちづくりで働いていて、こちらに業務委託として働いていただいている方へのアンケートなど、そのような将来的な不安を抱えているとか、そのようなものはなされたのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 13番、安井君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） アンケートなされたのかということに対しては、しておりません。

ただし、個々の方から、全員ではありませんけれども、そのような状況にあるというような相談は受けてはおります。

○議長（角田秀明君） 再質疑ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） では最後に、やはり住民サービスを担う職業でありますので、職場に対しても、町に対しても愛を持って働いていただきたいと思うんですよ、私は。ですので、半年で決めますよというのであれば、それは私たちが半年以前から取り組むことであって、今、修正動議をかけることではないと思うんですよね。

1年間はやはり保障されるべきだと思うんです。私の、仮にですけれども、世間一般的に考えて、自分の娘とか身内の者が、あなたは半年後はどうなるか分かりませんよという職場に送り出したいと思いませんか。私はそのような不安定なものだとは。世間一般的に考えて、安井議員は矢吹町の副議長でもありますので、そのような立場を踏まえ、そのような町民の立場に立って、半年後の保障もされない職場があつてよいものなのか、それを安井議員にお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 13番、安井君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 幾つか質問が含まれていたように思いますけれども、全部お答えさせていただきますけれども、これ、来年の業務委託継続するかどうかにつきましては、百条委員会の中でも問題とされていることであります。まだ結論は出ていません。

そのような中で、先ほど私が提案理由で主旨とさせていただきましたお話ありましたが、まちづくり矢吹さんの今の状況に対して問題点も指摘させていただきましたが、それらをまず改善すべきと考えました。それで今回の案を提案させていただいて、まずは、まちづくり矢吹さんが半年後にすばらしい会社になっていただくという選択肢もあると思います。そして、もしそれができずに住民サービスがストップする、そんなことがあつてはならないと思います。そのときには、本来の法の趣旨であります会計年度任用職員として移行すべきものと考えます。

そのため、この半年間の猶予を与えることによって、今働いている方たちが、言葉はちょっと違うかもしれませんが、将来の不安が生じる、また、仕事に困るということがないようにする、そのための期間と考えておりますので、私は決してその方たちを路頭に迷わせるつもりもありませんし、正しく住民サービスを担っていただく、誇りを持って働いていただく、言うなれば公務員でありますから公僕であります。公僕としての立場を持って働いていただくには、会計年度任用への任用が一番適正であると考えます。

ただ、まちづくり矢吹さんに関しても、いきなりこれが収入のうち100%を占めております町からの委託費がなくなったら大変困りますし、また、テレワーク事業というこれから町の方への住民の方へのサービス、そういったことも提案させていただいておりますので、この間の半年の間にそういったこともやっていただくということで。まちづくり矢吹さんも住民なんですね、定義としては企業であっても住民であります。それを含めて、今、働いている方、まちづくり矢吹に転籍された方であれ、会計年度任用職員になった方であれ、またそのほかの町の住民に関して、これから不安に陥れないようにしていただくということで、この半年間という提案をさせ

ていただきました。

質問されたことに全部答えているか分かりませんが、そういったことであります。

○議長（角田秀明君） 関根君の質疑は打ち切ります。

○2番（関根貴将君） ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑のある方。

7番。

○7番（富永創造君） みんなの家に関してであります。

これは現在、商工会が管理していると聞いております。それを今回、どうか町のほうで管理してくれないかということでの920万円の予算をつけるようになったのかなと思いますけれども、私は、これは公衆トイレ、みんなが利用しているということで、将来も安定的に維持管理するには町が引き受ける、それが一番いいのではないかと考えておりますけれども、将来的に町民にとって公衆トイレを安全・安心に利用できるというような考えを持って、その点に関してどう考えているか、それをお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 13番、安井君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） みんなの家を取得することによってトイレが安定的に運営できるというお話でありましたけれども、そのことを含めましてですけれども、今の商工会さんが管理しているみんなの家というトイレを住民の間で、町が取得すれば安定的に管理できるかどうかという議論はなされていないわけです。そこで、まず一旦は、今回は予算を減額いたしまして、その間に商工会さんとも議員の間でも話をしながら、また、住民の間からもトイレがどこに必要なのか、これは町の公共施設全体の計画とも関係してくることでありますので、果たしてそのみんなの家だけでいいのかとか、ほかにもトイレが必要ではないのかとか、そういったことも併せながら整備についても考えていくべきものであると考えております。

○議長（角田秀明君） 質疑ありますか。

○7番（富永創造君） 以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 1点、ちょっと気になった部分というか、分からなかった部分がありますので、質問させていただきます。

土木費の公園費、8款4項5目11節看板作成手数料204万6,000円が削除されているんですが、こちらは執行部からは大池八景の看板作成ということで伺ってしまして、パークマネジメントの一環であるという捉え方をしていたんですが、この看板作成手数料を削除するという部分についての詳細をお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 13番、安井君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 詳細については先ほどの提案の理由の中でも述べさせていただきましたけれども、繰り返しになりますけれども、大池八景というものについてまだ住民に十分な合意が図られていないのではないかと考えておりますので、まずは住民合意を図ってから、その計画を進めるなり、また変えていくなりが

必要であると考えております。

また、やはりこれも、もう一つなんですけれども、パークマネジメントと芳賀議員がおっしゃいましたけれども、パークマネジメント、都市公園でありますけれども、矢吹町には大池公園以外にも都市公園あります。こういったものについての計画はされておられません。果たして大池公園だけ、基本計画がまだ出来上がった段階ですね、基本計画が出来上がった段階でその整備の一環である予算整備を進めていいものかどうかということも問題と考えております。

やはり、先ほど提案理由でも説明いたしましたけれども、以前にもこの大池公園では、柳の木を伐採してしまつたことにより、その柳の木、写真愛好家ですとかあの公園を散歩する皆さん方楽しみにしておりましたが突然伐採されてしまった。松くい虫防除のためだということでありましたけれども、そういった説明も十分でないまま柳の木の伐採をしたことで住民からの意見が出されまして、さらに柳の木の補植ということが行われておりました。そういったことも懸念されているということでもあります。そういったことが理由であります。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

○1番（芳賀慎也君） 先ほど安井議員から答弁あったことについて、ちょっと聞き漏らしてしまったことを申し訳ございませんでした、ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 先ほどから住民合意というふうには回答されておりますけれども、安井議員は住民合意という部分についてはどのように進めるということがいいのか、どのように考えているかというところを願ひできますか。

○議長（角田秀明君） 藤井君、修正案に対しての質疑にしてください。

○4番（藤井源喜君） そうですか、分かりました。

それでは、旧公民館につきまして、こちらのほうは今回予算を削りますが、説明の中で私もちょっと漏らしていたところがあったので、どのような利用ということで考えておりますか。

○議長（角田秀明君） 13番、安井君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 説明させていただきましたが、繰り返しになりますけれども、今、コロナ禍で、コロナ禍の対策といたしまして、感染予防策といたしまして、新たに整備されました複合施設においてはこの利用人数が各定員の半数に制限されております。そのことによって、これまでは定員数で借りられた部屋が借りられなくなって、さらに大きな部屋を借りるということが生じております。それに伴いまして、今、矢吹町のサークルですとか、また、一般の方の利用についても、利用したくてもできない日があるというような状況が聞き及んでおります。

また、文化センターにおきましては今後、新型コロナウイルスのワクチン接種会場として予定されておまして、質疑の中で明らかになりましたけれども、夜間については一部利用できるようにする、ワクチン接種をしていないときには利用できるという回答もございましたが、それでもこの文化センターにつきましても行事等や、また音楽愛好する団体等、またダンスを愛好する団体等が利用できない状況にあつて、代替施設として

は、大きなホールといえば複合施設のKOKOTTOホールしかございませんので、こういった方たち、こういったコロナ禍の状況が、ワクチン接種ですとか、また、感染対策が十分に確認されると恐らくこういった制限も解除されるであろうから、それまでの間にそういった文化活動やそれから集会活動、そういったものに当てるのが適当ではないかなと考えております。これは、それまで一時的にやるべきものだと考えております。これは住民の方からもそういった要望を聞きながら提案させていただいたものであります。

○議長（角田秀明君） よろしいですか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございます。

今回のこの修正動議につきましては、住民同意があったかどうかという点について確認をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 住民合意、この修正案の文面そのものについて合意を図ったかといったら、パブリックコメントは当然しておりませんのでありませんが、この提案内容、当初の議案に対して住民の方に、全員ではありません、やはり全員から聴くことはできませんでしたが、こういった意見があつて、またほかに意見がありますかということで、皆さんからも聴いてください、お寄せくださいと言っておりますが、その中では、こういった修正に対してはそのとおりだという話をいただいております。

これが住民合意かといえ、そうではないとは思いますが、そういうお答えをさせていただきます。

○議長（角田秀明君） よろしいですか。

○4番（藤井源喜君） 以上です。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 質疑を打ち切ります。

ほかに質疑のある方。

12番。

○12番（熊田 宏君） 数々の答弁でお疲れのところ申し訳ありません。

では、修正動議に関して質疑、まちづくり矢吹に絞って3点させていただきます。

修正動議は町民の合意形成を受けていないということで、反対しても大丈夫なんだろうなというふうに安心しました。

1点目ですが、会計年度任用職員にすべきだという考えの下に、同じ職場で賃金が違う、不公平だというふうにおっしゃられました。現実でしょう。しかし、派遣社員等の非正規雇用労働者が約4割いる現在、どこの職場でも当たり前だというふうに申し訳ありませんが思いますし、それが現実です。

それで、会計年度職員は1年区切りですね。同僚議員からもありましたが、半年、1年で、次、雇用されるかどうか分からないという大変不安な状況になるわけです。

じゃ、まちづくり矢吹はどうかと。ほかにいろいろ仕事を取っていくというふうに、取ることができると。この役場の総合窓口とか児童クラブとかから異動させられてもということで、若干不安が減るというふうに思っています。

それで、来年度無職になるというこの不安、この不安定な状況を対象者の方全てが認識してそう思っているのか、そういう意識調査を全員に対象者取ったのか、対象者の声なのか、ごく一部の方の声ではないかというふうに思いますが、その点はいかがですか。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○議長（角田秀明君） 13番、安井君。

○13番（安井敬博君） お答えすべきかどうかと思いますけれども、まちづくり矢吹に行った方たち、では1年後は保障されているのかどうか、そういったことも不明なわけです。会計年度任用に関しては最大で5年間は延長ができるものとされております。その中で延長しない理由というのはよほどのことだと思います。本人たちが離職したいとかそういったものもあると思いますけれども、あとは公務員としての義務を果たさない何か問題がある、そういったことで継続されないといったものであると思いますけれども、まちづくり矢吹さんに行った方たちに対しては、半年後どうなるかということでありましたけれども、そこをこの半年間の中で考えていくことであると思っています。そのためには会計年度任用が適当であると考えているものであります。

議員おただしのとおり、その半年後に限らず、1年後であっても保障されているとは今、言い難い状況にある。そういった中で、町の寛容度を強めていって、そういったことのないようにしていくことが大事であると考えます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 質疑ありますか。

12番。

○12番（熊田 宏君） ありがとうございます。

続けて、またまちづくり矢吹ですが……

○議長（角田秀明君） 12番、明朗に質問してください。簡潔に。

○12番（熊田 宏君） そう言われると質問しづらいのですが、まちづくり矢吹で所属して、町政の仕事を請け負っていく人が減っていくと、まちづくり矢吹の存続がちょっと危うくなっていくかなというふうに心配しております。最後まで喋らせてくださいね。

実は、町長は、企業誘致と合わせてテレワークを増やし、仕事を生み、雇用を増やしたいというふうに考えておられます。そういう意味でやっぱりまちづくり矢吹は育てるべきだというふうに思いますし、塩尻市を見ても大変な雇用を生んでその地域の活性化に役立っています。その点は、まちづくり矢吹、この後、存続すべきだというふうに私は思いますが、ちょっと修正動議と違って来るかもしれませんが、大事な判断材料になりますので、ぜひご答弁いただきたいと思いますが、——（議長が取消を命じた発言）—— お願いします。

○13番（安井敬博君） 言っていません。

○12番（熊田 宏君） そうですか、そこは削除します、すみません。

○議長（角田秀明君） 12番、修正のことに対してだけにしてください。

13番、答弁できる限りでやってください。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番(安井敬博君) ちょっと趣旨が分かりづらかったのですけれども、まちづくり矢吹さん、私もずっと言っていますけれども、テレワーク事業であったり、それから塩尻市振興公社さん、まちづくり三鷹さんなどとも提携をしながら、企業からの仕事もしていけるような、町民がそういった仕事をしていけるような場にしたいということ、また、町長からもこれまでも新田園土地構想、仮称ではありますけれども、そういった中で、そうしたテレワークですとか、あとは移住者を募るですとか、そういったことの核としては、事業の設立の目的からいったら当てはまっているのではないかなと思っています。

しかしながら、現実的には町からほぼ100%に近い業務委託がなければ成り立っていかない。ではその間、この半年間の間にそういった会社にしていくことも必要ではないか、育てていくことも必要ではないかということは、議員おただしのおり同様に考えております。

以上です。

○議長(角田秀明君) よろしいですか、12番。

○12番(熊田 宏君) 修正動議出るといふふうに話はちらっと伺っていましたが、当初、ゼロで出そうとされていたという話を耳に挟みました。これは本当に対象者の方たちの意識調査をしたのか、そのことを考えたのか。1点目でも聞きましたが、その対象者の方々全員に希望や意識調査をしたのかしなかったのか、したのであれば、その結果もすみません。

○議長(角田秀明君) 13番、安井君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番(安井敬博君) 今、2点入っていましたが。

○12番(熊田 宏君) したか、しなかったか。

○13番(安井敬博君) したか、しなかったかということですね。

意識調査、アンケートとかそういったものは、したかといいますと、しておりません。ただ、必要であるとは考えております。

もう一つありましたが。

○12番(熊田 宏君) いや、いいです、1点で。

○議長(角田秀明君) では、熊田君の質疑を打ち切ります。

○12番(熊田 宏君) ありがとうございます。

○議長(角田秀明君) そのほか質疑がなければ、ここで暫時休議します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) 暫時休議します。

再開、11時40分、お願いします。

(午前11時29分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午前11時40分)

◎議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号の討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3の1、これより議案第13号から議案第18号までの令和2年度特別会計補正予算に対する討論、採決を行い、その後に議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算の討論、採決を行いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

これより議案第13号から第18号までの各特別会計補正予算について討論に入ります。
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第13号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第14号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第15号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第16号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第17号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第19号の討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3の2、これより議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論に間違いがないように、討論の順序を説明申し上げます。

まず、原案賛成、その後、原案反対及び修正案反対、次に再度原案賛成、最後に修正案賛成の順序になりますので、よろしく願い申し上げます。

初めに、原案に対して賛成の発言を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

コロナ禍による影響によって、矢吹町一般会計予算の歳入面では大幅な落ち込みが予想されております。令和3年度の当初予算歳入は、昨年度比9.5%減、7億8,000万円の減収になる状況です。

こうした中であって、町債、町の起債または借金を増やすどころか、約1億円ほど昨年より減らしております。健全な財政の取組の一端がうかがわれます。こうした歳入の落ち込みにもかかわらず、町の発展と町民福祉の維持向上に配慮された適正な予算配分になっております。

町民に寄り添う当初予算内容であると判断しますので、議案第19号に賛成いたします。同僚の皆様の賛同、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 次に、原案及び修正案に対し反対の発言を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） それでは、議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この令和3年度矢吹町一般会計予算については、1つ、中町のトイショップ・ウエダの向かいにあるトイレ、

みんなの家の用地取得費が計上されております。町民の皆様よりお聞きしますと、約半年近く鍵がかかって利用ができない状況にあるとの声があり、商工会に確認したところ、利用者に問題があったので鍵をかけて使用できないようにしているとのことでありました。

このように、長期間にわたり町民が利用しないトイレに町の血税920万円を投入することについては賛成できません。すぐ近くにはいろいろなイベントや災害時の避難場所としてのポケットパークが設置されておりますが、トイレの設置がされておらず、町民の皆様から設置の要望がなされております。こちらへの設置がより有効と考えます。

2つ目でございますが、旧中央公民館の解体設計委託料として500万円が計上されておりますが、新型コロナウイルスの感染対策として、来年度は文化センターが新型コロナウイルスのワクチン接種場所として使われますので、3密を避けての集会となるような集会施設が不足の声が出てきております。中央公民館の解体には今すぐ壊すような緊急性がなく、現在の新型コロナウイルス対策の中では利用可能な、必要な施設であると考えます。公共施設の総合管理計画、個別計画が示されない中で、解体設計委託料の予算については賛成できません。

さらに、まちづくり矢吹の業務委託料が予算計上されておりますが、まちづくり矢吹については、議会において地方自治法第100条による特別委員会を設置し調査が進行中であること、令和2年度中に点検、検証を行うとしたが実施されていなかったこと、そして、ここが一番重要なんですが、町での直接雇用、会計年度任用職員で雇って仕事をしていただいたほうが委託をするより経費が安く上がるという、地方自治法第2条14項の最少の経費で最大の効果を挙げるといふこの理念の下にありますと、そこにちょっと反しているのではないかと考えております。こういった緊急性のない予算については、2月13日の福島県沖地震の災害対策や、新型コロナウイルス対策に充てるべきであります。

また、一般社団法人まちづくり矢吹に対する業務委託料については、窓口業務や学校支援員、放課後児童クラブなどの住民サービスに係る経費でありますので事業停止は許されません。可決された予算の範囲内での期間で百条委員会の調査の進捗に合わせて検証、改革をすべきであります。

このような観点から、原案に反対の討論といたします。皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 次に、原案に賛成の立場の発言を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、議案第19号 令和3年度一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度当初予算につきまして、コロナ禍の影響もあり、減収という中で非常に工夫が必要な予算であったのかということがうかがえます。その中でしっかりと町民の目線での予算になっているものと捉えます。令和3年度矢吹町政策大綱に基づき、行き活きタクシーの利用幅拡充や、新田園都市構想計画の策定、学校給食費半額負担など、非常に期待の持てる内容となっております。

また、4月からは新型コロナウイルスワクチン接種が開始され、予算もしっかりと計上されております。コロナ禍という長いトンネルの中、コロナ感染拡大防止のための早期対策が最優先事項であると考えます。こう

した内容から、一部慎重に進めなければならない事項もあるものの、おおむね町民福祉向上のための予算となっているものと考え、本案に賛成いたします。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 次に、原案及び修正案に対して賛成の発言を許します。最後に、修正案に対して賛成の立場で発言を許します。

6番。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 私は、修正案に賛成の立場で意見を申し上げます。

本町でも、先月の災害、地震がありましたけれども、数多くの被災された方々がおります。また、コロナも増える一方で、数は全然減ることをとどまることなくなくなっています。

そんな中で、これらの新たな施設整備や解体に関しては40年間で約970億円という多額の予算が組み込まれています。年間では約24億円が必要とされる公共施設の維持管理費を試算した結果もあります。矢吹町公共施設総合管理計画とも関わることであり、その縮減を図るために必要な個別管理計画も未策定であります。

そういう中で、総合管理計画策定後、新たに整備された複合施設等を加えた改訂版も来年には策定する予定ですが、その結果を併せて検討するべきものと考えておりますので、修正案に賛成でございます。議員の皆様、ご同意のほどよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） そのほか原案に賛成の方の討論を許します。

〔「議長、11番」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 原案に賛成ですよ。いや、やってもいいんだよ。別に話聞かないうちだからやってもいいです。賛成の方の、原案に。原案に賛成の方の討論を許します。もう一回戻りました。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度当初予算につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、令和3年度矢吹町政策大綱において高齢者の交通手段を確保するための公共交通推進事業、雇用の確保、財政基盤強化を図るための企業誘致促進事業、デジタル社会への対応として（仮称）新田園都市構想事業、子育てしやすい町を目指すための待機児童解消加速化事業、保護者の負担軽減の支援策として学校給食運営事業の5つが重点プロジェクトとして掲げられております。

これらは、町民本位のまちづくりを目指すため、町民目線を重視した行政サービスを第一に考え、町民に寄り添い、生活の安全、福祉の充実を図り、限られた経営資源の中、調和と均衡が取れた予算編成となっていると考えられ、将来に希望の持てる活力あるまちづくりの実現が大いに期待できるものであります。

なお、全ての予算において、健全財政を基本とし、行財政改革大綱の基本理念に基づき受益者の給付と負担の公平を図り、自主財源の確保、経費の抑制にさらに努めていただき、より一層の経営努力を重ねられることを期待しております。

最後に、今後も求められる新型コロナウイルス感染症対策、さらには福島県沖地震の災害復旧、被災者支援

等、住民生活と町内事業者の経済活動の早期安定化について、行動力のある蛭田町政に期待しつつ、適正かつ安定した行政運営が行われる予算であると考え、本案に賛成いたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（角田秀明君） 次に、原案反対もしくは修正案に反対の方の討論を許します。

ありませんか。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。こんにちはですかね。また、傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。3月定例会では初めての登壇となります。

1分ほど少し時間をいただきたいのですが、ちょうど一週間前に小学校からの大切な友人が亡くなってしまいました。ちょっと時間をください。人を妬むことなく、傷つけることもなく、仲間を大切にできる心の大きな男気のある男でした。昨日が告別式だったのですが、同級生が多数参列し、中には静岡から来た友人もおりました。生を受けてから半世紀が経ち、残りの人生は家族や友人、周りの人々を一人でも多く笑顔にできる人間になりたいと強く思った日となりました。友人のご冥福をお祈りいたします。

それでは、討論に入らせていただきます。

私は、安井議員以下6名の修正動議に対し、反対の立場で討論させていただきます。

まず、過去2年間の一般会計当初予算ですが、平成31年度一般会計当初予算92億1,300万円、令和2年度一般会計当初予算82億3,000万円、前年度比9億8,300万円の減。そして令和3年度一般会計当初予算74億5,000万円となっております。昨年と比較し7億8,000万円の減、2年前からは17億6,300万円の減となっております。年々8億から10億円の予算が減額されている財政状況の下、財源をどのように増やしていくかなどの課題はあるものの、台風や地震などの自然災害やコロナという脅威が続く今現在、私は来年度当初予算額としては少な過ぎるのではと思うほどです。ですからなおさら、この数字にとどめた執行部の苦悩を考慮し評価されるべきであると思います。

私を含めた新人議員は昨年の3月議会には参加しておりません。現在の14名のメンバーになってから初めての当初予算の採決となるわけですが、1年間の経験を積んでからという意味では、蛭田町政にとっても初めて自分の思いの詰まった当初予算であるのではないかと思います。

我々議会は、二元代表制の名の下に執行部の監視役でもあるわけですが、執行部も議会も町民利益のためという点で目指すべきゴールは一致しているはずですが、誰目線の政治なのかという、一番大切なことを忘れてはいけません。先ほどから住民合意などが主な理由として挙げられていますが、行政には時にスピード感が必要となります。町民の負託を受けこの議場にいるわけです。何のための間接民主制なのかと問わせていただきたいと思います。

また、コロナの影響もあり、来年度の地方経済は今年度よりもさらに悪化すると言われております。先ほども言いましたように、財源の問題はもちろんありますが、今、町民が望むのは緊縮財政なのでしょうか。1929年に起きた世界恐慌のときのアメリカのニューディール政策のごとく、民が苦しんでいるときであるからこそ官が下支えするべきです。

今回の修正動議5点中、まちづくり矢吹の委託費以外は1,000万を超えるものはありません。原案を否決し

修正するほどのものなのでしょうか。

みんなの家、買い上げていいと思っております。町民みんなの憩いの場として有効活用できるじゃないですか。矢吹町の多くの商店が大変お世話になっている商工会の手助けにもなります。土地所有者だって、みんなの家がある限り土地の有効利用ができるはずもなく困っているのですから、ありがたいことではないですか。その上で、ポケットパークに公衆トイレを造ってもよいと思います。

三十三観音のあずまや設置について。自然あふれる三十三観音、川のせせらぎを聞きながらあずまやで一息つくおじいちゃん、おばあちゃんの姿を想像してください。何が悪いのですか。むしろ喜ばれると思うのです。

中央公民館の解体設計について。あくまで解体設計であり、解体工事を執行するものではありません。また、500万円という費用は相場よりも格安であると私は調べてまいりました。

次に、大池公園看板設置費用について。今や県内外から多数の方が足を運んでくれている矢吹町の大池公園やキャンプ場、大池八景など町アピールを兼ねた看板設置に何の問題があるのでしょうか。10年、20年と町をアピールしてくれる広告宣伝費と捉えれば、決して高いものとは思えません。

最後に、まちづくり矢吹の業務委託料半額減について。先ほども述べましたが、学校支援員、児童クラブ、役場窓口で働いていただいている方々に半年分の給与しか予算を取らないということですが、働いてくれている方々はほとんどが町内の方であり、半年後自分の給料がどうなるか分からない職場を愛せるとは思えません。そのような状況をつくって、住民に対し満足のいくサービスができるとは思えません。

それゆえ、以上5点の修正動議に賛成する理由が何一つございません。

最後とします。蛭田町政に審判を下すのは、我々議員ではなく町民の方々です。思いの詰まった当初予算に対し、あれも駄目、これも駄目というスタンスではなく、今は翼を与え、風を送り、大きく羽ばたいていただけるよう、議員一人一人が大らかな心を持ち執行部と向き合うことが、町民本位のまちづくり、さらに矢吹町発展につながっていくものと思っておりますので、安井議員以下6名の修正動議に対し反対させていただきます。

以上です。議員の皆様、ご賛同をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○11番（青山英樹君） 議長、ただいまの発言中、審判を下すという文言がありました。審判を下すということは我々議員にはその権限も何にもないし、やっておりますので、不穏当な発言です。

○2番（関根貴将君） 議員ではない、町民が下すと言いましたので、何ら問題はないと思います。我々議員が審判を下すとは言っておりません。

○議長（角田秀明君） 両方の言い分がありますけれども、私は今、決して止めるほどの議題ではなかったと思います。

○2番（関根貴将君） ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） まず、討論に入る前に、先ほどの質疑において傍聴者の方からご指摘をいただきました。大変不真面目であったなというふうにおわびをさせていただきます。申し訳ありませんでした。

では、討論に入らせていただきます。

私は、議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

この予算は、町民の声を受けた各担当課が様々な苦勞と時間を費やし、最後に厳しい予算折衝を経て出来上がったものであるというふうに認識しております。

具体的な例を1つ挙げます。役場庁舎1階のトイレの改修工事です。この工事は町民の声を受けた議員が一般質問や委員会質疑を経て具体化したものであります。議員の皆さんご記憶だと思いますが、昨年的一般質問のこのトイレに関する町長答弁ではあまり芳しい内容のものではありませんでした。しかし、さらにその多くの町民の声を受け、町長並びに副町長、そして担当課長並びに職員の努力によって予算化されました。町民の声と職員皆さんの汗と涙がやっと形になったものであるというふうに思います。この行動力、判断力、そしてその努力に改めて感謝申し上げます。

先日、同僚議員から、官僚や行政職員はできない理由の説明がうまいから気をつけなくてはいけないよというふうにお話をいただきました。しかし、このトイレの改修工事のように当初は難しいと思われていた事業も、関係者皆さんのどうすればできるかという努力、その姿はすばらしいものであるよとその議員さんにお伝えしたいというふうに思います。このトイレ関係の予算だけでなく、これと同様の経緯や時間や努力が費やされ、全ての予算が出来上がっているわけであります。

さて、初日この議場において、町長の施政方針を聞かせていただきました。私は感動しました。すばらしい内容でした。日頃の町長の言葉には力があります。魂が籠もっているからこそ、その力の言葉が発せられるのでしょう。その魂の籠もった言葉、言霊は、一般質問の答弁でも同様ですし、施政方針演述でも全く変わらぬ魂の籠もったものでした。この施政方針演述は、蛭田町長の選挙公約をベースに町民の声を加えて、さらに町長の町に対する思いと構想を具体化したものであります。そして、この施政方針演述を具現化したのがこの議案第19号であります。

町長は常々、企業誘致をしたいと、テレワークを増やしたいというふうにおっしゃっています。塩尻市のようにテレワークで仕事をする者、収入を増やす者が増えれば、企業誘致1社2社分、それ以上に相当するでしょう。まちづくり矢吹をぜひ皆さんの手で、町民の目で育てて、やがて町に恩返しをしてくれるというふうに確信します。

このように、本予算は言わば町民の声と町長をはじめとする町執行部の汗と涙の結晶であります。すなわち町民の声そのものです。以上の理由から、私は議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算に賛成いたします。皆様のご賛同をお願い申し上げ、討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 最後になりましたけれども、修正案に対し賛成の発言を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算の修正案に賛成の立場で討論を行います。

同僚委員からも修正案に対して反対なり賛成の意見もございましたが、大方の議員さんが指摘されますとおり、元々のこの原案のほうにはすばらしい議案が組まれております。確かに、ワクチン接種が近づいている状

況もあり、給食費を半額補助する等、また、公共交通の事業等にも力を入れておられるなどの良策が見えております。蛭田町政1年という中であってすばらしい成果が盛り込まれたものであります。

しかしながら、それらに反対するものではありません。このコロナ禍の中であって、また、今まで過去に例がない想定外の未曾有の災害等が来ている中であって、国の財政が逼迫し、また、その影響で地方財政もまた脅かされている状況でございます。このような中であっては、国の財政難が地方の財政に悪影響を及ぼし、不安は増大する一方で懸念材料となっているという前提がございます。コロナ禍が相まって、住民の足元を照らすべきこの矢吹町地方自治としての身近な住民自治は、より住民に重要な生活の影響を与えるということがございます。

今や、不要不急の歳出項目は精査をして見直すべき状況であることは周知のとおりです。全国自治体におきまして、多くの政令都市、指定都市等でも、町村でも見直しを行っている状態でございます。あくまでも不要不急の歳出は見直すべきということでございます。まして財政面では、歳入にあつては財政調整基金を積み上げていかなければならない、リーマンショック以降、それ以上の経済難、財政難が来るだろうというふうに見込まれている今日にあつては、まさに財政貯金の基金等を積み増しによること、また、いわゆる減債基金等の積み増し分を充てるとかそういった工夫が必要になっております。特に歳出面におきましては、ワクチンが万全な策なのかどうかというのはまだ不安な状態でございます。そういう中であつて、コロナ禍の中にあつては、救済と予防を中心に取り組まなければならない、そういう財政運営をしなければならないわけでございます。

ですから、確かにいい内容の、町民目線の政策が含まれている原案でございますが、そこを否定するつもりは毛頭なく、今申し上げましたコロナ禍、緊急事態による見直しを行うべき、また、救済等におきましては一律給付をしておりますけれども、これは事業者別にとりか事案別に限定的に格差的給付を行うべきことでもあり、必要なことであります。そのような内容を鑑みた場合におきまして、住民の暮らしの最小単位としての地方自治体にこそ福祉向上という政策が最大に発揮されるべきであり、そのためには不要不急の歳出等を見直し、あるいは歳入等を組み上げていく、そういう努力をしていかなければならないという、これは町民からの責務であると考えます。

そのような内容に従って修正案を出されたということに関しましては、重要な町民目線のものに関しては何ら削除されておられません。あくまでも歳入歳出減の中にあつては財政調整基金等の上積みが増える部分がございます。そのような内容ということで、この修正案に賛成をする次第でございます。議場の皆様方の慎重なご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認めます。討論はここで終結をいたします。

これより、議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

採決の順序を申し上げます。

初めに、13番、安井敬博君外6名から提出されました修正案に対する採決を、次に、原案に対する採決を行います。起立は1人1回しかできませんので、間違いのないようお願いを申し上げます。

お諮りいたします。まず、13番、安井敬博君外6名から提出されました修正案について、起立による採決を

行います。

修正案について賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（角田秀明君） 起立多数であります。

よって、議案第19号 令和3年度矢吹町一般会計予算は修正案のとおり可決されました。

**◎議案第12号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号
の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第12号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号及び26号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、4番、藤井源喜君。

[4番 藤井源喜君登壇]

○4番（藤井源喜君） 第二予算特別委員会につきまして報告をいたします。

第426回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第12号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号及び第26号の審査結果は次のとおりです。

議案第12号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億2,904万円を減額し、総額を110億7,615万円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税7,160万8,000円、諸収入3,256万1,000円をそれぞれ増額し、地方消費税交付金5,867万3,000円、財産収入6,545万円、繰入金6,946万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費を障害者自立支援事業等により2,174万3,000円の増額、総務費を高度情報化推進事業等により1,281万6,000円の減額、衛生費を放射線対策事業等により3,046万7,000円の減額、土木費を道路等側溝堆積物撤去処理事業の完了等により3,838万3,000円の減額、教育費を小学校施設改修事業等により6,532万4,000円の減額とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,466万7,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して0.4%の減であります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億9,062万8,000円、県支出金11億9,364万5,000円、繰入金1億5,704万6,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,740万1,000円、保険給付費11億7,994万3,000円、国民健康保険事業費納付金4億8,151万8,000円、保健事業費3,740万2,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ5億2,511万7,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して9.3%の減であります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億2,943万5,000円、繰入金2億3,824万3,000円、町債1億2,792万円であります。

歳出の主な内容は、総務費1億6,066万7,000円、事業費7,439万5,000円、公債費2億8,905万5,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであります。令和2年度当初予算と比較して同額であります。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,341万1,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して25.2%の減であります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,875万7,000円、繰入金1億3,773万2,000円、町債6,650万円であります。

歳出の主な内容は、維持管理費6,024万2,000円、事業費331万1,000円、公債費1億6,955万8,000円あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ16億1,557万3,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和2年度当初予算と比較して11.1%の増であります。

歳入の主な内容は、保険料3億1,550万円、国庫支出金3億5,516万4,000円、支払基金交付金4億1,571万7,000円、県支出金2億3,332万9,000円、繰入金2億8,580万5,000円あります。

歳出の主な内容は、総務費4,315万2,000円、保険給付費14億7,422万2,000円、地域支援事業費9,288万3,000円あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,775万9,000円とし、一時借入金について定めるものであり、

令和2年度当初予算と比較して0.8%の減であります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億4,108万2,000円、繰入金4,631万8,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費557万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,183万6,000円、諸支出金35万1,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 令和3年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入につきましては、総額を4億423万8,000円とし、主な内容は水道使用料を主とする営業収益3億9,146万9,000円、他会計負担金を主とする営業外収益1,276万7,000円であります。

収益的支出につきましては、総額を4億2,514万円とし、主な内容は原水及び浄水費で1億7,231万3,000円、減価償却費1億3,614万円、支払利息及び企業債取扱費1,530万8,000円であります。

資本的収支予算につきましては、収入が企業債1億1,100万円など総額1億2,659万2,000円に対し、支出の総額は2億1,760万8,000円であり、差引不足額9,101万6,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、配水設備費1億1,100万円、企業債償還金1億280万8,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第12号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号 令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号 令和3年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、1時40分から提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議をいたします。

昼食のため、暫時休議します。

（午後 零時38分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 1時40分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

ご報告いたします。

会期中に、町長から提出のありました議案1件及び議員から発議5件の追加議案が提出されました。

企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議案日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明をさせていただきます。

日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、令和3年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任の候補者として次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者は、矢吹町中畑175番地の富永典子氏であります。

富永氏は、昭和54年に短期大学を卒業後、同年4月から昭和62年12月まで、一般社団法人白河医師会に勤められました。また、平成11年4月より矢吹町手をつなぐ親の会の会長、平成15年4月より特別養護老人ホーム寿光園の理事、平成17年4月より福島県矢吹しらうめ荘苦情解決第三者委員としてご活躍されております。このような豊富な識見と誠実な人柄から、人権擁護委員にふさわしい方であるため、提案するものでございます。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

起立全員でありますので、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました富永典子様を紹介するため、暫時休議をいたします。

(午後 2時29分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 2時32分)

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、三村正一君。

[8番 三村正一君登壇]

○8番（三村正一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について説明をいたし

ます。

現在、福島県最低賃金は時給798円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には程遠い金額であり、その水準は全国で32位と低位にあります。

よって、本矢吹町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関して記載の事項について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長宛てに意見書を提出し、強く要望するものであります。

以上で趣旨の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより発議第2号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、発議第2号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、令和3年1月28日、第425回矢吹町議会臨時会において可決された課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、各常任委員会が所管する課について、所要の改正をするものであります。

改正内容は、産業民生常任委員会の所管課に農業振興課、商工推進課、上下水道課を加える改正であります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより発議第3号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 発議第3号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、提案理由を説明いたします。

本案は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産につきましては母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

施行期日につきましては、交付の日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより発議第4号 出頭拒否に対する告発について（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） 発議第4号 出頭拒否に対する告発について（案）。

上記の議案を別紙のとおり矢吹町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会」で実施した証人喚問に対して、前矢吹町町長の野崎吉郎氏が出頭を拒否したことについて同条第3項に該当する判断から、同条第9項に基づき福島地方検察庁に告発する。

以上が、本案を提出する理由であります。

出頭拒否に対する告発について（案）。

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1、告発人及び被告発人。

（1）告発人、矢吹町議会議長、角田秀明。

（2）被告発人、野崎吉郎。

2、告発の趣旨。

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3、告発の事実。

第1、告発事実の要旨。

被告発人は、道の駅事業及び新町西道路整備等の調査のため地方自治法第100条第1項に基づき、矢吹町議会に設置された「道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会」から関係人として、令和3年2月22日及

び令和3年3月8日に矢吹町議会議場に出頭して証言するよう請求を受けながら、同両日、正当な理由がないのに出頭を拒んだものである。

第2、告発に至った経緯。

(1) 令和元年9月25日の第415回矢吹町議会9月定例会において、道の駅事業、新町西道路整備事業、一般社団法人まちづくり矢吹事業について、これまでの取組を検証し、それぞれの事業が適切に執行されたかを確認するため、地方自治法第100条第1項に基づき、「道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会」（以下、特別委員会という）が設置された。

(2) 令和元年9月25日から令和2年2月17日まで、関係機関に対し書類の提出及び閲覧、質疑、事務検査等を行い、令和2年2月28日に道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会報告書が取りまとめられたが、調査内容が膨大であり、台風19号の復旧対応や令和2年1月の任期満了に伴う町長選挙とも重なり、関係部署に求めた説明資料の提出にも時間を要したため、調査は完結しておらず、議会の任期満了に伴う改選を令和2年3月に迎えるため、次期議会に対して、引き続き特別委員会を設置し調査を続行することが託され、調査は一旦終了した。

(3) 議会改選後、令和2年4月22日の第420回矢吹町議会4月臨時会において、道の駅事業、新町西道路整備事業、一般社団法人まちづくり矢吹事業について引き続き調査を行うため、地方自治法第100条第1項に基づき、再び「道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会」（以下、特別委員会という）が設置された。

(4) 調査を継続する中で生じた疑義に関して事実を解明するために、被告発人の証人喚問が必要であると判断し、令和3年2月22日及び令和3年3月8日に、矢吹町議会議場に出頭して証言をするよう請求をしたが、被告発人は出頭請求に対する被告発人の疑問に回答するよう求める質問状を提出し、被告発人の求める期日までに納得のいく回答がなければ出頭をしない等として、同両日ともに出頭をしなかった。

(5) 過去の判例等による不出頭の正当な理由は、第一に出頭できない程度の重い病気であること、第二に交通機関の故障で出頭できない場合であること、第三に出張、結婚式、その他業務または家事に関する社会通念上やむを得ないと認められる事情のある場合であること、第四に旅行中、その他の理由で過失なくして呼出しを知らなかった場合等、客観的な事象により証言する場につけない事情がある場合において例外的に認められるものである。証言を求められる事項に関する自らの考えや主張をもって不出頭の正当な理由と認め得ないのは明らかである。そのため、令和3年3月8日の特別委員会で、被告発人が正当な理由なく出頭を拒んだものとする議決を行った。

(6) 真相を解明しようとする特別委員会においてこそ、客観的な事実や自らの考えが証言として述べられるべきであり、したがってその機会の確保が法によりうたわれているところである。よって、前記告発の事実記載のとおり、告発を行うものである。

以上です。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番。

○2番（関根貴将君） 告発についての発議に関して質疑をさせていただきます。

私は、百条委員会、特別委員会はもちろん、小委員会の委員でもあります。小委員会の委員でありながら、理解できない点が数点ございますので、質疑をさせていただきます。

まず、今回の発議、告発についてですが、令和3年2月22日に1回目の証人喚問が行われましたが、出頭されることはなく、同年3月8日に2回目の証人喚問が行われ、再度出頭されず、そのままの流れでこの議場で特別委員会が行われ、告発するか否かの採決があり、賛成多数により今回の告発という議題に至ったわけですが、1点目の質問として、1回目の後に告発をするという選択肢もございました。2回目不出頭の際に告発をするのではなく、3回目の証人喚問という選択肢もあったと思われます。ですので、3つの選択肢があったわけですね。1度目の不出頭の際の告発、今回のように2度目も来なかったので告発、もう一度待つて3度目の告発という3つの選択肢があったと思うのですが、そのような、今回2回目の不出頭で告発となった経緯を、私は小委員会のメンバーにもかかわらずちょっと伺っていないので、委員長に質問させていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） 委員会の中で、確かに1回目、2回目とありました。3回目もあるかもしれないんですが、1回目に関しては意見書等の質問状とのやり取りもありましたので……

○2番（関根貴将君） それは2回目も3回目もありましたよね。

○議長（角田秀明君） ちょっと関根君、待ってください。

○9番（加藤宏樹君） ありました。それに対して対応したということもございます。次も対応してもよかったですでしょうが、質問状に対しては回答する義務はないということで、その段階で回答打ち切り、不出頭として認定したというところがあると思います。

○議長（角田秀明君） 再質疑ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） それでは、2点目の質問なのですが、私は2回目の不出頭の際に、では告発しようということになったというのを聞かされていなかったというのが1問目の質問なのですが、その最終的な結果は、では2回目で告発しようという結果になったのは、加藤委員長の独断と判断してもよろしいのでしょうか。

小委員会でも特別委員会でもそれは議論なされていないんですよ。それとも、小委員会以外の場でほかの委員から告発しようという意見があった上で、誰が最終的に決定したのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） 告発するというのもう既にうたわれておりますので、不出頭に対して告発するというのは地方自治法でうたわれていますので、出頭拒否が正当な理由に当たらないということを皆さんにお諮りすれば告発できるというふうに私は思っていましたので、その判断をして皆さんにお諮りしたところです。

○議長（角田秀明君） 質疑、再度。

関根君。

○2番（関根貴将君） では、最後の質問とさせていただきます。

その答えを言うのであれば、先ほど私が言ったように、1回目の不出頭の際にしなければならないと決めているのであれば、その選択肢が一番正しかったのではないのかというふうに私は思ったので、そのように質問させていただきました。

3つ目の質問として、特別委員会の運営についてという資料の中ですが、証人に対し少なくとも証人喚問の日の1週間前までには通知するという規則がありました。証人に通知されたのは6日前でありました。こちらは答弁書とかにも書いてあると思います。あれですね、質問の回答書とかね。証人から規則に違反しているのではという質問を受け、2月19日に、1週間前という規則を5日前と改正いたしました。この資料には効力がないという方もおられましたが、特別委員会のほうで改正したということは、この資料は効力があったということをお認めていると思います。

また、質問状の中で、法令違反や行政実例に反する内容、諸手続に瑕疵があるような状態では出頭できないと言われていたにもかかわらず、無回答のまま2回目の証人喚問となったわけですが、こうした、同僚議員が先ほど全協の中でも言ったように、段階を踏んで確実にやっていきたいと思います、それが少しなされていなかったのではないかと。特別委員会及び小委員会に一点の曇りもなく、被告発人に対し一点の曇りもなく、全く落ち度がなかったと委員長は言い切れるかどうか。ご回答願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） 今の関根貴将議員の質疑ですが、これ、この本案と関係のない質疑が入っておりますので、お答えできません。

○2番（関根貴将君） ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 関根君の質疑を打ち切ります。

そのほか質疑がある方。

7番。

○7番（富永創造君） では、質疑をさせていただきます。

告発に至った経緯の（6）で、真相を解明しようとする特別委員会においてこそ、客観的な事実や自らの考えが証言として述べられるべきであるということなんですけれども、この機会がなかった、そして証言に出頭していないと、そこで告発という流れになっておりますけれども、この告発によって何が解明されるのか。そこら辺の認識をお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

9番、加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） 富永委員の質問も、何が解明されるか、本議案が告発するかしらないかには一切関係ないので、お答えしません。

もう事実確認で認定されていますので、これ報告書なんですよね、ほぼ。第3項で決まったことを第9項で、

それに基づいてやっているわけですから、これからどうなるかとか、なぜやらなかったかというのはもう質問に該当しませんので、その辺、注意して質問してください。

○議長（角田秀明君） 質疑ありますか。

○7番（富永創造君） 同じような答弁になるかもしれないですけども、ともかく、福島地方検察庁に告発されるわけで、その後、告発されることで検察庁は何を審査するのか、これも答えられないということでしょうか。

○議長（角田秀明君） それは質問として、あれが違いますので、今、告発の関係のことで提案していますので、その後のことは分からないと思いますので。

○7番（富永創造君） 調べておきます。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認めます。

質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、ありがとうございます。

それでは、先ほどとは全く、前置きはせず反対討論に入らせていただきたいと思います。

令和2年4月22日に行われた臨時議会、私の最初の登壇が発議第3号の百条委員会設置への賛成討論でありました。前政権に対し疑わしいことがあれば立証していくことが正義であるという思いと同時に、疑いをかけられた者にも言い分があり、弁明をする機会があつてしかるべきであるという立場で、百条委員会設置に賛同させていただきました。

そうして10か月ほどの間、特別委員会、小委員会、共に十数回行われてきたわけですが、もちろん証人喚問に賛成の立場は変わっておりません。しかしながら、4期16年もの長きにわたって勤め上げた前町長を告発したいという気持ちはみじんもございません。また、傍聴席にいる方々や町民の方々は、今までの経緯が分からないまま、ただ単に2名の方が出頭拒否をしたと悪く思われるのも不本意でございます。

先ほど質問した内容のように、小委員会の運営にも多少なりとも問題があつたと私は感じておりますので、しっかりと体制を整えた上で、正々堂々と証人喚問という流れがあるべきではないかと思っておりますので、今回の告発については反対するものでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） そのほかございますか。

賛成討論で結構です。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、発議第4号 出頭拒否に対する告発について（案）、賛成の立場で討論をさせていただきます。

出頭拒否に対する告発について（案）に、告発の趣旨として記載がありますが、「被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する」と書かれています。まさにこのとおりでありまして、第3項に規定するのは、既に委員会でも決まりました、被告発人が出頭しなかった理由は正当なものに当たらないという判断をしたものであります。第3項に該当するとこれが認められることであるので、同条第9項に書かれていますのは、この第3項に該当すると認められる場合には議会は告発をしなければならないと書かれているのであって、それ以上の選択肢はないものと思われま

す。以上で賛成討論を終わります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 皆様、こんにちは。

発議第4号 出頭拒否に対する告発について（案）、反対の立場で討論させていただきます。

特別委員会によって、調査事項の真偽、本当、うそを議会議員、町民にも明白に示すことにありました。しかし、不明な点を解明できず、事の真意を明白に示せず、現時点でその真実の追求に蓋をしてしまうのが告発ではないのか。告発したとしても、委員会への証人出頭の拒否の理由、その正当性が問われるだけであり、調査事項の真意が町民に示されるものではないと思われま

す。ゆえに、私は反対ということで討論させていただきます。同僚の皆さんの賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

なければ討論を打ち切ります。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、発議第4号に関しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

同僚議員から賛成の意見が述べられていることに加えまして、まず、告発というものについての正しい認識が

おありかどうかという問題にたどり着きます。百条委員会で示しておりますのは、出頭するかしないか、その理由が正当か正当でないか、それを特別委員会、百条委員会でまずは判断しなければならない。そしてそれが正当でない場合は告発という行為をするわけですが、それが犯罪であったりとか犯罪でなかったりという判断を議会がするわけではございません。告発というものの自体はこれは最終的に、正当な理由であったかなかったかは裁判所が判断するんです、その手続をしているだけなんです。だから、いいとか悪いの判断ではないということを正しくご理解いただきたい。百条委員会において、第3項、第9項において目的とするのは、最終的にその判断は裁判所が行うということでございます。その手続を行っているという段階にあります。百条ハンドブックとかそういったいわゆる指南書を

読みますとそのように記載してあります。

ですから、告発イコール犯罪の有無というものを判断するということではないということでございます。あくまでも不出頭であったと、百条委員会が求める証人喚問における証言を求める、それに対して不出頭であった、そこが正当な理由かどうかということに対しての手續上の問題であります。

正しく皆様ご判断の上、この発議に賛成のほど、皆様のご審議、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 私は、発議第4号に対し、反対の立場で討論させていただきます。

理由は、この特別委員会はルールを守っていないというふうに思いますので、もう少し証人喚問を行う努力をすべきだというふうに思います。残念ながらこの特別委員会の本来の目的であろう証人喚問に至っていないと、その原因は特別委員会が幾つものルール違反をしていたということにあります。

1点目ですが、調査事項を個別具体的にしていないという点です。これに関するルールは、1月7日開催の特別委員会で、委員全員で確認した資料1、百条委員会についての中で、調査対象は特定かつ具体的でなければならないと全員で確認しました。調査事項の議決に当たっては、昭和29年9月15日の行政実例、福島県総務部長宛自治省行政課長、自治丁行発第174号でも、一般的、包括的に、市政全般について調査する旨の議決はなし得ない、当該地方公共団体の事務のうち、いかなる範囲のものについて調査権を行使するか議決すべきものであるとされております。

昨年4月22日の議決内容では、この特別委員会、今回のです。1、調査事項は、（1）道の駅事業に関する事項、（2）新町西道路に関する事項、（3）一般社団法人まちづくり矢吹に関する事項としか示されておりません。これは、先ほどの行政実例の国からの回答にもあるように調査事項が特定かつ具体的になっていない、よって、ルールを守っていないと指摘させていただきます。

2点目であります。矢吹町会議規則に違反しているという点です。昨年4月22日の特別委員会設置の発議は、矢吹町議会議規則第14条第1項及び第2項により提出されているので、第14条第2項にあるように、議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え理由をつけとあります。その提案理由がついておりません。ちなみに、前回の選挙の改選前の令和元年度の特別委員会の設置の際の発議には、規則どおり提案理由書がついておりました。

続いて、3点目です。日本国憲法第13条が規定する個人の尊厳の法原理を逸脱しているというふうな指摘をさせていただきます。これは名誉棄損に当たるのではないかと申し上げます。

昨年11月に、公開で開催した特別委員会が出された中間報告の中に、利益供与が行われた疑い、便宜供与がなされた疑い、町に損害を与えた懸念という言葉が出てきております。その根拠、理由の記述がなければこのような言葉を使うことができないというふうに思います。この特別委員会では、その内容も理由も説明は全くしておりません。そして最後には多数決により決しました。これは、利益供与、便宜供与、町に損害等の表現は、日本国憲法第13条が規定する個人の尊厳の法原理を逸脱しているというふうに思います。

最後、4点目です。不利益不遡及の原則を破ったのではないかと申し上げます。特別委員会が定めたルール

を自ら違反したということです。

証人喚問請求する場合、何日前までに通知をするかに関して、本特別委員会では1月7日に今回の特別委員会において、加藤委員長が資料2、特別委員会の運営についての内容を一項目ずつ読み上げ、委員に意見を求め、決定しました。その中で、証人出頭請求書を証人に対し、少なくとも証人喚問の日の1週間前までに通知すると決定しました。最初の証人喚問請求書は2月15日に到着すべき日なのですが、証人が受理したのは2月17日です。証人喚問が2月22日ですので、5日前に到着したことになります。2月19日付の証人からの質問でもこのことを質問され、急遽開催した特別委員会により、不当に5日前に変えてしまいました。議場の議員全員が承知しているとおおり、百条委員会の証人喚問に関しては罰則規定、制裁規定があります。今回の告発がそうであります。

このような規定のある中で、証人出頭請求書を発送した後、その期間を1週間前から5日前に改正、それでよいとすることに何の疑問も責任も感じないのかということでもあります。相手が不利益になること、これも罰則、制裁が科されているのに遡って決定事項を変えたと。こんなことは聞いたことはありません。議会議員としての姿勢が問われるというふうに思います。

私は、地方自治法第100条第3項の判断を、今まで2度も先送りしましたのでもう少し先送りし、証人喚問を実施する方向に努力をすべきだと思います。また、証人からは、文書による回答でも構わないというふうな返答が来ております。実際に証人喚問をしたいということで、私もぜひしてほしいです。一時期、野崎前町長を支持した者として、ここで証言していただき、清廉潔白を証明していただきたいというふうに思っていますので、ぜひ証人喚問をもう一度実施できるような方向で努力をしていただきたいというふうに思いますので、議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔10番 鈴木隆司君登壇〕

○10番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、発議第4号、出頭しないことに対する告発に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私たち議会議員は、町民の皆様の選挙によって、その負託を受けてこの議会に出ております。議会議員の使命には幾つかの大きな使命があります。町民の声をこの議場、町政に届けること、そして、町民の皆さんが一生懸命働いてくださった血税、あるいは県の補助金、あるいは国の補助金、県民、国民の税金が適正に使われているのか、きちんと国民、県民、町民の方の意向によってきちんと使われているのかをチェックする大きな使命があります。

今回の問題になっている中にも、私たちがこのお金の使い道、税金の使い道で聞きたいこと、疑問に思っていること、本人にしか知り得ないことがあるわけで、私たちは証人の出頭を要請しているわけです。この中にあって、本人から出頭拒否ということが続いているわけです。ただ、この出頭拒否には、地方自治法で出頭拒否に対する範囲が決められております。重い病気で出られないとか、近親者の葬式とかそういった項目があります。今回は2度の出頭拒否、この範疇から何も当てはまるものがないのです。本人から質問状が届いたとか、議会での、委員会での議論が足りないんでないかというような声が出ておりますが、出頭要請を求めてこの範

囁にある理由がなければ出頭しなければならないと地方自治法で決められておるのです。

先ほど、委員会、議会の運営についてのお話がありますが、我々百条委員会全員、誰一人欠席することもなく持続継続的に話し合いを進めております。その中で様々な議論をしております。意見が割れたときには採決もしております。我々百条委員会は初めての経験なので、法律家の弁護士の先生にも頼んで様々な意見を聞いております。ここは答えなくていい、ここはこうしなくていいというようなアドバイスの中で進めてきた百条委員会であります。

そうしたことから、この税金の使い道に対して、我々議会の大きな使命であるチェック機能として聞いてみたいことがある、確かめたいことがあることに対して出頭されないということですので、今回の告発に至ったものであります。これは決められたルールによって進めておるわけでありまして。

以上で私の意見とさせていただきます。議場の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 私は、発議第4号 出頭拒否に対する告発について（案）、これに対して反対の立場で討論いたします。

私たちは議員必携を特に参考書としておりますが、その中の302ページから、第4章に100条調査という解説があります。その中で、民事訴訟法に関する規定中、証人の尋問に関する規定が大幅に準用され、強制力が与えられているというふうに書いてありますが、実際の調査に当たっては、冒頭から必ず証人の尋問までしなければならないものではないということも書いてあります。また、議会がこのような調査権を発動する場合は、行財政上の重大な事件や特殊な政治問題等が発生した場合とか、あるいは決算、その他重要な案件の審査をする場合であろう、そういったことで書かれております。

こういったことから考えれば、100条調査というのは大変重い、強い権限が与えられているということでありまして。出頭要請して出頭拒否されるというのは、私もあまり聞いたことがないというところでもありますが、こうした議会に与えられている権限であるからこそ、なおさら証人喚問については、野崎前町長、真摯に対応してやっていくべきではないかというふうに思います。

3月3日付で来ている質問状、その中には、熊田議員から解説がありましたが、内容的にはそれを、例えば利益供与、便宜供与、損害を与えた懸念などの表現に理由の記述、根拠の記述がない、そういったものとか、調査事項は個別具体的に特定するとそういったものがないということで質問状が来ております。それらに対して真摯に対応して証人喚問にまでこぎ着ける、そういうふうにするのが妥当ではないかというふうに思います。

今回、告発についてはまだ証人喚問に応じてはおりませんが、まだまだこれから証人喚問に力を注いで、本人に出頭していただくというような努力をすべきと考え、今回の告発については反対ということで討論をしたいと思っております。皆さんの賛同をよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） なければ、討論をここで終結させたいと思っております。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

発議第4号 出頭拒否に対する告発について（案）は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 起立多数です。

起立多数でありますので、よって、発議第4号は原案のとおり告発することに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第10、これより発議第5号 出頭拒否に対する告発について（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） それでは、発議第5号 出頭拒否に対する告発について（案）。

上記の議案を別紙のとおり矢吹町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会」で実施した証人喚問に対して、前矢吹町副町長の藤田忠晴氏が出頭を拒否したことについて同条第3項に該当する判断から、同条第9項に基づき福島地方検察庁に告発する。

以上が、本案を提出する理由であります。

出頭拒否に対する告発について（案）。

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1、告発人及び被告発人。

（1）告発人、矢吹町議会議長、角田秀明。

（2）被告発人、藤田忠晴。

2、告発の趣旨。

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3、告発の事実。

第1、告発事実の要旨。

被告発人は、道の駅事業及び新町西道路整備等の調査のため地方自治法第100条第1項に基づき、矢吹町議会に設置された「道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会」から関係人として、令和3年2月22日及び令和3年3月8日に矢吹町議会議場に出頭して証言するよう請求を受けながら、同両日、正当な理由がないのに出頭を拒んだものである。

第2、告発に至った経緯。

(1) 令和元年9月25日の第415回矢吹町議会9月定例会において、道の駅事業、新町西道路整備事業、一般社団法人まちづくり矢吹事業について、これまでの取組を検証し、それぞれの事業が適切に執行されたかを確認するため、地方自治法第100条第1項に基づき、「道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会」(以下、特別委員会という)が設置された。

(2) 令和元年9月25日から令和2年2月17日まで、関係機関に対し書類の提出及び閲覧、質疑、事務検査等を行い、令和2年2月28日に道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会報告書が取りまとめられたが、調査内容が膨大であり、台風19号の復旧対応や令和2年1月の任期満了に伴う町長選挙とも重なり、関係部署に求めた説明資料の提出にも時間を要したため、調査は完結しておらず、議会の任期満了に伴う改選を令和2年3月に迎えるため、次期議会に対して、引き続き特別委員会を設置し調査を続行することが託され、調査は一旦終了した。

(3) 議会改選後、令和2年4月22日の第420回矢吹町議会4月臨時会において、道の駅事業、新町西道路整備事業、一般社団法人まちづくり矢吹事業について引き続き調査を行うため、地方自治法第100条第1項に基づき、再び「道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会」(以下、特別委員会という)が設置された。

(4) 調査を継続する中で生じた疑義に関して事実を解明するために、被告発人の証人喚問が必要であると判断し、令和3年2月22日及び令和3年3月8日に、矢吹町議会議場に出頭して証言をするよう請求をしたが、被告発人は出頭請求に対する被告発人の疑問に回答するよう求める質問状を提出し、被告発人の求める期日までに納得のいく回答がなければ出頭をしない等として、同両日ともに出頭をしなかった。

(5) 過去の判例等による不出頭の正当な理由は、第一に出頭できない程度の重い病気であること、第二に交通機関の故障で出頭できない場合であること、第三に出張、結婚式、その他業務または家事に関する社会通念上やむを得ないと認められる事情のある場合であること、第四に旅行中、その他の理由で過失なくして呼出しを知らなかった場合等、客観的な事象により証言する場につけない事情がある場合において例外的に認められるものである。証言を求められる事項に関する自らの考えや主張をもって不出頭の正当な理由と認め得ないのは明らかである。そのため、令和3年3月8日の特別委員会で、被告発人が正当な理由なく出頭を拒んだものとする議決を行った。

(6) 真相を解明しようとする特別委員会においてこそ、客観的な事実や自らの考えが証言として述べられるべきであり、したがってその機会の確保が法によりうたわれているところである。よって、前記告発の事実記載のとおり、告発を行うものである。

以上です。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番。

○7番(富永創造君) では、質疑させていただきます。

令和2年11月16日、初めてここの議場を使って委員会が開かれた日であります。そこで配られた資料項目の2において、調査権の権限、その中の(1)目的上の制約、(4)執行機関との関係による見解について書かれてはいるんですけれども、これに関して、小委員会委員長、また、特別委員会委員長としてその内容に目を

通しているか、認識しているかお伺いいたします。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） それは本件の質疑とは若干違うと思いますので、質問を変えてください。

○議長（角田秀明君） 質疑の中身を変えてください。

○7番（富永創造君） この資料というのは、いわゆる運営に関する調査権の行使、これに関するルール、これを定めているものでありまして、その資料に関してそれを読んでいるかどうかなんです。

といいますのは、百条委員会の権利を行使するに当たってルール等が出ていますので、それが全体を通して疑義があると。いわゆるそれが一つの運営に当たっての組織的な制度設計の基本になっておりまして、ですから、その点において、目を通しておられるとは思いますが、その点を確認したかったんです。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

9番、加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） 本案には若干不向きな質疑かと思います。既に前段で全て完了、解決されている話でございまして、我々は当然ハンドブック等もいろいろ参考にしてやってはおりますが、100%全てをこなせるというものではありませんから、それなりに対応してきた。そういったものも当然読みながらやっているというのは事実です。

○議長（角田秀明君） よろしいですか。

○7番（富永創造君） 以上です。

○議長（角田秀明君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なければ終結いたしたいと思います。

質疑なしと認め、質疑を終結いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 発議第5号 出頭拒否に対する告発について（案）、反対の立場で討論をいたします。

先ほど、議案第4号と同じような内容等になりますが、100条調査、これは民事訴訟法に関する規定等が大幅に準用されるということから強制力が与えられておりますが、実際の調査に当たっては、冒頭から必ず証人の尋問までしなければならないものではないというふうに議員必携の中には書いてあります。また、議会がこのような調査権を発動する場合は、行財政上の重大な事件や特殊な政治問題等が発生した場合とか、あるいは決算その他重要な案件の審査をする場合などでありまして。こうしたことから、100条調査には大変重い、強い権利が与えられていると。

こうした中で、出頭要請をすれば出頭してくるということではなく、今回、前副町長においても質問状が来まして、その中で、回答がない場合には出頭しないということから今回の告発に至っておりますが、こちらも

発議第4号と同じように、やはり真摯に対応して、その質問状に答え、本人に出頭して証人喚問に力を注ぐべきであるというふうには私は思います。そうしたことから今回の告発に反対するものであります。議員の皆様の賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 私は、発議第5号 出頭拒否に対する告発に対して賛成します。

今回の告発は、地方自治法第100条第3項に認められるもので、同第9項の規定により告発しなければならないということであり、そのため告発することが決められております。そして、先ほどから証人喚問をするほうがいいという意見が多数ありますが、我々は証人喚問をやめるつもりではありません。最後まで証人喚問をするように頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） ちょっと趣旨が違うぞ、多分。今、告発の話をしているから。もう発議出ているから。

ちょっとその辺、違うね。

○3番（高久美秋君） 私は、だから告発に賛成します。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 傍聴者の皆様もお疲れでしょうから、私たちもちょっと疲れぎみなので短めに終わらせます。

私は、発議第5号 出頭拒否に対する告発について（案）に対し、反対の立場で簡単に討論します。

まず、幾つかのルールを守っていないという点であります。調査事項を個別具体的にしていない。矢吹町議会会議規則に違反し、理由をつけていない。日本国憲法第13条が規定する個人の尊厳の法原理を逸脱している。4点目、不利益不遡及の原則を破ったという点であります。

それで、今まで2回、すぐ告発しなかったのは、この資料の至った経緯の（5）の5行目後段からあるように、「客観的な事象により証言する場に就けない事情がある場合において」というふうに、優しい解釈をして2月22日は告発しなかったんだろうというふうに思いますので、その優しさをもうちょっと持って、ぜひ証人喚問、この後も続けると言っていましたけれども、もう一回努力していただいてというふうに思いますので、皆様のご賛同、よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

10番。

〔10番 鈴木隆司君登壇〕

○10番（鈴木隆司君） 発議第5号に対して討論をさせていただきます。

○議長（角田秀明君） どっちですか。

○10番（鈴木隆司君） 出頭しないことに対する告発に対し、賛成の立場で討論をいたします。

この告発は中身のことでなくて、出頭そのもの、出頭しないことに対する告発であります。出頭しないことに関しましては、先ほども述べましたとおり理由が決められておるのです。その理由に該当しなくて出頭しないということですので、これは告発しなければならないと。決められたルールによって進んでおるわけです。

つい先日、話は変わりますが、国会の衆議院、参議院予算委員会において、総務省との会食という問題で、衛星放送の東北新社の社長、NTTの社長が国会に参考人招致として来て、ご自分の意見、考え方、そして、例えば1人7万円の会食は一般的にやっぱり非難されるものだったと、謝罪すべきところは謝罪しております。このように、国会でもきちんとルールによって呼ばれた人はきちんと出廷して、意見、謝罪を述べているわけでありまして。

様々な意見があると思いますけれども、まず出てこなければ話が進まないのです。ですから、これは中身ではなくて、出頭しないことに対する告発です。理由に該当しないから告発しなければならないというルールにのったことをやっておるわけですので、議場の皆様の賛同をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、討論なしとしますので、終結したいと思います。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。

発議第5号 出頭拒否に対する告発について（案）は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 賛成多数でございます。

発議第5号は原案のとおり告発することに決しました。

お諮りをいたします。ただいま議決いたしました2名に対する告発手続については、私、議長においてご一任いただくことをよろしくお願ひしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、手続につきましては、議長にご一任いただくことにお願ひしたいと思います。

◎閉会中の継続調査の申出書について

○議長（角田秀明君） 日程第11、これより閉会中の継続調査の申出を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員長の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き4時10分から議員控室において全員協議会を開催しますので、ご協力をお願いしたいと思います。

これにて第426回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

傍聴席の皆さんもありがとうございました。

(午後 3時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 7 月 1 日

議 長 角 田 秀 明

署 名 議 員 高 久 美 秋

署 名 議 員 藤 井 源 喜